

大日本帝國憲法講義

完

特70

158

031713-000-3

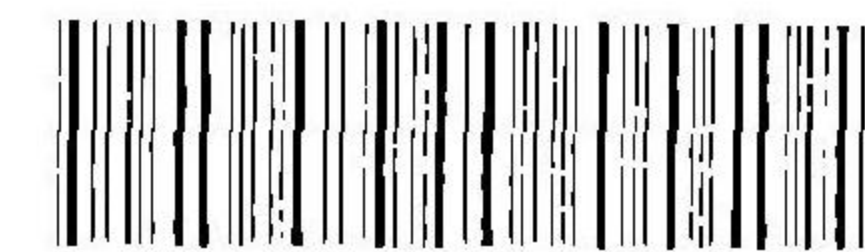
特70-158

帝國憲法

高田 早苗 / 述

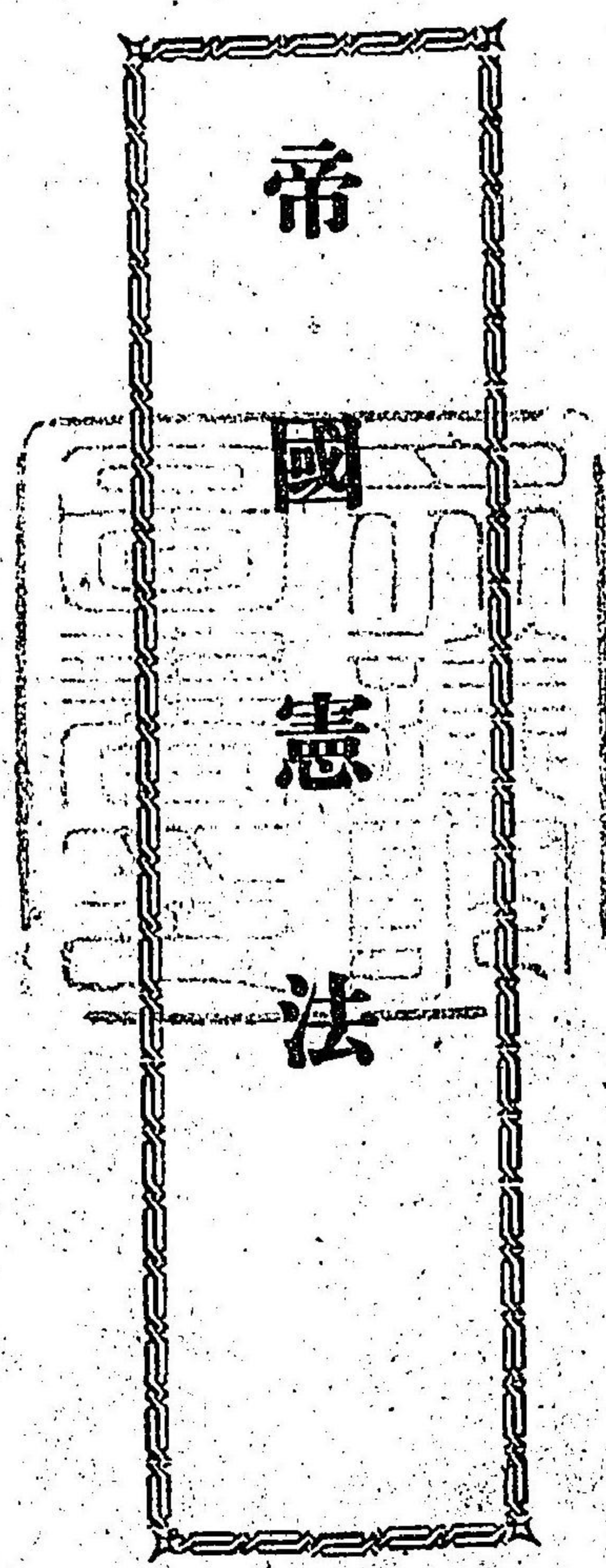
[刊年不明]

BBE-0340



特70
00 158

文學士 高田 早苗 講述



發行所 東京專門學校

完

大日本帝國憲法目錄

總論

一頁

第一章 天皇

十五頁

第二章 臣民の權利義務

六十七頁

第三章 帝國議會

九十五頁

第四章 國務大臣及樞密顧問

百三十三頁

第五章 司法

百四十三頁

第六章 會計

百五十九頁

第七章 補則

百八十五頁



天日本帝國憲法講義

山澤俊夫

法學士 織田 一 講義

政治科 得業生 山澤 俊夫 編輯

憲法の英語にてコンスタ、ユーションと云ひ獨乙語にてタス、フェルファスングス、レヒトと云ふ英國の憲法學者マイセイ氏は其著書憲法論と題する書中に憲法の定義を與て曰く憲法といふ主權の分配若くは使用を直接又の間接に規定する所の總ての規則を云ふ尙ほ一層詳解すれば主權掌握者相互の關係主權使用の方法、王位繼承、王の特權、立法の体裁、立法者選舉の方法、宰相の責任及び職權、國境併呑國民と定むる等の規則を總稱する者なりと而して氏は是等の規則を大別してことす一と憲法上の法律と一と憲法上の徳義とす前者の裁判所の強行する都ての憲法上の規則と云ひ後者は裁判所の強行せざる都ての憲法上の規則と云ふ例を擧

て之を説明せんに王の惡を爲し能はぬと云ふ確言あり之は憲法上の法律に屬するものあり何となれば裁判所は此確言を解釋して王は自己の爲したる都ての所爲に對して自ら責任を有せざるものとす設令王がグラッドストーン氏を銃殺せることあるも裁判所は其所爲を法律上にて責罰せざ王は惡を爲し能はぬとの確言を強行すればなり又法律上の惡事を爲したる者が王の命令に由て之を行ひたりとの抗辯を爲すも裁判所の之と採用せざるなり何となれば王は惡を爲し能はぬとの確言に由り王は斯る事と命令するまゝとありと斷定すればあり扱て次に憲法上の德義の例と擧んに王は上下兩院に於て通過したる法律案に不認可を與ふへからず上院は財政法案を自ら提出すべからず上院の上告裁判所として働く時に法律貴族(法律家に去て新貴族とありたる者を指す)をあらざれば其審判に與るを得ず下院の信任を失ひたる大臣は其職を退かざるべからざる等の規則あり是れ都て憲法上の法律に非ずして憲法上の德義に屬する者なり何となれば都て是等の規則を破りたりとて裁判所は其所爲を責罰せざればなり斯く憲法を大別して法律及び德義の二と爲したれとも決して其二者の間に輕重あるにあらず憲

法上の法律とても其事に由り必要の大なるものと小なるものとあり憲法上の德義にも亦其事に由り必要の大なるものと小なるものとあればなり憲法上の德義は成文憲法と有する國にも是れあり例へば北米合衆國に於て大統領に撰舉せらるゝは幾度とても憲法の成文に反せを然れども三回以上撰舉せられざるを以て憲法上の德義と爲すか如し嘗てグラント將軍の二回大統領の職を務めたる後に三たび大統領に撰ばれんと欲し憲法上の德義に背くものなりとて世人の擯斥を受けたり我邦にては今日未だ憲法有効の日にあらざるを以て憲法の德義未だ發生せざるも後日必ず發生するまゝとあるへきあり次に獨乙の公法學者ロンチ氏の定義を示さん氏に公法を別て國際公法及び國法とし國法と別て憲法及び行政法とし憲法は國体及び元首と臣民との法律上の干係と規定するものにして行政法は國の内外に向て國權の使用方法和規定するものなりと又ヒュー、デ、グレ、ー氏の曰く國家と二様の點より觀察す第一は國家の組織よりし第二は各般の事項と實行する点よりし第一は憲法にて規定し第二は行政法に由て規定すと又小野梓氏は其著書國憲汎論中に曰く國憲は主権者被治

者の干係を正ふし官民の分限と定め官人の職權民人の權利を示すものありと之を要するに憲法なる語は英語にても獨乙語にても共に組立るまど若くは結付ることの意義を有せり即ち國家を組織する大体の法則を憲法と云ふ故に憲法は國家の活動する法規に非ずして靜止したる組織法たり

以上は理論上より憲法の定義を下したるものなれども我邦の如く成文憲法と有する國に於て憲法は如何あるものなりやと云は、昨年發布せられたる第一條より第七十六條までと指して憲法なりと云ふの外なし

第二 憲法小史

其一、英國 英國の憲法の母國なり憲法の英國に於て始めて發育成長したるものなり十八世紀の初めに當て佛國のモンテスキュー氏は萬法精理と稱する書を著はし英國制度の完全なることと稱讚し就中熱心に憲法の制定立法行政司法三權の分離説を主張せり當時氏の議論は天下の輿論を動かし終に千七百八十七年北米合衆國は氏の三權分離説に基きて合衆國憲法を制定せり又千七百九十一年の佛國憲法及び千八百三十一年の白耳義憲法も共に氏の説に従て英國憲法に模倣

して制定しるものなり其後千八百四十八年佛國第二の革命以來埃地利瑞西獨乙諸邦殊に普魯西の如きも皆英國憲法を基とせる佛國憲法を模範として制定したるものなるか故に何れの國も多少は直接間接に英國に模倣しるものと云ふへきなり故に曰く英國は憲法の母國なりと

斯く英國憲法は他國憲法の模範とありたれども英國憲法と他國憲法とは其間に一大差別あり他國憲法は成典なれども英國憲法は不成典なり故に何年何月何日に制定せられたるやと明かにする能はず日耳曼人種古代歴史の泰斗タシタス氏は曰く千七百年前に在て既に國會あり貴族あり自由人民の總會ありて複雜政体の萌芽を備へたりと是を以て英國憲法は他國憲法の如く一時に制定せられたるものにあらず漸々に成長發達したるものなるまどを知るへし而して其間に或は君民の争ふ由り或は君主と國會との軌轢に由りて憲法の主義及び人民の權利等と明に文書に認めて官民相共に守るの規約と定めたと數度の多きよ及へり其最も著しきものを千二百十五年ジョン王の大憲章マグナカルタ及び千六百八十八年ウヰリヤム三世の權利條款とす今其重なる要点を擧ぐれば

甲 國王は上下兩院の同意を歴すして租税を賦課するを得す
乙 國民は法律に由らすして罰せらるることなし

丙 國家の主權は國會に在り國王上院及び下院の三者と以て國會を組織す國會の同意なき時何人と雖も法律を制定廢止又は停止するを得す

(註)古代より國中の貴族大僧正と召集して國王の顧問官に充てたり後エドワ
ード第一世(千二百九十五年)に至り各市府及び郡邑より代議士と出して之に
加へたりしかども未だ今日の如く判然分立したる上下二院と設くるに至ら
ざりしエドワード第三世の時に至り全く分離して貴族大僧正は上院を組織
し各地方の代議士は下院と組織せり而して下院と未だ立法に參與するの權
を充分に有せず第十四世紀に至り始めて今日の如く國王及び上下兩院の同
意を得ずして法律を制定する能はずとの主義を確定せり

丁 下院に於て多數の信用を得たる政黨を以て内閣を組織す

(註)第十八世紀の初に當て此習慣の端緒を開けり既に十七世紀に於てホイッ
グ・トリリーの二政黨起り後變して改進黨及び保守黨となり下院の勢力益

々強を加ふるに隨ひ何人と雖も下院の同意を得されば政務を執ること能は
ざるに至り下院中にて有力ある政黨の首領をして内閣を組織せしむるの習
慣を生せり

其二米國 今より百年前に於て英國より分離して北米合衆國ある獨立連邦國を
組織せり之を組織するに當て特に會議を開き憲法と起草議定し右連邦の認可と
歴て之を制定公布せり千七百八十七年の憲法是なり爾來今日に至るまで大に改
正を加へたるとなし此憲法の歐洲諸國の憲法と異なるの点ハモンテスキュー氏
の説に従ひ立法行政司法の三權を分離獨立せしめたることは是なり故に英國の如
く大臣にして國會議員と兼る能はず又獨乙の如く官吏にして國會議員を兼る能
はざる等其他種々の結果を異よす

其三佛國 元來王權の盛ある國なりしか千七百九十一年にモンテスキュー氏の
説に従ひて憲法を制定し千七百九十三年にルソー氏の民約説に従ひ過激の憲
法を制定したるも實行に至らざりき千八百四年より千八百十四年に至る間ハ那
破翁第一世帝位ありしか同年王政復古せられルイ第十八世の時に欽定憲法を

制定し國家の大權は王に屬する者とし王より國會に與へたる權利の外は盡く王に屬し立法權は君主と上下兩院に屬し起草權は王一人に屬するものとせり此憲法は獨乙各邦の模範となりたるものなり其後千八百三十年及び同四十八年の革命を経て共和國を設立し大統領を置き任期を四年とし再撰せらるゝを得ざると定めたり那破翁第三世大統領となりたる後之を不便として其任期を十箇年と改正し後遂に帝位に昇り普魯西と兵と交へてセダンに於て大敗となり政体又一變して共和國となれり千八百七十五年に憲法を制定せり之を現行の憲法とす斯く前後百年間に政体を變するは十二回の多き及へりと云ふ

其四獨乙帝國及び普魯西 獨乙帝國といふ普魯西、ハッリヤ、サキソニー其他二十六邦よりなれる連邦國と云ふ南部連邦諸國は千七百八十九年佛國第一革命の刺撃に依て憲法を制定し北部諸邦は千八百三十年佛國第二革命の刺撃に依て憲法を制定せり獨り普魯西は千八百四十八年佛國第三革命の刺撃に依て憲法を制定することゝなれり同年國民會を召集して欽定憲法を議せしめたるも其議政府と協はすして解散せられたり翌千八百四十九年に新に議員を召集して欽定憲法を議

定せしめ千八百五十年正月卅日に公布せり之を現行の憲法とす

獨乙帝國憲法は千八百六十七年に制定したる北部連邦二十二ヶ國獨乙北部連合憲法を基礎とし千八百七十年普魯西戦争勝利の後南部諸邦と連合して獨乙帝國を組織し千八百七十一年に制定したるものあり

第三 憲法の種類

其一成文憲法不文憲法 成文憲法とは憲法全体が一個の法典となり居る者を云ふ我邦の憲法の如き即ち是なり不文憲法とは憲法が一個の法典となり居らざるものを云ふ即ち英國憲法の如し

其二固定憲法及び不定憲法 固定憲法とは通常立法の手續に由り之を變更廢止する能はざるものを云ふ不定憲法とは通常立法の手續に由り變更廢止し得るものを云ふ我邦の憲法は前者に屬し英國憲法の後者に屬す

第三欽定憲法民約憲法及び國約憲法 此區別の憲法制定者の異なるより起るものとす欽定憲法とは我邦の憲法の如く君主自ら制定したるを云ひ民約憲法とは佛國憲法の如く人民の協議に由りて定まるものと云ふ國約憲法とは米國及び獨

乙帝國の如く連邦各國の約條よりなるものと云ふ

第四 憲法と法律との干渉

形式上に於て憲法と法律との差別は憲法第七十三條に於て定めたる改正手續の一点を異にするのみ材質上に於て憲法と法律との効力は少しも異なることなし但し行政官の命令に較ぶれば大に其効力に相違あり即ち行政官の命令にして憲法若くは法律に反する時の其執行に對して何人と雖も故障を申立てるを得れども法律が憲法に反する時の吾人臣民は其執行に對して故障を申立て得るや否やと云ふに此事に關し我邦に於ては明文なきが故に申立て得ずと解釋せざるを得ざる即ち臣民の法律が違憲の法律なるや否やを調査するの權利なき其材質として如何に憲法を背くかとあるも一定の形式を備へたる法律の吾人臣民に從ひざるを得ざる

北米合衆國及び歐洲大陸諸國に於ては憲法の尋常法律の上に位し尋常法律の憲法に背くを得ずと定む而して北米合衆國と歐洲大陸諸國との間に一大差別あり合衆國に於ては裁判官の法律及び布令が憲法に遵據するや否やを審査判定し

抵觸したるものは無効と爲すの權を有す抑も此原則の出でたる所以は合衆國憲法の國民の同意を以て制定したるものなるが故と之を尊重して尋常立法權を以て之に背くを得ざとの趣意に出でたるものなり而して違憲の法律命令を無効と爲すに二個の制限あり第一法律を二意に解釋し得て一の憲法に合し一は反するときは憲法に合するの解釋を採用せざるべからず第二立法院が發布したる法律が憲法に背くの故を以て裁判所は此法律を廢止するを得ず唯一事項に付き法律を無効として其事項に適用せざるなり例せば支那人放逐條例が憲法に背きざりとして裁判所は之を無効にするを得ず唯支那人の訴を受けたる場合に之を適用せざるのみ全体に法律を無効にするを得ずして唯之を實際の場合に適用せざるのみ右の如く合衆國にては裁判所が憲法の保護者となり違憲の法律及び命令は一切之を適用せざるを以て憲法は法律の爲に變更せらるゝことなし佛國に於ても憲法は法律の上に位し法律は以て憲法を動かすを得ずとの主義を有すること北米合衆國の如しと雖も佛國には合衆國の如く違憲の法律を以て適用せざるを拒むの裁判所或は其他の官衙なし故に法律を以て憲法を實際に變

更することを得るなり大統領は憲法に反するの法律なりと思惟する時は再び國會に提出して再議せしむるを得れとも上下兩院の之に同意せざる時は憲法に背きたるものと雖も法律と爲さざるを得ず而して布令の憲法及び法律の範圍外に出ることを得若し其範圍を出てたる時は行政裁判所より出訴して其無効を要求するを得

獨乙及び普魯西も佛國の如く法律は憲法の下に位し布令の法律の下に位し法律は憲法より背かざるを以て原則と爲すと雖も憲法上の形式を履みたる法律の其實質憲法に背くも之を無効とするの裁判所なし殊に普魯西憲法は第六六條に於て相當の形式を備へて發布せたる勅令の法律上効力を有するや否やを審判するの權は獨り國會にのみ屬して裁判所に屬せざるものとせり英國は以上の諸國と異りて憲法と法律との差別なく憲法と稱する特別の法典なし故に違憲の法律あるの理なし而して後法は前法を廢するとの主義により新法律と舊法律と特觸する場合には總て舊法を無効と爲すか故に違憲の法律あることなり既に一度法律として發布したる以上は之を解明適用するの權は全く判

事に在りて國會の干渉する處にあらす且つ判事は布令布達か法律に背くや否やを審判し背法のものには之を無効と爲する權を有す

第五解釋の方法

第一、憲法の明文

第二、憲法制定者の意思

甲、憲法以前文

乙、憲法制定參與者の著はせる義解

丙、樞密會議の議事筆記

第三、其國の歴史

第四、國法學の原則

以上を以て總論を終るに臨み尙ほ一言すべきことは我憲法の條章の少なきこと
是れなり我憲法は僅に七章七十六條より成立すれとも普魯西の如きは九章百十
九條あり而して北米合衆國憲法も亦其個條少から他國に於ては憲法に議員
撰擧の事國境の事其他細密なる個條を憲法に於て規定すれ共我國の憲法は國家

基礎の大体上に止まれり而して其利益は他國に於ては憲法を屢々變更せざるべからざる場合に臨むことあるも我邦の憲法は改正と要をること甚だ難なし是れ我憲法の良所あり

第一章 天皇

本章第一條より第十七條までは所謂天皇の大權と列擧したるものあり天皇の大權は此憲法に由りて新設せられたるものにあらざ之を祖宗に享て之を子孫に傳へ給ふものなり憲法義解曰く憲法に殊に大權を掲げて之を條章に明記するは憲法に由りて新設の義を表するに非ざりて固有の國體は憲法に由りて益々確乎たることを示すなりと天皇なる言葉は古來より用ひ來れる國法上の語あり大寶令に曰く天子は祭祀に稱する處天皇は勅書に稱する處皇帝は華夷に稱する處陛下は上表に稱する處なりと又此憲法に天皇の稱號を用ひたる以上の法律勅令は必き此稱號を用ふべきなり天皇及び其代名詞なる朕乃至尊の外何人も之を用ゐるを得ず陛下なる敬稱は皇室典範第十七條に由り太皇、皇太后、皇后にも之を用ゐるを得

天皇の特權は本章十七個條に列擧したるものみに限れりやと云ふに決して然らば天皇の憲法の條規に牴觸せざる限は何事をも爲し給へるの特權を有せらるゝなり例せば我憲法に國境變更の事貨幣鑄造の事を規定せざるが故に是等は都

て天天皇の特權に屬す天皇の特權は此十七個條に制限せらるゝものにあらずして尙ほ之より廣きものなりと知るへし然らば何故に故らに十七個條を列擧したりやと云ふに其故は政府處分を規定するものなり政府處分とは法律と并ひ行はるゝものにして法律又は行政官乃命令を以て之と動すを得す又政府處分に對して行政裁判を請願するを得す

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

本條の主意は國体を定むるに在り國体と定むるに統治權の主体と容体とを定むるを要し統治の主体と容体とが同一の人間にして資格と改めて此二様の作用を爲す時は之を民主國と云ひ統治の主体と容体とが截然區別し一人君臨するの國体を名けて君主國と云ふ本條に據れば統治者は萬世一系の天皇にして之が統治を受るものなり大日本帝國なり故に我邦の純然たる君主制の君主國ありとす次に統治の英語のレインガヴァンなる二字と合したるものなり佛國のチーエール氏は君主の君臨して支配せすと云ひ英國王は統御すれども支配せすと云ふことあれども我邦にては統治兩なから天皇之れを併有し給へり統治なる語は我邦

の往古に於ては、まらずと云へり其意義の治むると云ふ義にして私の財産として領有する義に非ず率土の濱王土にあらざるはなく一國の土地の盡く其君主の私有に屬はとは中古に行はれたる説なれとも今日にては公法上と私法上との干係を異にし統治といふ公法上の干係にして私法上の干係を指すに非ず公法上統治の意義の命令と云ふに外ならず命令といふ我意を表し之に制裁を加へて強行せると云ふ而して此命令權を有するものを國家とす自治体若くは行政官の如きは縦ひ命令することあるも國家より其權利を讓受け若くは委任を受けて之を爲すものにして自ら有する權利にあらず國家の何人よりも委任又は讓受けたるものに非かすして自ら之を有するものなり扱國家ある語に許多の意義あれとも國家を以て主權と同一視するものと同一視せざるものとの二説を以て其重なるものとす後者は國家を以て公法上の法人とし之を君主と同一視せず君主は國家に於て最高の地位を有する機關と爲す前者は君主と國家とを同一視し君主即ち國家なりと云ふものなりフレデリック大王は曰く朕は國家第一の僕ありとルイ第十四世は曰く朕は國家なりと此二人の以上の二學説を代表するものと云ふべし

次に萬世一系の天皇とは他國憲法の如く國王の血統を掲げざるも我國よての神祖の後裔なるまゝと明白疑ひな一而して此事と掲げ得るものは獨り我帝國憲法あるのみ

次に大日本帝國と云ふことを説明せんまゝ大日本帝國と構成するものは國土と臣民とを併せ稱するものよして統御の容体なり故に統御の及ぶ處は第一に國土に在り第二に臣民に在り故に國土内に來るものは外國人と雖も我統治權の下に立たざるを得ず又外國に在るの時と雖も我統治權の下に立たざるへからざることあり又國土の範圍に關しては別に規定する處なし普魯西憲法第一條に我國王の土地現在區域の内に在るもの普魯西國を爲す第二條に普魯西國の境界は法律に由るよ非されば之を變更することを得ずとあり憲法義解よ於ても日本帝國現在の版圖は古の謂所大八島延喜式の六十六國及び各島并に北海道沖繩の諸島及び小笠原島諸島と云ふとあるのみにて其變更の方法を云はず後日或は外國條約に由り或は戰爭に由り之を伸縮する場合には議會の協贊を要せず憲法改正の手續を要せず天皇の特權と以て之を行ひ得べきなり

第二條 皇位は皇室典範に定むる所より皇男子孫之を繼承す

皇位繼承に關する總ての事ハ皇室典範にて定め本條にては唯皇男子孫に依ると云ふまゝと定むるのを既に本條に於て定めたる以上の皇男子孫皇位を繼承するの一事は憲法の一部となりたるを以て之を改正若くは廢止するよハ憲法改正及び廢止の手續に依るべく決して皇室典範改正の手續に依るへからせ而して皇男子孫といふ男系の男子に限るの意味にして女子の血統并に女子自身の皇位に昇るを許さざるものとす皇室典範第一條に曰く大日本帝國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承すとあるを以て之を知るへし而して男子中にては長子及び其男子孫を先とし次子を次とす同第二條に曰く皇位は皇長子に傳ふ同第三條に曰く皇長子ありざると死し皇長孫に傳ふ皇長子及其子孫ありざるときは皇次子及其子孫に傳ふとあり我國にては女子の位に即くを得ざるの法あれ共英國にては女子と雖も男子と同じく即位すると得唯同等親中に於て男子ハ女子より先んるの差あるのみ普魯西國に於ては皇位に昇るものは男子のみとし女子ハ位に昇

る能はざることを我國の如し故に男子の血統よきて悉く死に尽したる時は何人か皇位に昇るべきやの問題あれとも女子を禁するや否やの明文なき故に之を今日に定むる能はざる場合に臨み憲法若くは法律と以て之を定むるの外なし以上は皇位繼承者の順序を定むるの法あれとも繼承者は如何なる時期を以て皇位と繼承したるものとすへべきやと云ふに天皇崩御のときは繼承者其瞬間に於て直に皇位を繼承したるものとす天皇の位の瞬時と雖も空虚なるへからず先皇崩御の時は則ち新皇即位の時なり別に法律の規定又は其他の式と用ふるを要せざるあり皇室典範第十條又曰く天皇崩する時は後嗣即ち踐祚し祖宗の神器と享くとあり之を史に徵するに繼體天皇群臣の迎ふる所となり未だ帝位と踐み給はせ而して史臣既に天皇樟葉の宮に移ると書し皇太子樟葉の宮に移ると書せざりしは之が爲めなり又先年普魯西國先帝崩御の時も其崩御は皇太子に報知しるに非ずして皇帝に報したりと云ふ以て皇位は先帝崩御の瞬間に直ちに新帝に移りたるを知るべきなき抑も公法學上に於ては國家と以て一法人とす而て國家の存在は永遠無窮を期する者なるを以て公法上の法人たる點に於ても亦永遠無窮を

期する者なり而して君主と此法人の体を爲すものなりと雖も君主の更代は以て國家の法人たるの資格を變するまどなく甲の君主崩して乙の君主其位に即くも國家の法人たる資格の上に其變化を來たさるるあり王者不死なる言葉の此理を明にしたるものなり故に新帝の舊帝の發布したる憲法及び法律を遵守せざるべからき英國のハノーバル國王の曾て其父王の發布したる憲法を破らんとし夫の憲法は父王の發布したるものなれば朕は別に新憲法を制定すべしと主張したるまどありと雖も以上の理由に依り其意見行はれざりき

第三條 天皇は神聖にして侵すべからず

本條は各君主國の憲法に載する所の個條なり而して神聖にして侵すべからきと掲ぐるものと單に侵すべからきと書するものとの別あれども神聖にしてとは侵すべからきの起原と書したるまでにして法律上に於ては神聖にして侵すべからきと云ふも單に侵すべからきと云ふも共に同一の効力なり抑神聖不可侵の始めて起りしは羅馬にて平民黨が其惣代なるトリビュンの權力を強くする爲めに其身體を神聖にし之を侵す者の財産を沒收することとなしたるを以て濫觴とす後

ち羅馬帝國となるに及て神聖を帝に及ぼし耶蘇教の世に至て君主を益々宗教的に神聖にせし西洋にての起源は斯の如しと雖も我國にては天子は神なりとの考へより起因したるなるべし而して不可侵には左の二個の意味を含む

第一不可侵なるに由り君主の身体尊榮と保護するに特別の刑を科す(刑法第百一十條文を見よ)

第二不可侵なるに由り君主は法律上無責任なり

扱是より無責任の起源に關する二個の爭論を示さんとす第一は曰く元來は君主と雖も責任を有すべき筈なれども政治上の責任を君主に歸する時は或は皇帝と對し不敬を加ふるの恐れあり或は之を爲めに國亂を惹起すことあるを以て便宜上君主を政治上の責任外に置き大臣をして之に代りて責任者たらしむ即ち憲法第五十五條に國務大臣は天皇を輔弼し其責に任せとありて大臣は君主に代て責任を帯び天皇は本條に由て責任を解くものありと主張せり第二は曰く本條は於ては天皇の國家と同一體あることを示したるものなり夫れ國家は統御の主体にして一國を統治する最高權なり君主は此最高權を有するものなるが故に何人も

君主に對して責罰を加ふるの權力を有せず若し責罰を加ふるの權力を有する者あらば則ち其者の君主よりも高き權力を有する者あるが故に君主は國家なりとの説に反するものなり然るに君主國に於ては君主の則ち國家にして最高權を有するものなれば其他に斯る高き權力を有する者あるの筈なり本條規定する所の天皇不可侵は則ち此意味を明白にしたるものなり故に憲法第五十五條大臣の責任とは少しも干係する所なし大臣が君主に代て責任を負ふが故に君主は無責任なるにあらす君主は國家の最高權者なるが故に責任を有せざるなり君主か自己の責任を大臣に譲りて而して責任を免るゝと云ふにあらす君主の最初より毫も責任を有せざるなりと

以上君主を無責任者と云ふは公權上の行爲に對するなり私權上の行爲に對して無責任なりと云ふの意にあらす抑も私權上の責任とは天皇が尋常一個人の資格を以て爲し給ふ所爲に對する責任あり仮令の宮中にて物品を買上げ其代金を拂はそ而して無責任なりと主張するを得ざるが如し英國に於ては私權上にては君主に對して訴訟を起すを許さず惣て請願の手續に依ると要す普魯西にては訴訟

を起し得れども國王の名に對せずして王庫に對して起し得るあり

第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲

法の條規に依り之を行ふ

本條は左の如く區別して之を説明するを便とす

第一帝國憲法第一條に於て主權の本体を定め本條に於て主權の作用を定む

第二國の元首たることと示す 國と云へる言葉に數個の意味あり第一一定の土

地に永住する人民の共同の目的を達する爲め成立する獨立の社會として永遠

に統治の組織と爲す者を國家と稱す第二此社會に於ける至高至強の統一權或は

其掌握者即ち主權或は主權者を指して國家と稱す扱て帝國憲法の解釋には何れ

の意義を用ふべきやと云ふに二説あり甲説は第二の意味に従ひ統治の主体なる

天皇を以て國家とし天皇即ち國家なるまとは憲法第一條に由て明なるを以て本

條の元首なる文字は少しも法律上の價值を有せずと云へり乙説は第一の意義に

従ひ國家の君主と別物にして獨立政團體なり主權は國家に在り君主の國家にあ

らずして單に國家最高の一機關たるに過ぎざる國家を以て人体に比すれば君主は

頭腦の地位を占め身体全部の運動と司り最高の地位と占むるにも拘らず身体の一

部たることは疑ひなし其事は憲法義解を見るも憲法の全文と見るも共に明に

して帝國憲法は國家なる文字を以て君主と同一視せざるあり國家の中に帝國

議會政府裁判所樞密顧問等の諸機關ありて而して君主は是等機關中の最高の地

位を占むるなり本條に國の元首と云へるは即ち之が爲めなり外國の例を見るに

統治權を惣攬する君主にのみ元首たる文字を用るに非ず僅に行政權と握たる大

統領にも亦此語を適用せりされば國の元首なる文字の主權者の意にあらざりて

國家最高の機關なりと云ふの意を従つて君主と國家と別物なるは明白なり

第三統治權の惣攬 前に述べたる如く國の元首と云へるの君主に限らず大統領

にも亦之と用ふ而して君主の統治權を惣攬すれども大統領は決して之を惣攬す

るとなし抑も統治權とは國家を支配するの權利にして別て立法及び行法の二と

す(行法を別て行政及び司法とす)帝國憲法にては此統治の大權を天皇に於て惣攬

し給ふ故に天皇は即ち主權者なり立法權の國家に在り司法權は裁判所に在り行

政權の君主に在り三權分離獨立せざる可らずとの佛國モンテスキュー氏の説は

我憲法の採らざる所なり此三權を施用するに當り議會政府裁判所の三種の異なりたる機關の補翼に依ると雖も此三機關は各獨立せるにあらす皆之を君主に統一物括するものあり

第四、此憲法の條規に由り之を行ふ 是れ本條精神の存する所にして統治權の作用を定めざる者なり即ち統治權と作用するには必ず憲法の條規に従ふ若し憲法の條規に矛盾するの法律命令は法律命令にあらずとの意なり換言すれば凡そ法律の議會の協賛を歴大臣の副署を要するものあり然るに若し此手續と形式とを備へざるものあるときは憲法の條規に従はざるものなる故に法律たるの効力を有せずと云ふに在り而して本條に於て議論の別るゝ点の憲法の條規に依り之を行ふとは君主の大權を制限したるものなるや否やと云ふにあり或は君主の大權を制限を設けたるものなりと云ひ或は君主の大權を制限したるものに非すと云ふ後者の説に曰く抑も本條は憲法と矛盾すべからずと云ふことを定めたるまでにして憲法の條文に矛盾せざることは如何なることを爲すも差支なし憲法に由て始て權利を得たる白耳義の君主若くは共和國の大統領の如きは固より憲法に

由て明に與へられざる權利の外は運用する能はざるも我が天皇の憲法に由て大權を得たるものにあらす憲法又は天皇大權の或るものを列擧したるまでにして憲法明文外に大權を有せずと云ふの理なし故に憲法に牴觸せざる限の憲法の明文外に於て命令と發することあるも正當の命令にして決して憲法に背ける者に非ざれば大權の區域は決して憲法に由て制限せられたると云ふを得ず又嚴重に制限なる文字を法律上より解釋せれば制限には必ず制裁力伴はざる可らるる制裁なきの制限は制限にあらざるなり然るに天皇若し其制限を越えたりとて之に制裁を加ふる能はざるは憲法第三條天皇不可侵の條にて明白なり制裁を加ふる能はざる制限は法律上之と制限と稱する能はずと之に反して制限者の説に曰く制裁の有無を以て制限の有無を論ずるは迂の極なり何んとなれば君主に制裁なきは獨り純然たる君主國に限るのみならず議院制の英國王も亦無責任なり又佛蘭西亞米利加の大統領も無責任なれば英國王及び米佛の大統領も亦た憲法に制限せられざるを云ふを得るか恐らく反對論者と雖も然りと云ふを得ざるべし故に制裁力の有無は制限無制限を區別するを得ざるなり我輩の憲法が大權の區域

を制限したりと云ふ所以は君主と雖も一度憲法を發布しふる以上は君主は隨意に憲法を改正するを得る必し一定の形式に従ひ議會の協賛を以て改正せざるべからず又法律を制定するにも一定の手續と形式とを経るを要し若し之を爲さざれば法律の法律たるの効力なく憲法改正の憲法改正たるの効力なしと云ふ点にあり是れ即ち君主專制國と立憲君主國と異なるの点にして立憲君主國君主は憲法の爲に制限を受る所以なりと主張せり

第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

立法權は統治權の一なるが故に統治權を総攬する天皇が之を有し賜ふことは前第四條に由りて明白なり而して本條は此立法權を行ふに當ては帝國議會の協賛を以てすべきことを定め立法權の作用を定めたるものなり通俗に君主及び上下兩院が立法權を共有すと雖も之は大なる誤りにて我憲法にては立法權を行ふことのみ君主及び兩院の協同によるものとし立法權其ものは君主并に兩院の共有たること見認むるものに非ず此事たる獨り我邦のみならず普魯西憲法の第六十二條に立法權は國王及び兩院協同して之を行ふとあり故に普魯西國立法權其ものは國王の獨有にして之を行ふのみ上下兩院の協同を要すと知るべきなり

擬立法權とは政府が臣民に發する總ての命令を發するの權を云ふに非ず單に法律と稱するものを發するの權を云ふ法律を發するには議會の協賛を要すれども其他勅令閣令の如き行政命令を發するには議會の協賛を要せず故に法律の區域廣大なれり議會の協賛權も亦廣大にして法律の區域狹少なれり議會の協賛權も亦狹少ならざるを得ず之を以て法律の區域を定むると甚だ緊要なり何をか法律と云ふにメタイン氏は曰く人事事物の干係は常に變轉活動して止まざるものなる故に靜止したる法律を以て尽く之と規定する能はず唯其活動中に付て變遷少なき大體のみは法律を以て定め其他は行政命令を以て時と處とに適合する處置を爲さしむ即ち人事干係の大綱に渉る通則と稱して法律と云ひ實際特殊の事項を規定するものと稱して行政命令と云ふラバンド氏は之に反對して曰く其規定する干係の一般なると特別なるとに干係せず臣民の權利義務を定むるものは惣て法律なり例せば英國に於て特別ある事項に關するはとにても權利義務を定むるもの法律と稱するが如しと

右二説は法律及び行政命令が規定する事物の性質上より法律及行政命令を區別せんとしたる説にして實質上の區別なり又國會の協賛を経たるものと以て法律と稱し否とざるものを命令と稱し其事物の性質に干係せず形式上より法律及行政命令を區別を設くるものあり此説に従へば歲計豫算の如きも國會の協賛を経て定まるものなるが故に亦豫算法律と云へる一個の法律となるあり佛國は此主義より豫算を以て豫算法律と稱す以上は學説及び外國の例に過ぎず我憲法の如何なる標準を以て法律と行政命令とを區別するやと云ふに法律及行政命令を區別するの標準を掲げざるを以て其區別判然せざれば共豫算を以て法律と稱せざるの点より見れば國會の協賛を経たるものを以て悉く法律となすの主義を採らざることは甚だ明白ありされば權利義務を規定するものを以て法律となしたるやと云ふに憲法第二章に於て指示する事項のみは是非とも法律と以て規定すべきことを定むれども其他の臣民の權利義務に關するは否やとを問はざれば一般の原則あると否やとに關せず法律命令何れにても定め得るとしなしたれば法律命令の區域に常に變動すると以て法律及び行政命令の區別と判然今日に定るを得ず然れども法律と稱する以上は帝國議會の協賛を経て之を發せざるべからざることは本條に於て明白なれば議會開設の後法律と發する時の其前文に帝國議會の協賛を以て云々の文字を見るに至るべし

協賛とは憲法義解所謂協翼參贊と云へる文字より來りたるものにて天皇立法の事業を翼賛するの趣意なるへし即ち議會は立法權を共有するものに非ざして天皇が立法權を行はせらるゝに付き其翼賛を爲すものなり而して協賛の法律の材料と組織するの必要素にして協賛なければ法律は法律たるの効力を有せず法律たるの効力を發するには是非とも其以前に協賛を要するものなり即ち協賛は法律案に對する議會の一致に外ならざるに反して承諾アツクシヤと云ふ既に法律となり既に處分となりて既に第三者に對して効力を發するものに對して出したる議會の議決を云ふ例へは憲法第八條の緊急勅令及び第七十條の政府の非常處分に對する議會の議決を承諾と云ふか如し

第六條 天皇は法律を裁可し其公布及執行を命す

法律を裁可すといふ法律案に法律たるの効力を與ふるを云ふ純粹君主國に於ては

君主の裁可か法律たるの効力を與へ議會の協賛は法律案の事項を議し法律たるの豫備條件と作るものなり法律案が最初政府又ハ兩院中の何れより出てたるに拘らず政府及び兩院の協賛を経れハ法律たるの豫備條件を全く具へたるものとす此豫備條件を備へたる法律案に裁可を與へて法律と爲すや否やハ全く立法權の主体たる君主の決意に存し豫備條件の完備したる法律案を全く廢止するも或ハ之を法律と爲すも君主一人にて之と決し其決するの理由の何たるは敢て問ふ處に非ず又君主の意に依り政府起草したる法律案と一字一句も改正せずして上下兩院を通過したる場合にも裁可と與へて可なり次に裁可の期限ハ關してハ議院法第三十二條に兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるるものは次の會期までに公布せらるるべしと爲るを以て裁可すべきものは次の開期に至るまでに裁可すべく若し其前に裁可なき時は裁可せられざるものと知るべし普魯西獨乙ハ此期限を定めず故に學說異なれりロンチ氏は我邦の如く次の開期までと裁可の期限とすべしと云へり其理由は議院にても甲會の事務は乙會まで引續て効力を有せざる故に法律案に對する協賛も亦た乙會まで繼續すべき

よわらざると云ふにあり之に反するものハ曰く現存の議院と政府と協同して法律の豫備條件を組織するものなる故に現存の議院の改撰せらるるまでは其議決は有効にして其間は何時にも裁可を與ふるを得べしと獨乙帝國ハ此後説に由り議院改選に至るまでの期限を以て裁可の期限とせり

立法の機關は君主國と共和國とに由り大に異なれり君主國に於ては君主と上下兩院協同して立法權を行ひ上下兩院の同意あるも君主の同意なくしては法律を設くるを得ざ之に反して共和國に於ては上下兩院を以て立法の機關とするを以て大統領の同意なくしても兩院の同意のみと以て法律を發するを得又同しく君主國と雖も英國と普魯西の兩國の君主の立法權は甚た異なれり普國王は名義上并に實際上共に十分なる不裁可權を有するを以て兩院一致の法律案と雖も國王ハ之を拒絶するを得而して英國王ハ普國王の如く名義上は充分不裁可權と有すれとも實際に於ては之と用ひて千七百七年にアン女王が一度も不裁可權を用してより以來今日に至るまで既に百八十餘年間一度も不裁可權を行ひたることなく現今國王は上下兩院が議決したる議案と拒絶せざると云ふとを以て慣習と

せり又上院は下院の議決に、常に同意するを以て慣習とせり故に英國に於ては下院獨り其權力を擅にし立法權を專有するものと云ふと得へし佛と米との兩共和國にては元老院及び代議會にて立法權を共有し大統領には不裁可の權利なし唯大統領が兩院の議決に不同意の時、其不同意の理由を付して再議に掛ると云ふ權あるのみ即ち佛國の大統領は兩院の議決を受取りてより一月内に公布するを要するが若し之に不同意の時は右期限内に兩院へ其不同意の理由書を送て再議せしむ然るに此再議にして以前の通り可決せらるゝときは設令ひ自己の不同意なるも必を公布すべきの義務を有す米國大統領も亦兩院の議決に不同意なる時は再議せしむると得其再議にして可決したる時は大統領の同意なくして法律となるとは尙ほ佛國と同一なり但し米國にては再議の時に議員全數三分の二以上の同意を要し佛國にては唯議員多數の同意を要するのみとするの差あり此の如き理由より考ふる時は米國の大統領は英國の君主よりも却て強き不裁可權を有すると云ふも可なり何となれば再議の場合に議員全數の三分の二以上の同意を得るとい稀あるが故に大統領が一度不同意を唱へ再議に附する時は大抵其

意見と貫くと得ればあり

次に不裁可の權は必要なりや將た不必要なりやの議論あり予を以て之を觀れり君主に不裁可權あるとは必要なりと考ふ抑も議會の議決は多數決にして多數者の意見の採用せらるゝも少數者の意見は採用せられざるなり故に議會は議決を以て直に法律と爲す時は法律は即ち多數者の意見にして多數者は法律の威力に依りて少數者を壓制し得るとあり然れとも翻りて一國は上より見れば少數者と雖も同じく一國の臣民にして多數者と同一の保護を受けざるべからざる然るに多數者の爲に其利益を損害せらるゝとあらは決して國家は傍觀すべきにあらざる故に少數者の利益を害するが如き法律案の兩院を經過する場合に、國家全般の利益の爲に君主は之を裁可せざるより外に策あらず故に君主に不裁可權あるは必要ありとす

次に公布(Promulgation)は御名御璽を印して既に裁可を経たる法律の寫しを官報に掲載するの式にして之を以て國民に對して法律たるの檢束力を生ずるものあり又執行は當局の官省をして之を執行すると命ずるものにして官省は之

に由て執行の權利を得ると同時に執行の義務を負ふものなり

第七條 天皇の帝國議會を召集し其の開會停會閉會及

衆議院の解散を命ず

本條は帝國議會の生存と廢滅を爲すは獨り天皇の特權ありとの意を示したるものなり故に議會の自ら集散するを得ず而して帝國議會は貴族院及び衆議院より組成するものなる故に開會停會及び閉會共に兩院同時に爲すべきものとす若し一院のみ之を爲すも其効力は無効なりとぞ召集との勅令を以て撰擧若くは勅任に由り定まれる議員を集合し以て議會を組織するを云ふ議會に臨時會及び通常會の二あり此二つとも其召集の權は天皇に在りとす然れども帝國憲法第四十一條は帝國議會は毎年召集すと定めたるを以て毎年必せ少くとも一度は召集せざるべからず但し一年中にて何月何日に召集するやは天皇の定め給ふ處にして本年の議會の來る十一月二十五日と定められたり英普の二國は臨時通常會共に之を召集するは君主の特權あり普國憲法第七十六條は國王より毎年之を召集す其外に臨時之を召集するも亦等しく君主よりす英國法典中に毎年召集す

るとぞ載せせと雖も習慣上及び實際の必要上毎年之を召集せざるべからず何となれば英國王の國會の認可を経ずして租税を徵收する能はざる故に若し國會を召集せされば租税を賦課する能はず隨て政府の費用を支辨する能はざればなり通常會は毎年二月に召集し八月まで開會するを常とす普魯西は十一月初旬より一月中旬までに召集すへしと憲法に定め開會の期限は之を定めき又英普兩國の臨時及び通常會共に上下兩院を同時に召集すべきものとす而して之を召集するは君主の特權なり之に反して佛米の共和國は通常會の大統領の召集を俟さずして一定の期日佛國は一月第二火曜日米國は十二月第二火曜日と以て一定の期日とす又至れり議員自ら集會する者とす但し臨時會は米佛共に大統領の召集又は議員多數の請求に由るものなり召集ありて議會存立すれども開會の勅命なき以上は未だ正當の運動を爲すを得ず故に開會以前に議事するとありとそるも其議決は議會の議決は非ず開會は天皇の命する處なり議院法第五條に兩院成立したる後勅令を以て帝國議會開會の日を定め兩議院を貴族院に會合せしめ開院式を行ふへし英國及び普國にては君主又は特別委員が開會式を行ふ英國にては下院

の議長は衆議院議員の先導を爲して上院に至る國王も亦上院に來りて勅語を讀む此勅語の中に政府より提出せんとする議案の大体外交内政の模様を述べ君主自ら開院式を爲さる時は特別委員か詔勅を讀む普魯西國にては宮中にて開院式を行ふ米佛二國は開會式を行はす

停會とは議會の議事を中止するを云ひ天皇の命する處にして議會自から停會するを得るを縦ひ議會自ら議事を中止するともあるも之を停會と稱するを得ず停會の期限は議院法第三十三條に政府は何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ずると得と規定せり去れば十五日より永くは停會を命ずると得る英國にては國會自ら停會し普魯西佛蘭西獨乙にては國會自ら停會の權利なく元首之を命ずるの特權と有せり併しながら議院の同意を得て三十日を越へ又は同會期に再び停會を命ずるを得るとあり

閉會とは議會が其運動を止め其存立を解くものなり憲法第四十二條に帝國議會は三ヶ月を以て會期とすと定むれとも此會期中にても天皇は閉會を命ずるを得英普二國の君主は何時にても閉會を命ずるを得佛國にては少くとも五ヶ月間開會すと定むるを以て其期限中は閉會するとなし米國にては議院自ら閉會し大統領の命を待たせ

議案を半ば議決したる場合に閉會を命せらるるときは其議決の分の効力を失し次の開會の時には初より再び議決せざるべうらるる停會は之に反して已に議決したる部分は効力を有するを以て停會と終りたる後に再び議決すると要せざるなり之と停會及び閉會の効力の差とす

解散とは時期を拘りて當時の代議士の職を解き人民をして更に改撰せしむるを云ふ元來議員は四年を以て任期とす此任期過ぐれば自ら其資格を失ふものなれとも解散は其任期を短縮するものなり本條に於て故らに衆議院の解散と認められは解散を命せらるる衆議院のみにて貴族院には干係なし英國にては下院のみならず上下兩院にまで解散を命ず其は何故かと云ふに英國の上院中に座席を占むる蘇格蘭愛蘭の貴族は同族中より撰舉せられたるものなれば之を改撰せしむる爲に上院も亦解散を命ずるなり普魯西の王並に佛國の大統領は共に下院のみと解散する權利を有す

解散を命ずるの理由は何處にありやと云ふに議會と行政府と意見と異にしたる場合なり元來政府も議會も法律の起草權を有せり然るに若し議會と政府とが政治上の意見を異にするか若くは其他の事情の爲に互に軋轉して議會の申出は是非善惡の區別なく政府盡く之と破棄し政府の申立ての議會盡く否決するとある此場合も天皇の公平なる意見に由りて一方を退けて一方を採らざる可らず即ち議會が提出したる法律案と以て正當なりと見認めたる時には政府は縦ひ不同意と稱ふるも之を裁可して以て議會の意見と貫徹せしむるを得べきなり然るに政府提出の法律案を議會にて否決する場合又は政府が必要と見認むる事業を起さんとするも當り議院が其費用の支出を承諾せざる時は天皇の公平なる意見に由りて政府の提案と採用せんとせざるも議會をして強て承諾せしむるを得ず依て此時に當てり天皇の餘儀なく現在の議會を解散し更に新議會を召集して以て立法と行政との圓滑を計り以て國家の公平なる意見を貫徹せしむるより他に策なし之を要するに政府と議會と軋轉甚しき時の大臣を更迭するも若くは議會を解散せざるへからせ

第八條 天皇の公共の安全を保持し又其の災厄を避

くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す

此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會に於て承諾せざるときは政府の將來に向て其の効力喪失ふことを公布すべし

本條は緊急勅令を規定せるものなり抑も政府の發する命令を別て法律及び行政命令とす又其行政命令を別て緊急命令、執行命令、補充命令の三種とす本條に於て緊急命令のあとと定め第九條に於て執行命令と補充命令とを定めたり而して立憲國に於ては法律の効力は行政命令の効力に先んじ行政命令を以て法律を變更する能はざるを以て其原則とす本條に此原則に例外を設け緊急の場合には行政命令を以て法律を中止するとを得と云ふとを定めたるなり故に緊急命令を稱して法律の効力を有する勅令とも云ふ何故に立憲國の一大原則に此例外を設くるの必要あるかと云ふに凡そ國家の事たる千變萬化常に活動して止まざるものな

れば何時不慮の災害起り來りて若し法律に背きたる處の處分を爲さざれば其弊害たる却て行政權を以て立法權を蹂躪するの害よりも甚しきとあるやも知るべからざる非常の場合には止むを得ずして法律に代るべき勅令を發して以て非常の災害を除かざるへからざる其場合は憲法に於ては公共の安全を保持し又其災厄を避くる爲に必要ある時に限るとあり併しなから緊急勅令を發するに必要ある場合なりしや否やの事實問題は天皇の認定し給ふ處にして帝國議會は之に容喙するを得ず且緊急勅令を發するの議會閉會中ならざるへからざる停會は議會を閉るものに非ざるを以て停會中に緊急勅令を發するを得ざり

以上の如く緊急なると議會閉會中あるとの二條件を備ふれば政府は如何ある法律にても變更し得るや即ち緊急勅令の及ふべき區域は何れまであるやと云ふに單に法律に代るべき勅令とのみあるを以て如何なる法律にても苟も法律と稱する以上は緊急勅令を以て變更すると得と主張する論者あり又憲法に於て明に法律に由りて定むべしと云へる部分は緊急勅令を以て變更するを得すと主張する論者あり普魯西憲法第六十三條に若し國家を保持する爲め或は不意の凶災の

爲めに緊急の處分を爲すと要し而して兩院閉會の時に在ては大臣の責任を以て發したる勅令は憲法と相背かざるものは法律の効力を有すとあれは憲法に背かざる限りは如何ある法律にても緊急勅令を以て法律を變更するを得次に英國と佛國との兩國は緊急勅令を設けし此二國に於ては法律と勅令との區別を明に定め如何なる場合に於ても勅令を以て法律と變更することを得すと定め我國の如く特別の例外を設けし然れども其歴史上の實際を見れば國家緊急の場合には勅令を以て法律を變更したる場合屢々あり其勅令を以て法律を變更するの理由は法律の重んぜべきものなきとも併しなから國家の安危には換ゆる能はざる法律を破て國家の危急を救ふとを得る場合には餘儀なく法律を破らざるを得ざるの考へなり例へば英國に於ては或る一定の額までの準備金なしに紙幣を發行し其高を越ゆれば紙幣發行高均しき丈の準備金を備ふるを以て法律上の規定とす然るに金融逼迫の場合に此法律を犯して準備金なしに紙幣を發行する時は爲に金融を緩漫ならしめ隨て商業社會の恐慌未然と防くを得故に此時に當り準備金なくして紙幣を發行すと云ふは國家の必要を即ち法律を破ると云ふか國家の必

要あり然るに此必要あるにも拘らば徒らに法律に拘泥して紙幣を發行するとなくんは爲に商業社會の恐慌を惹起し大に國家に災ひせん此時に當り大臣は勅令を以て一時法律を中止し準備金なしに紙幣の發行を許したると屢々あり右は政署上より云へば勿論當を得たる次第なれとも法律上より云へば勅令を以て法律を中止したるものなれば違憲の處分と云はざるを得ざ大臣は斯る場合に次の國會に於て其非常處分の必要なりし理由を述べ其罪を許されんとを乞ふ國會は之と必要なりと見認めざる時は其責任を解除するなり此の如く英國に於ては緊急勅令の定めなきが故に非常處分と爲すは大臣か違憲の所爲たるも我邦に於ては憲法上に緊急勅令を許しあれは勅令を以て法律と變ずるは決して憲法に背きたるに非ざりて憲法遵據の所爲なり是れ我國と英國とに一大差異ある点なり國家非常の場合に當て緊急命令の必要なるは前述の如くあれども彼の諺に善に強きは悪にも強くと云へる如く若し政府か此特權を濫用し恣に規定の法律を破るとありしならば憲法は殆んど空文に屬し絶へて臣民の爲は保護を爲すと能はざらんとす故に議會と以て此特權の監督者とし緊急勅令を發したる時は次の會

期に於て帝國議會に提出して議會が不承諾の時は將來と向て其効力を失ふとを公布するの義務を政府に負はしめたり憲法義解に此事に付き説明しあれば今其大要と擧んに第一に議會にして此勅令を承諾したる時は其効力は如何曰く更も公布を待たずして勅令は將來に法律の効力を繼續すべきなり第二に議會が此勅令を承諾せざる時の其効力は如何曰く政府は此の勅令の効力を失ふとと公布すると同時に其廢止又は變化したる處の法律は凡て其舊に復す第三に議會承諾を拒むときは尙ほ其前日に遡て勅令の効力を取消すとと請求するを得るか曰く憲法既に君主の緊急勅令を發することを許したるものなれば其勅令の存在する日は其効力と有するとは素よりなり故に議會か之を承諾せざる時は單に將來に法律として繼續することを拒むを得而して之を過去に及ぼすことを得ざるなり第四に此勅令にして政府若し次の會期に於て之を議會に提出せざる時或は議會が其承諾を拒む後政府に於て尙ほ廢止の令を發せざる時の如何曰く政府は固より憲法違反の責を免れざ然れとも緊急勅令が其効力を失ふは政府が將來に其効力を失ふと云ふことを公布したるの日に始まるものにして公布なき間は議會の不承

諸あるにも拘らば尙ほ其効力を繼續し人民遵由の義務あり
第九條 天皇は法律を執行する爲ま又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

本條は行政命令權の區域を定めたるものなり抑も法律なるものは議會の協賛を経て制定せられ行政命令は専ら天皇の裁定に出て議會の協賛を要せず行政命令を發するの目的に二あり第一は法律を執行する爲め第二は公共の安寧秩序を保持し及ひ臣民の幸福を増進する爲めなり其目的の異なるに從て其名稱を異にし一を執行命令と云ひ一を獨立命令若くは補充命令と云ふ又發令者の異なるに從ひて其名目を異にし君主自ら發するものを勅令と云ひ内閣より發するものと閣令と云ひ各省より發するものを省令と云ひ又府縣令警察令の如き皆其發令者の名目に由て其名を付したるものなり而して如何なる事項は勅令にて定め如何なる事項は省令縣令にて定むるやと云ふに元來行政權は天皇の專有し給ふものなる故に

る故に、
等に委任せられ大臣知事の唯其委任權内に於て省令縣令等と發するを得るのみ
第八條に掲けたる緊急命令の効力は法律に代るとを得れども本條に定むる執行命令及ひ獨立命令の法律の範圍内若くは未だ法律の規定せざる處を補充するに止まると以て決して現行の法律と變更するを得ず又特別に憲法に法律を要すと定むる處の事件を規定すると得ず之を要するに行政命令の効力と法律の効力の下に在り法律と矛盾するの行政命令は盡く無効なり而して之を審判するの權と有する者は行政裁判官若くは司法裁判官とす但し裁判官は違憲の行政命令を格段なる事項に適用すると拒むるにして其命令自身を全廢すると得ず裁判官は法律か憲法に矛盾するや否やと審判するの權なく公布式に由りて公布せられたるの法律は盡く之を適用せざるへからず之に反して行政命令に對しては縦ひ公布式に由りて公布せられたるものありと雖も若し法律に矛盾したる時之れか適用を拒むを得然して臣民一個人は縦ひ違憲の行政命令と雖も裁判官の審判あるまでは之を遵由するの義務を有するものなり何となれば行政命令か違憲ある

るや否やを審判するの権利は各個人の有する所に非されなり
スタイン氏は布令を別て行政即ち獨立命令、執行命令、緊急命令の三種とせり、グナ
イスト氏は英國の命令を別て獨立命令、執行命令及び委任命令の三種とせり、佛國
及び白耳義にては執行命令あるのみにて獨立命令及び緊急命令なし、普魯西にては
緊急命令と執行命令とありて獨立命令ありし

第十條 天皇の行政各部の官制及文武官の俸給を定め

及文部官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特例

及掲げあるものは各々其の條項に依る

本條を講ずるには左の如く區別して説明するを便利とす

第一行政各部の官制 行政なる文字の憲法中種々異なりたる意味にて使用され
或は司法と對するあり或は立法に對するあり本條に於ける行政なる意味
は司法と行政とを合せて廣く用ひたるなり故に行政各部の官制とは凡ての官制
の官制と云ふ意味なり官制と云ふものは諸官衙の組織と權限との二者を定むる
の謂ひにして即ち官制を以て職權を政府の諸機關に分配する者なり而して官制

と定むるの權利の行政權の一部分として専ら天皇に屬し少しも議會の協贊を要
せず何とあれば天皇が行政せらるゝに付き設けたるものにて少しも立法上に干
係あらざれりなり故に官制の勅令を以て定む但し之が例外として裁判所會計檢
査院市町村の如きは法律を以て之を定む

第二文武官の俸給を定む 官吏の俸給を定むるの標準の如何なる点に在るやと
云ふに其勞働の多少を以て定むべきものに非ず其官吏の分限に相應せるの生活
を爲し得る爲と與ふるものなり即ち換言すれば官吏の職務の繁簡に由りて定む
べきに非ず其地位に由て定むべきものなり何となれば其職務なるものゝ時に由
て繁簡の差ありと雖も官吏たるものは常に全力を奮て國家の爲に其職務を盡し
側ら自分の職業と營むとを得ざるものあればなり

第三文武官を任免す此權は君主に屬すと雖も是れには種々の制限あり即ち文武
官を任免するには共に法律の規定を守らざる可らば憲法第十九條に日本臣民は
法律命令の定むる處の資格に應し均しく文武官に任せらるゝことあるを以て文
武官を任用するに夫々の登用規則は由らざるへうらば又官吏を免するには憲

法第五十八條に裁判官は刑法の宣告又ハ懲戒の處分よ由るの外其の職務ヲ免せらるゝ事となしとあり會計検査院法第六條に會計検査官は刑事裁判若クハ懲戒裁判に由るに非れば其意に反して退官轉官又は非職ト命せらるゝことなしとあるを以て是等の官吏は免職するを得也

英國にて官吏を任用するの權利は名義上國王に屬すれども法律樞密院令省令等にて定むる登用試験法に依らざる可らば登用法なきの官吏は國王の意見に由て之を任用するを得大體より云へり低き官吏にハ登用法を用ひ高き官吏にハ登用法を用ひ故にブリンナリ氏曰く國王は高等官は多く任用するの權を有すと然れども今日にては大臣を任用するは下院にて多數を占むる政黨員中より任用するの習慣ありて國王は恣に大臣を任免するを得ず又國王は判事及ハ検査官を除くの外は凡ての官吏ト免職するの權利を有す然れども實際上ハ之を行はざるが故に英國の官吏は終身官に近し普魯西王も亦法律にて例外ト設けざる以上は又凡ての官吏任用權ト有す而して官吏を任免するの權ハ甚だ制限せられ大臣及ハ定期任命官の外は懲戒裁判所に由らざれば免職するを得殊に判官は其他位極めて堅固なり

第十一條 天皇ハ陸海軍を統帥す

本條ハ兵馬の大權ト定むるものにして君主國共和國を問はず共に此權ハ元首に屬すスライソンの云へる如く陸海軍は組織したる國家の力なり外に對して生存獨立を保ち内に向ひては安寧秩序ト保つものなれば之を統一するの必要あり故に政體に區別なく凡て國家の元首之を統一す而して天皇ハ陸海軍を統帥し給ふは本邦古來の慣習あり

第十二條 天皇ハ陸海軍の編制及常備兵額を定む

陸海軍の編制トハ軍隊艦隊の編制兵器の備付軍人の教育檢閲海防守港並に出御準備の類凡て軍事の技術上に關する組立てを云ふ而して常備兵額ト定むるハ常備兵員の數を定むるとして毎年徴収する兵の數を定むるとも亦此中に在り右の編制及兵額に關するとの勅令を以て定め法律の定むべき處に非ず諸外國の例に由れば陸海軍編制の一部分は法律に由て定め一部分ハ勅令に由て定む而て兵額を定むるとは各國皆法律にて定む是れ我國と大に異なるの點なり英國にてハ

陸軍常備兵を置くこと、其兵數を定むるといふ毎年議會の協賛に由て年々之を定め議會之に承諾せざれば國王は一人も常備兵を置く能はず斯く王の權を減殺したるはチャールズ一世時代の事情より兵士を置くは却て國家の安寧に害ありとしざるに由る然れとも列國交際上の必要よりクリミア戰爭以來毎年常備兵十四五萬を置くことになり但し毎年國會の認可を要するとは従前の如し而して海軍の兵數の法律を以て定めずして豫算にて之を定む又獨乙帝國陸軍常備兵の法律にて之を定む然れとも習慣上千八百七十四年以來の七ヶ年目より一度議會にて之を定む海軍常備兵は勅令にて之を定む佛國は豫算にて毎年常備兵を定む米國も亦常備兵額を定むるとは立法部に屬し之を要するに諸外國の法律を以て定むる故に議會は其數を増減し及び其費用を増減し得るも我邦にては兵額を定むるは大權に屬し議會の干渉すべき處に非ず其費用も亦既定の歳出として年々之を支出せざる可らる唯後來兵數を増さんとする時に議會之に不同意なる時は其費用支出を拒むの權利あるのみ故に編制及び兵額を定むるの權は殆んど全く議會か直接間接に干渉し得べき處にあらざるなり

第十三條 天皇は戰を宣し和を講じ及諸般の條約を締結す

第一宣戰講和の事 君主は外國に對して國家を代表することは諸國の通則なり是れ蓋し外交と云ふものは時機に應じて迅速秘密の方便を要すると國家の統一を代表する爲に必要なるか故なり故に宣戰講和の權は全く國家を代表する君主一人に專屬し少しも議會の干渉を要せず英國王は議會の協賛を経ずして戰を宣するの權利を有す獨乙帝は宣戰を爲すには聯邦議員の協賛を歴るを要す但し外敵の襲來に遇ふ時の帝一人にて戰を開くと得佛國の大統領は宣戰講和の權を執行すれとも開戰するものは上下兩院の同意を要す米國にては開戰と決するの權は議會に屬し講和は大統領之を締結すれとも上院出席議員三分の二以上の同意を要す以上述べたる如く各國に於て宣戰講和の權は議會の干渉を要すれとも英國及び我邦の少しも議會の干渉を要せず専ら君主に歸せり

第二諸般の條約 諸般の條約といふ和親貿易及び聯盟の約を云ふ此權利に關して諸國に二個の制度あり我邦及び英國の君主は議會の協賛を経ずして條約を結ひ

且條約と結ひたる後にも議會の認可を要せざるの制度にして獨乙佛蘭西米國の元首の議會の協賛を経て條約を締結せざるへからず普國憲法第四十八條貿易の諸條約及び其條約に由て國民の負擔と起すものは兩院の承諾を経て始めて施行の力あり佛國憲法第六條通商條約國家の財政に關する條約及び外國に在る佛蘭西人の身体又は財産に關する條約は兩院の可決を経されは有効ならず是より條約が其條約國の臣民の上に如何なる影響を及ぼすかを説かん抑外國と條約と結ぶ時の之か爲に屢々内國の法律を變更し若くは國民の負擔を増されば之を履行する能はざるとあり此時に當り議會の協賛を経て條約したる者なれば議會の内國の法律を變し又其負擔の増加に同意すへきも若し君主一人にて専ら條約したる場合又は左の問題を生ず既に結ひたる條約を履行するに當り法律を變更するり又は法律を新たに作るか又は豫算と増加するに非ざれば條約を履行する能ざる時に議會は其法律案又は豫算に對して故障と申述へ得るや否や若し故障を述べ否決を爲し得るとすれば君主は外國に對して其條約を履行する能はず履行する能はざるの權利は眞の權利に非ず君主の僅に條約を結ぶの空權と有

し其實權は國會に在り云ふが如き現象を呈し其結果より見れば君主は國會の協賛を経て條約を結ぶと云へる諸外國の例と異なるに至るべし然れども之に反して條約の締結權は君主に在るが故に君主の條約したる事柄は直に國內に効力と生し條約を以て法律を變更すると得ると云は、條約の爲は勝手に法律を變更せられ豫算を動かされ條約大權の爲に議會の立法財政權を蹂躪せらるゝに至る右何れの解釋法に従ふべきや是れ一の問題なり右の問題に答ふるは先ち條約の性質を説明するを要す抑も條約は一國の主權者との間に締結せられたる約束に外ならざ故に之れが履行の責に當る者は約束者たる主權者にして一國臣民の與り知る處に非ず臣民として遵由せしむるの効力を有するものは法律又は命令のみ故に主權者が條約の事項を臣民に遵由せしめんと欲せば法律又は命令を以て其事項を公布せざるべからず法律命令を以て公布せざる間は條約の少しも臣民の上に効力を有せざるものとす立憲國の君主は議會の協賛を経して命令を發するの權と有するも法律を發するの權を有せず故に條約を履行するに單に命令を發するのみにて充分なる時は

命令を以て條約したる事項と國內に公布し臣民に遵由せしむるを得るも若し條約を履行するに法律を變更し又は新に法律を發するの必要ある場合には議會の協賛なくして君主は條約を履行するを得ず何となれば議會の協賛なくして法律を作る能はざればあり故に條約と結ぶの權力は命令を以て發し得べき事件に於て充分なる効力を現はし法律の變更若くは新法律の發布を要する時は立法機關の協賛を俟て始めて充分なる効力を有するものなり是を以て前に述べたる如く英國王の議會の承諾を経ずして條約と締結するの權を有し又締結したる後に議會の認可を経るの義務を有せりと雖も條約と履行するに當り國內に法律たるの効力を生じしこれか爲に嚴出を要する時は國會の承諾を要する故に國王は國家の安寧に害なき以上は成文け早く條約案を議會に提出して其承諾を求むるを以て慣習とす

以上は條約と法律命令との關係を説きたる者あり是より條約公布の事に付て述べん若し條約か命令を發せず又法律を變更せずして之を履行し得たる者ならば素より之を公布せると要せず且又之を履行するに法律命令を發するの必要あら

は法律命令を發して國民に遵由せしむれば可なり何ぞ之を公布するを要せん然れとも此正當の手續に由る時は面倒なるが故に我邦にては條約文を公布して直に法律命令と同一の効力を發せしむるの便宜法を採れり我政府は憲法有効の日までの法律命令を發布するの權利あるが故に條約の公布を以て凡て之に矛盾するの法律命令を變更廢止し得るも憲法實施の後には政府一個にて法律を變更廢止するを得ず故に條約文の公布ありても單に命令を以て規定し得べき部分丈に効力を有し之れが爲に法律を變更廢止するを得ず

第十四條 天皇の戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力を法律を以て之を定む

戒嚴の重に外國と戦争の爲に設けしものあるれども内亂にも亦之を用ふ戒嚴は通常の行政警察權及び司法裁判權を制限し又は全く停止して凡て之を軍事處分に委ぬると云ふ即ち通常法を停止して特別法を行ふの謂ひなり明治十五年八月三十六号布告を以て戒嚴令を定む戒嚴の要件と及び効力は法律を以て定め其法律の規定に従ひ戒嚴令を宣告し及び其宣告を解くの權は天皇に専ら屬し議會の干

涉を要せず要件とて戒嚴を宣告するの時と場所と其手續とを云ひ効力とは戒嚴を宣告するの結果に由り權力の及ぶ區域と云ふ

獨乙帝國の憲法の戦争又は反亂の場合に全國又は各邦の一部に戒嚴令を宣告するの權を皇帝に屬す而して戒嚴の要件と効力とは法律を以て規定する迄は千八百五十一年の普國法律を適用す佛國と英國と米國の諸國の法律を以て戒嚴令を宣告す但し英米の二國は人身保護律を停止し國民權利の一部分を停止するのみにして歐洲大陸諸國の如く權利の全体を停止する者に非ざるを要するに我邦及び獨乙國は元首戒嚴令を宣告し英米佛諸國の法律を以て之れを宣告するの差あり

第十五條 天皇の爵位勳章及其の他の榮典を授與す

君主は名譽の泉源なりとは君主國の通則なり憲法義解に據るに我國太古簡朴の世加婆稱^{カハチ}と以て貴賤の別を爲す推古天皇始めて冠位十二階を定め諸臣は願ち賜ふ天武天皇改めて四十八階となす文武天皇賜冠と停めて易ふるに位記を以てす大寶令載する所凡そ三十階是れ今の位階の因て起る所なり又勳位十二等は以て

武功を賞し及孝悌力田の人に賜へり中古以降武門專權の時に當て賞爵の柄既に幕府に移ると雖も叙授の儀典は猶朝廷に屬するとを失はざりしとあり以て古來より王室は榮譽の源泉なりしとを知るへし而して爵は分ちて公侯伯子男の五等とす明治十七年七月の宮内省無号の華族令に在り位は正一位より從八位に至る十六階となす明治廿年五月勅令第十号に在り勳章は一等より八等に至る明治八年四月第五十四号布告に在り其他の榮典といふ金杯銀杯又は褒詞賞與金等なり彼の外國の勳章佩用とすることを認可するの權も亦本條に屬す英國普國に於ては貴族を作り榮譽を興ふるの權は君主に屬す獨乙帝の帝として此權利を有せず米國は大統領と雖もミストルの稱号を用る國柄なるを以て爵位勳章を設くるを規定せず且つ他國の榮典を受くることを許さざるなり

凡そ臣民は法律の前に於て同等なりとの原則は本條に由て少しも動らざるゝとなし何となれば爵位勳章は其人に對する榮譽を表彰するのみにして之が爲に國家に對する權利義務の上に少しも變動を起さず昔時の如く貴族なるが故に租税を免し又は人民を支配する等の特權を興へされはなり

第十條第十二條第十三條第十五條に於ける天皇の大權は之を施行するに必ず費用の之に伴ふものなり然るに一國の歳入歳入は毎年豫算を以て議會の協賛を要するは立憲國の通義なり我憲法第六十四條に規定する處是なり此通義に従ひ大權運用上に必要なる支出をも年々議會にて議し議會の承諾なければ其費用を支出するを得すと云へ、言を換て云へ、議會の決議を経られ、大權を運用する能はせと云は、議會の豫算に對する權は間接に大權を制限するの權となり大權の効力は議會の議決の模様に従ひて年々増減するとならざる是に於て此弊を避けんが爲に我が憲法は第六十七條に於て大權に基ける既定の歳出は政府の同意を得ずして帝國議會之と廢除し又は削減すると得ずとの條項を設け大權の運用に要する既定の歳出は年々動く處の議會の議決の爲に變動を受くることなからしめざり茲に於て大權は間接直接にも議會の干渉を受けずして其運用を爲し得ることとなれり然れども又一方より見れば大權運用に必要なりとの故を以て年々歳費の増加を來すの弊害を防かんが爲に大權に基ける歳出と雖も既定以外の歳出は毎年議會の協賛を経て之を定むることとなれり故に此點に於ては大權

は間接に議會の爲に制限せらるゝ者なり緩急甚だ宜しきを得たる者と云ふべきか抑も大權に基ける既定の歳出と云ふの意は、大權に基ける歳出は取りも直さず盡く既定なかと云ふに非ず大權に基ける歳出の或部分を既定とし此規定の部分に對して議會は政府の同意なくして排除削減するを得ざるも既定外の歳出は大權に基けるにもせよ議會の之を排除削減するに政府の同意を得ざるを要せざるなり之を以て大權に基ける歳出中にて何れは既定なりや何れは既定にあらざるやを定むるは實に緊要の問題たり英國の如きハ慣習上既に既定歳出は定められりと雖も我邦には未だ此慣習なきが故に政府は明治二十三年八月法律第五十七號會計法補則を以て之を確定せり會計法補則第一條に曰く明治三十三年度歳出豫算中左の費用ハ明治廿四年度の豫算より於て憲法第六十七條に規定したる大權に基ける規定の歳出とす

- 一 文武官の俸給及文官退官賜金(憲法第十條)
- 二 陸海軍軍事費(憲兵費)屯田兵費(憲法第十二條)
- 三 賞勳年金褒賞費(憲法第十五條)

四 外國條約及約束に由れる支出憲法第十三條
 五 各廳の廳費及經常修繕費(憲法第十條)
 右費用にして明治廿三年度の豫算中に掲載しよる金額に對し議會の政府の同意
 むくして之を排除削減するを得ず尙ほ精しきは憲法第六十七條の註釋を讓る

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命ず

國家は法律を設け裁判所を置いて臣民の權利を平等均一に保護す然れども法律の
 時と人情に適せざるとあり之を以て天皇は特權を行ひて法律の及はざる處を補
 充し法律と人情と相矛盾するところらしむるを期せらる各國の元首も皆此權を
 行ふ大赦は特別の場合に於て一種の犯罪に對し之を赦すを云ふ特赦は一個の
 犯人に對し其刑を赦すなり減刑とは既に宣告せられたる刑を減するなり復權は
 既に剝奪せられたる公權を復するなり英國の君主の或る例外を除ては各種の犯
 罪を許し又は減刑するの權を有す而して之を爲すには裁判確定の前後あると審
 問の前後なるとを問はず何時にても之を行ふものと得但し下院の彈劾したる罪
 は裁判確定前に之を赦免するを得ず而して大赦は法律に由て之を行ふ即ち國王

より之を議案を提出し議會は一讀會のみにて全体に可否の決を爲す普國王の
 大赦特赦の權を有す特赦とは一個の犯罪人の刑を赦し若くは減するを云ふ審判
 前若くは裁判確定後に之を行ふと得れ共審判中に之をなすを得ず大赦は一種類
 の犯罪に對して赦免を行ふを云ふ但し議會の告訴したる大臣の罪の告訴したる
 議會の奏上に依らされは赦すを得ず佛國憲法に由れば大統領は唯特赦權を有す
 るのみ法律上にては大臣の罪も特赦するを得大赦は立法權に屬し法律を以
 て行ふべきものとす特赦は刑罰を赦し又減等するに止まり其罪を赦すものに非
 ず故に裁判確定後と於て之を爲すべきものとす之に反して大赦は罪と罰とを併
 せ赦すものなるも倣ふ裁判確定の後なると前なるとを問はず何時にても之を行
 ふを得我邦にては佛國も倣ひて特赦大赦の區別を爲し特赦は其刑を赦して其罪
 を赦さざとの主義に由れるか故に天皇は裁判確定後即ち其刑の確定後に非れば
 特赦を爲す能はず英國王普國王の如く裁判確定前後に之を爲し得るものも比す
 れは其權利は制限せられたるものと云ふべし
 帝國憲法第四條以下第十六條に至るまで元首の大權を列擧す元首の大權の此列

第十條第十二條第十三條第十五條に於ける天皇の大權は之を施行するに必ず費用の之に伴ふものなり然るに一國の歳入は毎年豫算を以て議會の協賛を要するは立憲國の通義なり我憲法第六十四條に規定する處是なり此通義に従ひ大權運用上に必要な支出をも年々議會にて議し議會の承諾なければ其費用を支出するを得すと云ひ、言を換て云へり議會の決議を経られり大權を運用する能はざると云は、議會の豫算に對する權は間接に大權を制限するの權となり大權の効力は議會の議決の模様に従ひて年々増減するとならざる是に於て此弊を避けんが爲に我が憲法は第六十七條に於て大權に基ける既定の歳出は政府の同意を得ずして帝國議會之と廢除し又は削減すると得すとの條項を設け大權の運用に要用なる既定の歳出は年々動く處の議會の議決の爲に變動を受くることなからしめざり茲に於て大權は間接直接にも議會の干渉を受けずして其運用を爲し得ることゝなれり然れども又一方より見れば大權運用に必要なりとの故を以て年々歳費の増加を來すの弊害を防かんが爲に大權に基ける歳出と雖も既定以外の歳出は毎年議會の協賛を経て之を定むることゝなれり故に此點に於ては大權

は間接に議會の爲に制限せらるゝ者なり緩急甚だ宜しきを得たる者と云ふべきか抑も大權に基ける既定の歳出と云ふの意は、大權に基ける歳出は取りも直さず盡く既定なりと云ふに非ず大權に基ける歳出の或部分を既定とし此規定の部分に對して議會は政府の同意なくして排除削減すると得ざるも既定外の歳出は大權に基けるにもせよ議會の之を排除削減するに政府の同意を得ざるを要せざるなり之を以て大權に基ける歳出中にて何れは既定なりや何れは既定にあらざるやを定むるは實に緊要の問題たり英國の如きは慣習上既に既定歳出は定まれりと雖も我邦には未だ此慣習なきが故に政府は明治二十三年八月法律第五十七號會計法補則を以て之を確定せり會計法補則第一條に曰く明治二十三年度歳出豫算中左の費用は明治廿四年度の豫算に於て憲法第六十七條に規定したる大權に基ける規定の歳出とす

- 一 文武官の俸給及文官退官賜金憲法第十條
- 二 陸海軍軍事費憲兵費屯田兵費憲法第十二條
- 三 賞勳年金褒賞費憲法第十五條

四 外國條約及約束に由れる支出(憲法第十三條)
 五 各廳の廳費及經常修繕費憲法第十條
 右費用にして明治廿三年度の豫算中に掲載しざる金額に對し議會の政府の同意
 ありて之を排除削減するを得ず尙ほ精しきは憲法第六十七條の註釋を讓る

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命ず

國家は法律を設け裁判所を置て臣民の權利を平等均一に保護す然れとも法律の
 時と人情に適せざるとあり之を以て天皇は特權を行ひて法律の及ばざる處を補
 充し法律と人情と相矛盾するところありしむるを期せらる各國の元首も皆此權を
 行ふ大赦は特別の場合に於て一種類の犯罪に對し之を赦すを云ふ特赦は一個の
 犯人に對し其刑を赦すなり減刑とは既に宣告せられたる刑を減するなり復權は
 既に剝奪せられたる公權を復するなり英國の君主の或る例外を除ては各種の犯
 罪を許し又は減刑するの權を有す而して之を爲すには裁判確定の前後あると審
 問の前後なるとを問はず何時にても之を行ふものと得但し下院の彈劾したる罪
 は裁判確定前に之を赦免するを得ず而して大赦は法律に由て之を行ふ即ち國王

より之を議案を提出し議會は一讀會のみにて全体に可否の決を爲す普國王の
 大赦特赦の權を有す特赦とは一個の犯罪人の刑を赦し若くは減するを云ふ審判
 前若くは裁判確定後に之を行ふと得れ共審判中に之となすを得ず大赦は一種類
 の犯罪に對して赦免を行ふを云ふ但し議會の告訴したる大臣の罪の告訴したる
 議會の奏上に依らざれば赦すを得ず佛國憲法に由れば大統領は唯特赦權を有す
 るのみ法律上にては大臣の罪も特赦するを得大赦は立法權に屬し法律を以
 て行ふべきものとす特赦は刑罰を赦し又減等するに止まり其罪を赦すものに非
 ず故に裁判確定後と於て之を爲すべきものとす之に反して大赦は罪と罰とを併
 せ赦すものなるを倣ふ裁判確定の後なると前なるとを問はず何時にても之を行
 ふを得我邦にては佛國を倣ひて特赦大赦の區別を爲し特赦は其刑を赦して其罪
 を赦さざるの主義に由れるか故に天皇は裁判確定後即ち其刑の確定後に非れば
 特赦を爲す能はず英國王普國王の如く裁判確定前後に之を爲し得るものと比す
 れは其權利は制限せられたるものと云ふべし
 帝國憲法第四條以下第十六條に至るまで元首の大權を列擧す元首の大權の此列

擧の權のみに限るやと云ふに決して然らず憲法に掲ぐる所は其大綱要領と羅列したるに過ぎざるのみ天皇は統治權總攬者なるか故に尙ほ此他に於て法律に矛盾せざる限の何事をも規定するの權利を有す況や憲法第九條に於て法律の欠を補ふの獨立命令を發するの權利を有せらるゝに於てをや憲法義解に曰く鑄幣の權度量と定むる權の如きは一々之を憲法に詳にするに及ばず其之を略するの則ち之と包括する所以なりと以て天皇の大權の憲法に列擧したるのみに限らざると知るへし

第十七條 攝政を置くの皇室典範の定むる所は依る

攝政の天皇の名に於て大權を行ふ

本條に依れば攝政を置くの場合并に攝政たるべき人は皇室典範の定むる處に由り憲法又は法律を以て定むるを得す元來皇室典範は王室一個の法規たるに過ぎざれば法律と典範と矛盾する場合に典範の其効力を失ふ譯なれども攝政を置くとは憲法と皇室典範を以て定むとあるか故に法律にて之を定むるを得ず攝政との君主に代て統治すると云ふ譯にして自ら統治者となるといふに非ず唯統

治の作用を握るのみにして統治の主体となるに非ず統治の作用上に於ては憲法第七十五條に定むる憲法及び皇室典範を改正する能はざるの一事を除きて凡て天皇の位に屬するところ一切之を行ふ但し之を行ふに當り天皇の名に於て之を行ふの差あるのみ皇室典範に依るに攝政を置くの場合に天皇未だ成年即ち滿十八年に達せざる時又は天皇久しきに渉るの故障に由り大政を親らすると能はざる時の二の場合とす而して攝政たるべき人は第一成年に達したる皇太子又は皇太孫なり第二に皇太子又は皇太孫在らざるか又は未だ成年に達せざる時の第一親王及び王第二皇后第三皇太后等の順序に由るべきものとす

英國普國にて國王十八年以下或は永久統治する能はざる時は攝政を置く但し英國にて攝政を置くの場合並に其人の其時に臨みて法律を以て之を定め豫め之を定めざるか故に何人も攝政たるべき權利を有せざ然れども習慣上に於ては王が疾病の時の其相續者を以て攝政とす相續者未成年なる時の兩親若くは近親の者攝政とある普國は之に反して王族中にて男子ある時は其男子中にて第一に王位に即くべき者が攝政するの權利を有すると尙ほ我邦の如し但し茲に一の制限

あり攝政となるや否や直に國會議員を集めて攝政を置くの必要ありや否やを問ひ必要なしと決議す時の之を置くを得ざるの一事之なり攝政するべき權利と有する人なき時之英國の如く法律を以て攝政たるべき人と定む夫迄の内閣にて仮りに事を行ふ

凡そ政府は必す其人民に命令する處の規則なかるべからせ而して其規則の名稱の時と所に依て異あれり我邦神武天皇即位以來推古天皇に至るまでは其發令し給ふ所の諸規則は不文律にて素よと確然なる名稱もなかりし推古天皇即位十一年に聖德太子憲法第十七條を制定してより一部分は成文律となり其後ち律令格式等の稱號を用ひ北條足利の頃には式目の名稱を用ふ徳川時代には百ヶ條若くは掟書の名あり明治維新後には布告布達其他雜多の名稱を用ひたり明治十九年二月勅令第一号公文式に於て始めて法律命令の稱號を用ひたり此の如く時代の異なるに隨ひて種々の名稱を用ひ又同一時代に於ても異なりたる名稱を用ひて其間に區別と設けたりと雖も皆同一機關に因て隨意に變更廢止されたり例へば律と云ひ令と云ひ格と云ひ式と云へるか如く名稱上に區別ありと雖も之を發布し及び廢止するものは皆朝廷なり又法律命令の區別ありと雖も法律を發するものも命令を發する者も同一の機關なるが故に之を變更廢止すると甚た容易なり且其効力の上も少しも差違あらず故に今日一法律の下に權利ありと思

第二章 臣民の權利義務

ひ居るも明日又一法律を發布して此權利を奪ひ去らるゝとなきに非ざるべし又今日斯く々々の義務のみを有する者なりと思ひ居るも明日突然布令を發して重大の義務を負はしむることあり此時に於ける臣民の權利義務は不定不確にして不當之と解釋すれば當時の臣民は權利義務を有せざるものと云ふべし然るに憲法有効の後ば法律命令の間に一の區別を生じ法律を制定するに議會の協賛を要し命令を發するには議會の協賛を要せず即ち之を發するの機關と異にし且命令を以て法律を變更するを得すと爲し其効力の上も一の差違を生じたり此種の法律に由て確定せられたる權利義務は政府の命令の爲に少しも動かさるゝことなく又行政官不法の所爲の爲に侵害せらるゝと爲し法律に由て定まれる吾人臣民の權利義務は法律に依らずんば少しも變更侵害せらるゝとなし故に臣民の初めて憲法有効後の法律の下に於て一定の權利と一定の義務とを有するに至れり然れ共法律を以て之を侵害するに於ては臣民の權利義務は如何なる點に至るまでも之と侵害せらるゝとあり憲法第二章は唯大體を定むるのみにて其細則は法律を以て之れを定むるか故に臣民の權利義務は夫々特別の法律が發布せらるゝ

に至るまでは未だ一定せず而して是等の法律は重に行政法に屬するを以て行政法が完備するに至るまでは憲法上に於て臣民が如何なる權利を有すると雖も未だ充分ある効果を呈するに至らざり抑も臣民の權利は國家存在して而して後始めて存在する者なるか故に臣民は其權利を要求する前に當て先づ國家を維持するの義務を尽さるゝへからず我邦の憲法を案するに第十九條第二十條第二十一條等に於て先づ臣民の義務を規定し而して其後に其權利を規定せり故に臣民は其國家に對して充分なる義務を尽して而して後始めて其權利を享有すべきなり

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所なり

日本臣民といふ外國臣民より區別するものなり而して日本臣民たるの要件は特別法律を以て之を定む日本臣民たる以上は公權及び私權を享有するの權利あり普國憲法第三條に曰く普國民たるの身分及び公權を失ひ若くは得るの方法は別に法律を以て定むと英國に於ては一部は習慣法を以てし一部はグァットリヤ女皇三十四年の歸化條例を以て臣民の資格及び其得失を規定し國王之を擅するを

得す通例諸國に於て臣民の資格と得る要件は第一出生第二結婚第三歸化歸化の法の諸國に於て異なる所なりと雖も一般に云へり外國人の歸化するの權利と有るとあるし國に依ては歸化を許さるる前に其國內に一定の年限間住居せざるべからず又歸化を許せば直に其臣民と爲して公權をも附與する國あり又或國にては公權のみは直に之を付與せざるとあり第四官職を奉ずる時は歸化と同一の効力を生し直に其國民の資格と與ふるとあり而して臣民の資格を失ふ條件は第一結婚第二刑罰第三永く政府の許可なくして外國に在留するとは是なり

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應

じ均く文武官に任せられ及其他の公務に就くことを得

臣民の權利に公權私權の別あり本條に定むる公權は法律の定むる處の資格に應じ日本臣民たるもの之を享有することを規定したるなり其資格とは一文武官に任せらるるものは高等官判任官に別なく官吏採用法の定むる處の資格と有せざるべからず明治二十年勅令第三十七号文官試験規則二其他の公務に就くも

の例へは國會縣會市町村會議員たるものは選舉法府縣制市町村制に定むる處の資格を要するか如し

茲に少く外國の試験登用法を述べんとす英國にては治安裁判官を除き凡て判事のバリスタ(狀師)より採用すバリスタたらんとする者はミッドル、テンブルと云へる倫敦の法律學校に通常五ヶ年間に在學せざるべからず而して其バリスタとなり代言の業務を執りたる年限の長短より判事となりて官等も高低あり又政務官(パリーリヤメンタリー、オフィサー)凡そ五十名許は政黨の盛衰に由りて更迭を爲し試験法に由らず外交官印度事務者の別々の規則を以て試験法を定む其他の高等事務官は概して試験を用ひて一般に廣く試験を行ふは屬官なり其試験を二等に別ち稍難き者と第一と爲し易き者を第二と爲すと雖も皆其試験科目は普通學科なり英國に特別なるは受験者に資格を設けざると是なり是れ歐洲大陸諸國と異なるの點なり此差異は教育上に關する意見の異なるより來るものにして獨乙人は縦ひ一時試験に及第するとも學校に在て永き年限を費したる者に非ずんば充分ある教育を得ざる者となし英人は試験及第を以て充分ある教育

を受けたる者と爲すとの差より來れるものなり
 佛國は英國と異りて受験者には受験資格を必要とす但し縣知事と地方高等官
 治安裁判官は大統領之を任命して資格を要せず各省の高等官とならんとする者
 は試験を必要とす其受験資格は大學、工科大学、高等商業學校及び政治學專門學
 校(巴里に在る私立學校)の卒業生とす競争試験法に依り最も高き點數を得たるも
 のより之を登用す

普國は技師并に教官を除くの外は一般に試験法を用ふ高等官採用及び屬官採用
 の二あり判事となる者と高等行政官とある者との共に二回の試験を経ざる可ら
 ず第一回の試験は判事も高等行政官も共に同一の科目に由て之を行ふ公法私法
 及び政治學の大意とす其受験者は高等中學の卒業證書を得て大學に入り三ヶ年
 以上在學したる者に限る第一回試験に及第したるの後四ヶ年間と無給にて見習
 生を務め然る後第二回の試験を受く此試験には學術と實務とを併せ試むるなり
 及第したる者と試補となり欠員を俟て本官とす第二回の試験には判事と高等行
 政官の試験は異なれり高等行政官の試験科目は行政、財政、憲法等なり

我邦の試験法は英國の試験法と異りて受験資格を設くと雖も其資格は寛大にて
 普國の如く大學卒業生に限ると云ふが如くに嚴密ならず佛國の試験法は前述の
 如く競争試験に由て點數多きものより採用すれとも我邦にては判事を除くの外
 は六十點を以て及第者とし及第者中には點數の多寡に由りて區別を設けず故に
 點數多き者にては政府の撰擇を受けされは及第の効なきに至る普國にては實地
 練習の後學術并に實務の試験を爲すか故に實際の才能を知り易しと雖も我國に
 ては學術試験のみにて實務の練習なきか故に實際の才能を試むる方法なし英國
 の大臣の自分と共に進退する人々即ち政務官五十名程は試験を待たずして其信
 任者と採用し得れとも我邦の大臣は一人も無資格者を登用する能はざるなり

第二十條 日本臣民は法律の定むる所より兵役の義務を有す

本條は法律の定むる處に由り全國の臣民をして華士族平民を問はず同く兵役に
 服するの義務を取らしむるなり兵役の義務は日本臣民に必ず伴ふの義務にして
 日本臣民たる以上は是非とも之に服従せざるへからず然れとも法律の規定に依

るべきものにて法律以外に之を負ふの義務なし
 我邦は大寶以來軍團の設けあり持統天皇の御宇より每國正丁四分の一を取れる
 則ち徴兵制度の因て始まるなり武門の世に至ては兵農職を分ち兵事は一種族
 の専有に歸したり明治四年武士の職を解き同五年に徴兵令を發布し滿二十歳の
 男子を以て兵役に充て十七歳より四十歳までの者を國民軍とせり然れども血税
 並に其他の免役の設けありて未だ完全の域に進まず其後數度の改正ありて遂に
 明治廿二年一月法律第一号徴兵令を以て國民皆兵の主義を實行するに至れり之
 を現行法とす

徴兵制度を分て四と爲す第一抽籤(コンスクリプシヨ)第二民兵(ミリシヤ)第三國
 民皆兵(ベールシステム)第四傭兵(ベルベシステム)是なり此第一の制度は奈破翁制
 度とも云ひ丁年者中の一部分のみ抽籤を以て兵役に服せしむるを云ふ此制度の
 下には例外極めて多く血税を拂ふて代人と出し貴族學生の如きものも抽籤に當
 らざるものも皆此義務を免る第二は戰時のみ一般に兵役の義務を負はしめて平
 時の唯時々訓練するとのあるのみ英國及び米國に行はる第三の國民皆兵の主義は

佛國革命の時に始めて之を布告したれども實行に至らず千八百十四年に於て普
 國が始めて之を實行し佛國の千八百七十二年以来此制度は由る而して我邦の現
 行制度は則ち是なり此制度に由る時は一人も兵役の義務を免る者なく縦ひ抽
 籤に當らざる者と雖も兵役の義務を免る者なし且兵役は國民の義務なるか故
 に代理を立てると得ず蓋し代人を得ると能はさればなり第四の傭兵は重に英國
 に用ひられ英國と米國との第二と第四と併用す今序てなから各國兵制の沿革
 を少しく述べ置くべし

普國 獨乙聯耶中にて一千七百年代より兵制上に著しき改革を爲したるものは
 普魯西にて常に各邦の模範とあれり普魯西は三十年戦争のときに始めて常備兵
 を置きたれ共傭兵を以て之を編成したり千七百三十三年に始めて國民に兵役を
 負はしめ傭兵と並ひ行ひたれども國民一般に之を負はしむるに非ずして貴族を
 除きたり但し國王は貴族に勸めて軍事に従はしめられたれ爾來士官の大部分は貴
 族より成るの習慣起り現今士官中の大部分は貴族より成れり千八百六年奈破翁
 一世の爲まエナに於て大敗し遂に千八百十四年を以て國民兵の主義實行し今

日に至れり、佛國、佛蘭西にて始めて常備兵と置きさるの第十五世紀の中頃なりチャールス七世の時に徴兵の制度と設けりしか後之を實行せずして獨乙諸邦及び端西人の傭兵と以て之を充てり爾來數度の改革ありたれども就中大改革と云ふべきは千七百九十三年奈破翁制度即ち抽籤法を行ひさると是なり其後改正と爲したれとも常に抽籤法を用ふ千八百五十五年に血税の方法を用ひて之を施行し金と收むる者に兵役を免したり併しなから千八百六十六年普埃の戦争にて普兵が精練なる仕事に刺激せられて兵制改良に着手し免役料を全廢したれとも未だ抽籤法の主義を廢するに至らざりしか普佛戦争に於て大敗したるを以て千八百七十二年に及びて國民皆兵の主義を採用し今日に及びべし

英國、チャールス一世チャールス二世并にクロムウェルの常備兵を以て國會を壓制し代議政体を廢止せんことを企てたりせしムス王は舊教信者の士官を以て編成したる常備軍を用ひて國教及び憲法を廢止せんことを企てたるが故に英國人は一般に常備兵の憲法と危くするものなりとの考を有せり且つ大陸諸國

の政治に壓制に赴き英國の政治は自由に赴くは常備兵の有無に依るとの考へりして權利條款には平時に於て常備兵を置くは國憲に反する者なりとの箇條と設けたり併しなから兵は國家の獨立を保つに必要なるを以て千六百八十九年以來は毎年常備兵條例と以て之を置くことと定めたり此法律は一年間に向て効力を有するものあれば一年の終りに再び此法律を議會が認可せされは國王の一人も常備兵を置くを得ず併しなから近來世界列國と相對峙して政治上に於て英國の地位を保ち且つ殖民地を保護するに許多の兵隊と要するか故に毎年國會に於て兵數と増加し二三十年來は常に十三四方の常備兵を置くこと云ふ今日に於ては常備兵は國憲と危くするものなりとの考へは減して國家の獨立を維持するに必要なりとの思想を生し外國の關係よりして常に兵數を増加せり

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所より従ひ納税の義務を有す

納税と云ふものは國家生存の爲に必要なるものにて兵役と均しく臣民が國家に對するの義務なり而して此義務の分配と定むるには必ず法律に由らざるべからず

す臣民は法律以外に納税の義務なし此法律以外に納税の義務ありと云ふが即ち間接に臣民の権利を保護することゝなるなり歐洲各國特に普國に於ては國王は其土地山林及び特有權の収入を以て王室費并に政費を支辨し來りたれとも國家の政務多きを加ふるは従ふて是等の収入を以て支辨する能はず第十七世紀の中頃に至て始めて所謂租税なるものと定めたり我邦に於ては古より國庫の費用の租税に依れり孝徳天皇租備調の制を設けたるに至て始めて租税の法定されり佛國のモンテスキュー氏曰く租税は各人の財産生命の安全を保險する爲め政府に向ひ保險料として納むるものあり又曰く保護を受くるか故に納税の義務あり租税を徴収するか故に保護するの義務あり保護と租税とを交換するものなりと然れとも是れ大なる誤りなり交換と云ふものは二人相互の自由意思より出づるものにて一方承諾せされは他方は交換するを得ず然るに租税なるものは手數料と異なりて強迫の性質を有し國民に強て拂はしむるものなり苟も租税の目的物たる土地財産を有する以上は縱ひ實際上に於ての政府の保護を受けずとも又の受くることを欲せずと云ふとも決して納税の義務を免るゝことと得ず是れ即ち

租税の保護と交換するものに非ざるを知るへし然らば租税の何の爲に納むべきものなるや曰く臣民の臣民として其國家か本分を盡すに於て必要なる費用を支辨するの義務即ち納税の義務と有するあり國家の一分子たる臣民は其國家生存上に必要ある需用を供給せざるへからず納税の義務の臣民たるの義務より生ずるものなり

第二十二條 日本臣民の法律の範圍内は於て居住及移

轉の自由を有す

本條より第三十條に至る各條は所謂臣民の自由及び財産を保障す而して自由は臣民の生活及び智識發達の本源たり故に立憲國に於ては勉めて此自由を妨げざると雖も國家の必要上より正當の制限を設けざるへからず而して此制限を設くるものは則ち法律なり故に法律の各個人と國家との要求を調和するものなり而して各個人は法律の範圍内に於て其自由を享有す然れども若し行政官の處置か此法律の以外に出で各人の自由を犯したる時は之を違法の處分として救濟法を得るの手續か未だ定まらざる間は一個人の權利自由は未だ確定せざるなり

本條以下に規定する所の自由を惣稱して臣民の權利又は民權シザキル、ライトと云ふ此民權は始めて英國に起り千六百八十九年ウヰリヤム第三世の與へたる權利條款中に曰く前王セームス第二世は國民固有の權利を侵害せり故に今後は再び之を侵害せざるべしと是れ即ち民權發達の第一歩なり而して之に次て第二段とも云ふへきは米國の憲法制定あり該憲法ハ其附加篇に於て民權と一々明記せり第三段と云ふへきは千八百十四年の佛國憲法中に之を明記しふるまとなり是より各國の憲法中に之と明に記するに至れり

本條は人民運動の自由を確定したるものなり居住とは本籍を定め或は寄留を爲し或は滞在と爲すを云ふ移轉とは隨意に定むる所の手續に従て其居所を轉ずるを云ふ而して法律に於て此自由と制限することあり即ち監視を受くるものは警察官の許諾なくして他に移轉するを得ず又徴兵現役中の者の他國に移住又は移轉をなすを得ず又普國に於ては救助を受けんとするの傾向ある貧民か町村内に移住せんとする時の其町村は移住を拒むことと得るか如し抑も人民運動の自由なるものは人類か生育するの道に於て最も必要なるものなり其生活に至便至適

なる地を求め之に往來居住して其生活と營むは人世最も大切ある權利なるか故に外より之を妨害すへうらざるあり併しなから昔時は往々此自由と侵害せり我邦に於ても封建時代にハ各藩其界を鎖し人民互に其本籍の外に居住することと許さず並に許可なくして旅行及び移轉するまを許さず其自然の運動及び營業を束縛して植物と其類を同じくせしめたりしか維新の後廢藩と共に住居及び移轉の自由を認めたり憲法義解に由れば營業の自由も亦居住及び移轉の自由中に含蓄するものゝ如し然れとも余ハ如何にして營業の自由ハ本條の自由中に含蓄せらるゝやと知らず暫く疑を存し置く

第二十三條 日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

本條は人身の自由を明にしたるものなり逮捕監禁審問處罰は法律に規定する場合及び其手續に於てのみ之と爲すへきことと定む故に警察官裁判官と雖も常に法律に依據して之を行はざるへから若し之に反し法律に依らずして人と逮捕し又は監禁し又ハ苛酷の所爲を爲したる者は通常人よりも其罰を重くす審問

の方法に至ても辨護及公開を行ひ司法官又警察官にして拷問等を用ふるを禁す又法律の正條に依らざして處罰と科するの裁判は無効なりと定め人身の自由を確固にせり
抑も本條の解釋に付き人々の見解を異にれるの点の法律に依るに非ずしてと云へる一句に在り

第一論者の説に曰く法律に依るとい法律と以てその意味なるか故に苟も處罰を行ふには一々法律を以て之を規定せざるべからず故に行政命令に處罰權を委任し行政命令を以て人身を束縛するは本條の精神に反する所即ち憲法違反なりと此論者の先般發布せられたる法律第八十四号を以て違憲の法律なり憲法に矛盾するものなるが故に憲法有効の後には法律たるの効力なしと論決せり即ち憲法第七十六條法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるは拘らず此憲法に矛盾せざる現行の法令の總て遵由の効力と有すとある明文の裏面の意味に依り此憲法に矛盾する現行の法令の遵由の効力を有せしとするは在り
第二の論者は之に反して曰く法律に依るとい法律に根據すと云へるの意にして

一々法律を以て處罰と規定すと云ふの意に非ず憲法有効の後には行政命令を以て處罰する能はざるは勿論なりと雖も法律の委任に依り處罰を加ふるは決して違憲の所爲に非ず何となれば行政命令の處罰を行ふも其實は法律自ら處罰を行ふに異ならざればなり故に法律第八十四号は違憲の法律に非すと論決せし而して此第二の論者は其説を確めんか爲に尙ほ左の理由を附す
行政命令を以て法律と補充するの必要ある以上は必ず之を行ふ爲に行政官に與ふるに強制權を以てせざるべからず今行政命令の法律と補充するの必要ある場合を擧れば

- 一、臣民生活の事情の常に變遷するものなり去れり之に對する法律も亦變遷せざるべからず而して數年の經驗に由り既に明瞭なるものに關しては法律を改正し得べきも尙ほ試験中に屬するものは命令を以て補充するを要す
- 二、同一の行爲と雖も時と處とに由り他人の發達を害するものあり害せざるものあり例へば都會に有害なる行爲も地方には否らざることあり斯る場合には法律を以て之を規定するよひは地方長官として命令を發せしむるに如かき

三、或る種類の行爲は元來人の自由に屬するか故に法律を以て之を禁止又は之を命ずるを得ず唯公共の安寧を害せんとする勢ある場合のみに之を禁ずるの權を行政權と與ふるに如かき

斯く行政命令を以て法律と補充するの必要ある以上の之を行ふ爲めには必ず強制權と要す然るに佛國に於て夫の人權宣告以來各國の憲法上法律に依らずして監禁處罰するを禁せり是を以て佛國に於ては刑法第四百七十一條より左の違背者は一フラン以上五フラン以下の科料に處すとし此罰に當るべき種々の場合と列擧したる後同條第十五項に於て法律に従ひ行政官廳の設けたる規則に違背したる者との一項を加へ刑法を以て行政權に處罰權を與へたり又獨乙に於ても之を委任するに當りて二個の制度あり即ち知事の發する警察令には四百マルクの罰金又は二十日の拘留に處し省より發する警察令には百五十マルクの罰金若くは三日の拘留に處す而して我邦の慣例に由れり刑法第三條に正條なき者の何等の所爲と雖も之を罰することを得すと書し而して同第四百三十條に前數條に記載するの外各地方の便宜に依り定むる所の違警罪を犯したる者は其罰則に従て處

斷すとあるを以て見れば正條に由ると云ふも強ら法律を以て一々之を規定するを要せざるを知るべきなり

第三論者の説は曰く法律を以て行政命令に處罰權を委任するは敢て違憲の法律に非す固より之を委任するは可なり法理上より之を論ずれば少しも違憲の所爲に非す然れども憲法を設け議會を開きたる以上の人身の自由に大干係あることは必ず法律を以て規定するを立憲政治の精神と爲す故に或る小額の罰金と短き時間の拘留位の行政命令を以て之を科するを得るとするも法律第八十四號の如く一年以下の禁錮若くは二百圓以下の罰金を科すると行政命令に委任するは議會の立法權と庶如したる者なり行政命令に附するの制裁は違警罪に止め警罪以上は法律を以て處罰するを可とす今日の違警罪は罰金一圓九十五錢以下拘留十日以下なるか故に餘り制裁少なしと云は、違警罪の額を少しく高くするも可なり然れども行政命令の制裁は違警罪を以て限りとすへしと云ふに在り此論者は法律第八十四號を以て憲法に矛盾せずと爲せとも立法論上より之を不可とするものなり但此論者は行政命令一般に處罰權を委任するの違警罪に限る

ことを主張すと雖も法律を以て一箇々々の場合に當り違警罪以上の制裁を行政命令に委託するを非難するものに非ざるなり例へば度量衡法を發布し其法文中に此法律を執行する爲よ必要ある布令を發し其布令に一年以下の禁錮を科するを農商務大臣に委託するか如し

第二十四條 日本臣民の法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるることあり

法律を以て裁判所を構成し勅令を以て定めざるは裁判官をして獨立せしむると同時に人民が正當なる裁判を受くるの權を保護したるものあり法律に依りたる裁判官の行政官の干渉を受けず獨立に公平の裁判を爲すことを得ると以て間接に人民の權利を保護するなり法律に定めたる裁判官の外に爲したる裁判は其効力なく又特別裁判所或は臨時委員なるものを設くるを許さず英國憲法第七條に曰く何人も其正當なる裁判官より隔てらるることあり又特別裁判所臨時委員を設くるを得ずと

第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外

其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるることあり

本條は住所權の安全を確定したるものなり我家宅は是我城廓なりとは常に歐米人の稱ふる所にて家宅の安全てふことは最も確乎ならざるべからず之を以て一人は勿論警察官司法官收稅官と雖も其住所を犯し其住所に闖入して物品を搜索するには必ず法律に定むる手續と法律に定むる場合とのみよ限るべき者とす抑も住所とは居住の家宅と之に附屬する地面とを併せて云ふべし勿論其附屬地あるものは明かなる標識を以て圍込まれ居るを必要とす之に反して家屋にても何人にも自由に出入を許す所の博物館寄席芝居小屋の如きは之を住所と見做さずして公開所となす公開所と云ふものは警察官の束縛を受くること住所よりも大なり其理由の公開所は公共の安寧を維持する爲め之を取締るを必要とすれども一個人の住所は公共の安寧に干渉なければなり故に公共の安寧を維持するのものと以て一個人の住居を侵すことと得ず

第二十六條 日本臣民の法律に定めたる場合を除く外

信書の秘密を侵さざるをとなし

本條の信書秘密の自由を保障せり此自由を侵すには刑事上又は民事上の處分或は戰時其他法律と以て定めたる場合に限る抑も此事たるや郵便の事業を政府の一手に專有する國に於ては最も其秘密と愷めざるへからず是に於て各國の憲法皆明に此事を認む而して英國に於ては此事と記するの法典なるものあり蓋し其理由は英人は最も能く通信の自由と得未だ此自由を侵害せられたることなきが爲めなり

第二十七條 日本臣民は其の所有權を侵さざるをとなし

し公共の爲必要ある處分の法律の定むる所に依る

本條は所有權を保障す抑も所有權なるものは臣民の權利中よて最も貴びべきものなれども凡そ權利なるものは國家の成立して始めて生存するものなれば何れの權利にても國家の權又は服従せざるへからず是を以て國家に於て必要なりと見做すときは臣民の權利を制限し得るなり然れども行政官の專斷に任せしめて法律を以て之を制限するは各人の權利を重んずたるなり續法山林法等の法律を

以て所有權を制限し或る軍備上の必要より之を制限するをありと雖も就中重なるものは土地収用法なり此法律は佛蘭西に於て千八百四十二年始めて制定し之れに次て英吉利は千八百四十五年普國は千八百七十四年六月之を制定し我邦は明治二十二年七月三十日法律第十九號を以て之を定む該法律は公益の爲は土地と收用するを規定したるものにして該法の要點は第一公益の爲め必要なりとのと認定する權利の所在を定む英國に於ては國會にて此權利を行へども歐洲大陸并に我邦に於ては内閣の權内に屬す土地収用法第二條第二は賠償法を定む公益の爲めに一個人の所有權を侵すと雖も之が爲に其人の蒙むる損害を賠償せざるへからず之を以て我土地収用法は起業者と土地所有者とをして其金額を協議せしめ若し協議調はさるときは土地収用審査委員會の裁決を乞ひしむ此委員會は府縣會常置委員を以て組織し地方長官を會長とす第三其裁決に服せざるものは裁決を受けたる日より三ヶ月以内に裁判所に出訴するを得但し賠償金額外の事即ち工事の仕様に關する審査委員會の裁決に對しては内務大臣に訴願すべきものとす

第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務を背かざる限に於て信教の自由を有す

信教の専ら人身の内部に屬し固より國法の干渉すべき所に非ず唯其外部に現はれて安寧秩序を妨ぐるか若くは臣民たるの義務に背く時に始めて國家は之に干渉すべきものとす其干渉を爲すは國家に害あるか爲に之を制止するものにして信教其ものに付て之を制限するに非ず而して臣民の義務に背くや否や安寧秩序を妨ぐるや否やを判定するの權は政府に在り之を判定するには豫しめ法律を以て定め難く其場合に望みて行政官や警察上の處分を行ふの外なきなり故に本條の憲法第二章中の各條と異なりて行政上の命令を以て信教を制限するを得るなり歐羅巴に於ては昔は宗教の争甚しかりしか四百年來の信教自由の説勢力を占め現在の各國政府は其國教を存し或は教育上に於て或は社會の組織上と於て尙は一派の宗教に偏し居れとも法律上に於ては一般に各人に對して信教の自由を與へたゞ故に今日に於ては第一國法を以て臣民に或る教法を信仰すべきことを命ずると得き又或る教法を信じ又は信せざるが爲に刑罰を科するを得ず第三は宗

教の異同を以て公權私權の享受に差別を設くると得ず第三臣民の信仰せざる教派の禮拜儀式に強て與ふしむるを得ず第四臣民をして強て其奉ずる處の教法を届出せしむると得ず

第二十九條 日本臣民の法律の範圍内は於て言論著作
印行集會及結社の自由を有す

言論著作印行集會及結社は政治上及び社會上に於ける一種の勢力なり既に勢力たる以上は何時國家を害し他人の榮譽權利を傷くるに至るかも知るべからざる故に國家は豫て茲に至るものを防禦する方法を設けざるべからざる然れとも集會及び結社等の如きは元來人間の自由に屬するものなれば之を制止するの權利は行政權に委ねて法律を以てせざるべからざる其既遂の犯罪は刑法を以て之を處分し其未遂に屬するものは法律の委任に依れる保安警察の權内にあり

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に従ひ請願を爲すことを得

請願は各個人の利益に係ると又は公益に係ると問はず凡て臣民より國家に對

して爲す處の請求なるものを云ふ請願と爲すには天皇各官衙又は議院何れにて
も請願者の好む處に隨て之を爲すを得れとも公益に關する所の請願は議院に出
たし官廳の職權内に在ることの各官廳に出し天皇親行の大權に屬すること即ち
特赦減刑等に關することは陛下に請願すると以て順序とす別に定むる規定と云
ふものは請願の体裁敬禮に關係する規則とか各官廳又は議院に差出すの順序に
關する規則を云ふ議院に提出する請願規則なるものは議院法第十三章に定めあ
れとも其他に提出する請願の規則なるもの未だ今日に定まり居らず相當の敬
禮を守る必要とは請願は他の訴願等と異なり居るり故あり訴願は其人に充分に
起訴すへき權利ありて之を爲すものあればも請願は唯政府か人民の爲に計るへ
き利益と計らざるを催促するに過ぎず即ち自己の意見を以て政府の意見を動か
さんとするものなり政府の意見と云ふは素より一個人の意見より貴きものな
るか故よ之を敬禮することは勿論あり

第三十一條 本章に掲げたる條規を戰時又は國家事變
の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐるものとあし

憲法第二章は國家平常の時に於ける人民の自由なる者と國家の權利との分界を
明し示し臣民及び國家も共に法律の檢束を受くべきと規定したるなり併し乍
ら非常の時に當りて即ち外國に對する時即ち戰を宣告したる時又は國內に反
亂の起りたる場合に於ては非常の處置を必要とす此時に於て法律を破り又は臣
民の權利を犯して一國の存立を計ると云ふは元首の權利なるのみならず又義務
あり之は決して人民の自由を輕んずるに非ず唯一個人の自由に比すれば國家の
存立は遙に大切なるか故なり此の如き場合に於ては人民の自由を犯すとは非難
すべきに非ずと雖も之を犯すの度の其必要の度に超過す可らず若し其必要の度
を超過するか或は必要なきを侵す時は國務大臣は其責を免るゝを得ず
天皇大權の執行と云ふは緊急勅令を發し戒嚴令を宣告するの權と云ふなり此權
利を施行するに當り本章に規定する處の制限を受けずとの意あり

第三十二條 本章に掲げたる條規は陸海軍の法令又は
紀律に抵觸せざるもの限り軍人に準行す

軍人と云ふも日本の臣民にあらざるはなし故に本章に定むる處の權利義務なる

ものは盡く之を有するは當然なれとも軍人は一般臣民と異なりて國家に對して特別なる權利と義務とを有せるものにて軍人の軍法軍令と遵守するを以て第一義務とせざるへからず之を以て本章に定むる權利義務にして軍法軍令を抵觸するものは軍人に準行せざるは當然のことなりとす軍人は陸海軍刑法治罪法に依り軍法會議所に於て處斷せられ政治上の言論結社請願等を爲す能はざるなり憲法第二章の單に行政の原則を定めたるものなるに故に行政法律と名くる特別の法律が澤山制定せらるゝに非されは其意味を全くせず即ち憲法發布の後に於ての憲法遵據の行政法の發布を必要とする道理なり又本章と解釋するには行政法律を併せて解釋するに非ざんは其意義たるや充分に明らならず故に本章を終るに臨みて余は希望す行政法の講義と併せて見られんとす。

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會の貴族院衆議院の兩院及びて成

立す

本條に由りて我邦の議會の兩院より成立して兩院を併せたる以上に非ずんは議會と云ふを得ざるものと明なり今日何れの國に於ても苟も立憲國にては概ね二院の制度を用ひ一院制を行ふものは僅に希臘瑞西の各州及び獨逸聯邦中の小邦(其數十六)のみにして其他凡る開明に進みたる國民の必ず二院制を採用せり

英國に於てはエドワード第一世の時始めて各郡市より代議士を召集したり併しなうら未だ當時は貴族と代議士と一堂に會同したるものにして二院制にはあらずさりしがエドワード第三世の時より始めて二院制となれり

佛國の二院の制度を用ひ居れども那破翁の時代には三院の制度を用ひしとあり而して千七百八十九年より千七百九十五年の間千八百四十八年より千八百五十年の間及び千八百七十一年より千八百七十五年の間即ち革命の時期のみ一院制を用ひたり

合衆國は其憲法制定の時二院の制度を採用せり其理由とする所を擧れば第一に一個の會議休の一個人の如く激情の爲に動かさるゝとあり此場合は何事と爲すにも未來の考へなくして過失に陥ると多し第二に一院なるときは勢力と有する人が容易く議會を左右するに至るとあり之を豫防するには各異なりたる原素と以て組織する二院を置き同事件に付き再び議せしむるときは其弊害を減し若くは除くを得べし且又國家の秩序を保つにも利益あり第一院には舊來の秩序を保存し第二院には進歩の原素を代表する如き組織と爲すときは大に利益あり此組織を爲すに第一の舊來の秩序を保存する議會の議員の在職期限を長くし順次に一部つゝを改撰すること、人員を減少すること、複撰擧と用ることと要し第二の現在を代表する議院には在職年限を短くし一時は全体を改撰すること直接と以て撰出することを要す此の如くすれば兩院相互に其短所を補ひ進歩と秩序として併行せしむると得

以上の理由は合衆國憲法と制定する時に當て制定者が述べたる所の理由なれども尙ほ此他に二院を設くるの理由あり第一に若し一院制度を探て人民の撰擧に

出てたる議員のみを以て之を組織するとすれば其議員なるものは己れを撰擧する地方人民の利益を計るか又は一地方の人民の利益のみを計らすとするも國民各個の利益となるべきとのみと主張するに至るへし然るに國家は直接は臣民の利益とならざるも間接に臣民の利益とあるべき事業の例へは軍事外交の如き事業に付ては縦ひ人民か之を好まざるも充分に其事業を擴張せざるへうらす此時に當り人民直接の代表者のみをして此事を議せしむる時の人民直接の利益に反對するを以て是等の事業に反對するの恐れなしとせず之を以て人民の代表に出ては國家全体の代表を以て自ら任ずるの他の一院を設くるの必要あり第二に正當なる代議制度を組織するよは一國人民中に存在する各原素をして其輕重強弱に應じて相當の代表者と出さしめざるへかふす然るに撰擧に出る時は單に多數者のみ撰出せられて少數にして而も一國の要用なる原素よりは却て其代表者を出さゝることあり即ち大地主或は華族の如き或は智識に於て優りたる者として代表者を出すと能はざらしむ是に於て平別に一院を設けて是等の諸原素をして國家の事業上に其意見を現はすを得せしむるなり有名なるフランクリン氏は

二院説に反對して曰く一輛の車を挽くに前より挽く者と後より挽く者とあらば馬んぞ調和を保つと得んや却て不便を蒙るものなりとマイヤー氏は二院の要となることを述べて曰く二院と設くる時の一時の議決と法律とを混同することを避け得るあり何とあれば法律には二院の議決と要するを爲めなりと

第三十四條 貴族院の貴族院令の定むる所に依り皇族

華族及び勅任せられたる議員を以て組織す

本條は貴族院を組織する必要件を定めたるなり然れども其詳細は貴族院令と稱する勅令の定むる所に任せり而して貴族院は皇族華族勅任議員の三種より組織すと云ふとは本條即ち憲法明文の定むる處なるか故に此要件を變更するに憲法改正の手續を必要なりとし法律若くは勅令を以て之を變更するを以て得ざ貴族院令は明治二十二年の勅令第十一號を以て發布せられたり此勅令は尋常の勅令と異なりて其第十三條に將來此勅令の條項を改正し又は増補するときには貴族院の議決を経べしと規定したり元來勅令なるものは議會の協賛を要せずして之を發布若くは廢止するを得るものなり然るに貴族院の議決を経べしと云ふは尋

常勅令の手續に異なるを以て或之を以て法律と同一視するものありと雖も決して之を以て法律と云ふを得ず其云ふ能はざる所以は法律の兩院の協賛を要すれども貴族院令改正の單に帝國議會の一部なる貴族院の議決と經るのみなること又法律あらは其起草權なるものは議會にも尙ほ存すへき筈なれども貴族院令改正には議會に此權利なきを以て明なり思ふに唯貴族院の議決と要用としたることとは便宜より出て、其手續と鄭重にしたるものあふん

貴族院は五種の原素より成立す第一皇族の男子にして成年に達したる者皇族は皇室典範第三十八條に依て定むる皇太子皇太孫は滿十八年其他の皇族は滿二十二年を以て成年とす第二は公侯爵と有し滿二十五歳に達したる者第三は伯子男爵を有する者滿二十五歳に達し其同爵中より撰舉せられたる者第四は國家に勳勞あり又は學識ある滿三十歳以上の男子にて勅任せられたるもの第五は各府縣に於て滿三十歳以上の男子にて土地或は工商業に付て多額の直接國稅即ち地租及び所得稅を収むるもの十五人の中より一人を互撰し其撰に當り勅任せられたる者あり扱て皇族と華族とは此條件を得れば直に議員となる資格と得れども第四

と第五の議員は勅任を待て始めて議員の資格を得第五の多額納税議員の撰舉を以て議員たるの資格を得ずして勅任を以て始めて議員たるの資格を得去れり此撰舉に於ける互撰は衆議院議員撰舉に所謂公撰とは異なりて推薦(プレセンテーション)と云ふとなり去れり互撰は唯勅任の一要件たるに過ぎず

英國の上院は千八百八十二年の調へに依れば五百二人の議員より成立す其議員の種類を區別すれば第一英國世襲貴族にして英國上院世襲議員たるもの第二蘇格蘭貴族中より國會組織毎に撰出せられたる者第三愛蘭の貴族より撰出せられたる者第四終身の貴族にて職務を奉ずる問上院の議員となる者即ち大僧正二人僧正二十四人及び高等判事(法官貴族と稱す)二人此部は屬す

普國上院は千八百八十年の調へに依れり上院議員とある權利を有する者三百三十三人此内四十二人は其權利を停止され居れば實際は二百九十八人なり千八百五十三年の法律に依れり貴族院令の法律に依らすんを變更すると得ず而して其議員は第一成年以上の親王なり第二國王の勅任に係る世襲及び終身の議員なり第三推薦權所有者の推撰せらるゝの權利ありて被撰者にして勅任せられたる者

とす

獨乙帝國の北米合衆國の如く聯邦國なれとも米國とい大に異なりて獨乙には聯邦議員なる者あり聯邦議員は他國の上院及び内閣の資格を兼有せり今其組織を述べれば各邦の全權委員五十八人より組織す普國は十七人ハベリヤの六人サッセン及びブルデンブルグ各四人ハーデン及びヘッセン各三人メクレンブルグ。シベリン及びフランスウヰグは各二人と出し其他の十七邦は各一人を出す之に異なりて北米合衆國に於てり上院議員の數は州の大小及び人口の多寡に干係せず各州二名なりとす然るに前述の如く獨乙に於ては各邦の權力の差に依て其人員に多少あり各邦の全權委員は其邦毎に一致して投票せざるへからず例へば普國の議員十七人は悉皆一致して一方に投票せざるへからず故に議員は政府の代理者と云ふへきあり

佛國の上院は千八百七十五年の調へに依れば其人員三百名ありとす各縣及び殖民地より撰舉する代議士を以て組織す其人數は法律を以て定むれとも各縣少なくとも二名以上多くとも十名以下と撰舉せざるへからず但し或縣及び殖民地は

一名宛を出し議員の在職年限は九年して三年毎に三分の一宛を改撰す
 北米合衆國の上院は各邦均しく三名宛を撰出するの複撰法にして各邦の立法院
 之を撰出す議員の在職期限は六年にして二年毎に三分の一宛を改撰す千八百八
 十四年に三十八聯邦より成り七十六人の議員を撰出せり

第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所より依り公撰せ
 られたる議員を以て組織す

本條は衆議院組織の要件を定めたるものなり其組織詳細は撰擧法と云へる特別
 の法律に由りて定む然れども公撰せられたる議員を以て組織するまとは本條即
 ち憲法明文の定むる處なれば撰擧法を以て之を左右するを得ず撰擧法は一個の
 尋常法律より過ぎざるを以て通常立法權を以て之を變更廢止し得れども憲法を改
 正せざる以上は衆議院は必ず公撰せられたる議員を以て組織せざるを得ず
 千八百八十年に於て英國下院議員の數は六百五十二人佛國は五百八十四人普國
 は四百三十三人獨乙帝國は三百九十七人米國は三百三十三人此内テリトリー八
 個より委員一名宛を出したるを以て純粹の議員は三百二十五人なり同國憲法に

曰く十年毎に人口を調査し人口に應じて議員の數を増減すと議會を開きたる初
 年又は僅に六十五名ありしが人口の増加と共に斯の如く其數を増し來れり
 議員在職の期限は英國は七ケ年にして最も長く米國は二年にして最も短し米國
 の或洲は一ケ年となす者ありと云ふ佛國は四年にして普國は三年より英國の議
 員はジョージ一世の時に至るまでは國王が隨意に何時までも永續するの權利
 を有し居れり然るに今之を七年と制限したるの必要はチャールズ二世即位の
 時十七ケ年間同一の議員を永續したることあり此の如く久しく永續する時には
 人民の意思を代表せずして政府の機關となるの虞ある故なり
 議員を配當するは人口の數に應ずるを以て各國の原則とす英國にては人口五万
 四千に付き議員一人の割合とす一區一人を以て主義とすれども人口五万四千よ
 り十六万五千に至るまでの區は二人を撰出するものとす佛國は縣を以て撰擧區
 とす人口七万を付議員一人を配當するの割合あれども各區少くとも三名以上を
 撰出すべきものとす普國は郡を聯合して撰擧區を設くれども一區一人の制にあ
 らずして一區にして二三名を撰出す議員全体の數を憲法にて定め之を人口に配

當す獨乙帝國は聯邦の人口に應じて配當し人口十万人に付き議員一人を撰出す
縦ひ十萬人に足らざるも各邦少くとも一人を出さざるへりらす米國も人口に應
じて各聯邦に配當す千八百六十年に於ての人口十二万四千に付き一人の割合と
なり是亦一區一人の主義に依りて撰出す

衆議院議員撰舉人の資格 撰舉に普通撰舉と有限撰舉の別あり此區別は撰舉人
の資格に財産上の制限を設けると否とに由て分ちたるものなり故に普通撰舉と
云ふも年齢とか國民たることの如き他の制限あり只財産の制限なきものと指し
て普通撰舉と云ひ財産の制限ある者を有限と云ふのみ又撰舉に直撰と復撰との
別あり直撰とは撰舉人が自ら代議士を撰出すると云ひ復撰とは撰舉者の撰びし
代理者をして更に代議士を撰出せしむるを云ふ今諸國の例を考ふるに我國及び
英國は有限直撰なり佛國と獨乙帝國は普通直撰なり普魯西亞は普通にして復撰
法なり米國は直撰なれども有限なりや普通なりやと云ふとは各邦の定むる處に
一任す

英國撰舉人の資格は古昔より漸次其制限の度を減ト今日に於ては他人に依頼せ

を獨立して衣食する者の大抵選舉權を有す佛國は他國に率先して千八百四十八
年以來全國に普通撰舉法と實行せり普魯西亞の佛國獨乙の如く普通撰舉法と行
へ共三級撰舉法に依るか故に納稅額の多少にありて其權利に厚薄あり即一の撰
舉區中にて多額の租稅を納むる者を一級とし中等納稅者を二級とし少額の納稅
者並に無納稅者を三級とし各級より一人宛の代理者を撰ばしめ此代理者なるも
の集會して議員と撰出するなり故に佛普の兩國に於ての其名は共に普通撰舉な
れども其實際に於ては大に異なるものあるを知るへしミル、ベンタム等の普通撰
舉を主張して曰く國民たるもの一様に法律や警察法に従ふの義務と有し又一様
に兵役に服するの義務あり然るに納稅有無の一事のみを以て其權利の上に區別
を設くるの不合ありと然るに之に反對する者の曰く資産なき者は概ね理解力
に乏しくデマゴグ(野心家)の爲めに動かさるゝこと多し普通撰舉は常に革命の
原因と爲すと兩者各其説く所を異にすれども今日世界の趨勢を觀察すれば概ね
普通撰舉の方に傾き居れり

右の普通并に制限の兩撰舉法と通じて種々の制限あり

第一 國民たること 即ち佛普獨にては歸化民と生民とを問はせ國民なりと云ふまを以て充分なりとす英國に於ては單なる歸化民は政權を有せざるに其權利を與へられたるのみに限れり

第二 年齢 英米佛は滿二十歳以上たることと必要とす普國は二十四歳日本及び獨乙帝國は二十五歳以上なりとす普國や獨乙が斯く年齢を高くしたる理由は第一に滿二十一才にては思慮充分ならず動もすれば熱情に浮かざるの弊あり第二に滿二十一才にては修學中の者多きが故に學問社會に現在の政治思想を注入するの弊あると第三身體健全なるものは滿廿一才に兵士となるを以て撰擧權を行ふことを得ざるに身體不完全なるものは家に在て却て撰擧權を行ふ國民たる最大義務を力むるものにして政權を享有せざる而して國家の義務を盡さざるものと却て政權を與ふるの不權衡を生じ之を以て廿五歳を適當とすと云ふあり

第四 男子に限るま

第五 英國に於ては貴族の撰擧權を有せざる但し愛蘭の貴族にして貴族院議員に

あらざるものは此限りにあらず

第六 普獨に於ては貧民の救助費を受くるもの撰擧權なし

其他各國に於て尙種々の制限あり

被選人の資格各國に於て被選人に於ては財產上の制限なし英國に於ては千八百五十八年以來全く之を排除せし年齢の制限は各國にて異なれり英國にては滿二十一才以上たることと要す此事は習慣にて古來よりの定めなれともウヰリヤム三世の時に法律を以て之を定めたり但しチャーレス、セームス、ブオツクス、ロールド、ジョンラッセルの二人は此制限以下に於て即ち弱年の時に於て議員となりたるの變例あり佛米獨乙帝國は滿廿五才已上日本及び普魯士は卅才已上なり英國にては英蘇の貴族の議員たるを得ず但し愛蘭貴族にして上院に選ばれざるもの此の限に非ず佛國にては舊佛帝の一族なるものは議員となるを得ず獨乙帝國にては各邦の君主は議員とあるを得ず英國、々、教の僧侶、蘇蘭の僧侶、羅馬、舊教の僧侶は議員たるを得ず然れども僧侶の籍を脱すれば議員たるを得僧侶が議員となることの出來ざるは英國の特別の例にて他國に於ては議員とあるを妨げず

官吏が議員となり得るや否やに付きては各國に於て大に異なれり普魯士及獨乙帝國と米國とは正反對の地位を占め佛國英國及び日本は其中間の地位を占む即ち獨乙帝國と普魯士に於ては官吏ハ凡て議員となるを得判事も勿論議員とあるを得但し議員在職中に官位昇るか又は月給増したるときには議員たるの職を失ひ尙ほ議員たらんと欲せば再選せられざるを得米國に於ては之れに反して官吏は盡く議員とあるを得蓋し三權鼎立説を極端に實行して行政官と立法官とを盡く分離するを目的としたるものなり佛と英に於ては或る官吏は議員となるまるとを得或官吏ハなることを得ず即ち英國にては判事と行政事務官と警察官ハ被選舉權ハ全權公使や政務官は議員となるを得

第三十六條 何人も同時ニ兩議院の議員たるを得ず

何人も同時に兩院の議員たることを得ず故に若し一人にて同時に兩議院の議員に選ばれたるときは其の一を得て他の一を捨てざるべからず但し其の取捨の權ハ其の人の自由なり如何なる理由にて何人も同時に兩議院の議員たることを許さざるやと云ふに第三十二條にて云ふ如く帝國議會は二院より成り我帝國憲法も二院制の主義を採用せり然るに若し一人の人々同時に二院の議員と兼ねるときは其の結果は二院の制度を設けたることに反して一院制たると全一の結果を生ずるに至るべければあり故に二院制を採用する國にてハ何れも皆な此の箇條あり

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

凡る法律と制定するには夫々一定の要件あり而して議會の協賛を経ると云ふことは其一大要件あり故に若し兩院中の何れの院の協賛を経るときは法律となると得ず
右の如く法律といハ必し議會の協賛を要するも協賛を経たるものハ盡く法律とい云ふべからず即豫算の如き公債募集案の如きは帝國議會の協賛を経ると雖も之を法律と稱するを得ざるなり次に如何ある事項は法律と以て規定すべきやの問題は我憲法は之を明言せず故に何等の事項と雖も政務の便宜により或は法律と以て定むるも或ハ命令を以て定むるも少しも差支なし法律と命令の區別ハ只た其の形式の上にありて其事項の上には存在せず但し憲法第二章に掲げたる臣民

の權利義務に關する事柄や又は裁判所構成法や會計検査院の構成法や議院法の如く明に法律を以て規定すべしと定めたる事項并に己に法律を以て制定したる事項は法律に非ざれば之を規定するを得ず此二ヶの例外と除き其他の事項なるものは命令を以て定むるも法律を以て定むるも少くも差支なし議會の權力が強ければ法律の範圍廣く行政權強ければ命令の範圍廣し其の廣狹は一に各國の情況に由て之を決すべし一定の法を以て之を論斷するを得ず

第三十八條 兩議院は政府の提出せる法律案を議決し及各

々法律案を提出せることを得

本條は法律起草權の所在を明かにし起草權は政府及び兩院が別々有すること定めたり起草權とは法律案を提出するの權と云ふ茲に注意すべきは一ヶの議員若くは政府の一官吏が起草する處の草案なるものは所謂草案にして法律案にあらざるなり蓋し法律案は議員一ヶ人が法律案となさんまを發議し一議院が其發議案を法律案とあすとの議決とあしたるときは或は政府が法律案として提出し、る後に始めて成立するものなり本條に廣く法律案とありて其法律案

となすべき事項と規定せざるを以て如何なる事件と雖も政府及兩議院の法律案として之を提出するを得政府が議案と提出するには兩院中の何れも先きに提出すべきり又は同時に兩院も提出するを可なりやと云ふに政治上の問題としては或は非難すべきことあるも憲法には此事に關して明に規定する所なきが故に政府の意思に依りて兩院中の何れに先きに提出し又同時に提出するも少くも差支なし

米國に於ては三權分離説により行政權と立法權との干渉を全く絶ち政府は一切の法律案のみならず歳計豫算案をも議會に提出するを得す之に反して英佛普獨の政府及び上下兩院とも均く起草權を有するあり抑も起草權と兩院及政府の三者に有せしむると以て尤も良法とす何となれば獨り議院のみ起草權と有せんか議院は實際と見るに政府より劣るが故に當時に適當したる法律を制定する能はせ又政府にのみ之を有せしむるときは議會は善き法律を作らんとする念慮を失ひ怠慢に陥るの弊害を生ずればなり

政府と云ふ言葉は其の意義一定せず或は自治の機關を除き凡て他の行政機關と

全一の意味と云ふ人あり或は行政事項と政府事項とに二分して議會若くは外國に對して責任ある元首若くは其の補翼機關行爲を政府事項ありと云ふものあり或は單に内閣を指し政府と云ふとあり我憲法は如何なる意義に從て政府の字と使用せしか憲法第七十條に依れば帝國議會と召集すること能はざるときは勅令に由り財政上必要の處分となすことを得第七十一條に帝國議會に於て豫算を議定せむ又た豫算成立に至らざる時は政府の前年度の豫算を施行すると得とあるを以て見れば單に内閣を指したるにあらざりて行政の主宰者たる君主と包含し居ることは明なり若し一步を譲り君主と包含せむとするも君主の代表者たる資格を以て内閣と指し示したるまとの明なり故に政府と云ふは天皇と内閣とを併せ名けたるものにして政府事項と處分するの權力は天皇に在て而して其責任の歸する處は内閣にあり

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は全會期中

よ於て再び提出することを得ず

本條の前條に規定したる法律案提出權の制限あり即ち政府及び兩議院は貴族院

又の衆議院の一方に於て否決したる同一の法律案を同會期中に再び提出すると得む法律案と云ふの前條に陳へたる如く其の院に於て法律案たるまことを議決せしものを指すものなれば一個の議員が法律案となさんまことを對議して否決せられたるも之の未だ發議し止て一の法律案となり居らざれば本條を適用するを得む故に一個の議院が一院に於て發議し而して否決せられたる同一の發議を同會期中に他の院に於て再び發議することを妨げざるなり次に兩院にて可決したる法律案にして裁可なきときは同一議案を同會期中に再び提出するを得るや否やに付ては明文なきを以て或の疑ふ者あれども本條の精神より考ふるときは提出するを得ざるものと云はざるを得む然れども如此き難問の生ずる場合のなし何とあれば天皇の不裁可をなすと云ふことと宣告し玉ふに非らむ又議員は強て其決意を聞くの權利を有せむ議院法第三十二條により次の會期までに裁可し玉はざるものは不裁可なりと知るより外はなければなり

第四十條 兩議院の法律又は他の事件に付各々其意見を政

府に建議をすることを得但し其の採納を得ざるもの同會

期中に於て再び建議することを得ず

本條は兩議院が政府に建議するの權を有することを明にせり其の建議となすの事項と無制限にて凡て政府に屬することは何等のこと、雖も建議するを得憲法改正にても天皇帝大權に屬する事件にても外交軍事教育等の一國の政略に關することにても其他行政上の些細なる一事項にても一として建議し得ざるはなし然れとも通常建議をある各議員が自ら法律案を起草するを不便とし其の起草の意思を政府に通知して政府をして法律案を起草せしむる爲めとするなり而して其の建議を採用すると否とは全く政府の自由あり又政府が兩議院の建議通りに法律案を起草したりとて兩議院は必ずしも之れに同意を表するを要せざるなり同一の建議を再びすることを禁むるは紛議脅迫に涉るの道を防く所以なり

第四十一條 帝國議會の毎年之を召集す

議會を召集開閉するは天皇の大權に屬す然るに本條に於ての毎年召集すること定めざるの憲法に於て議會の成立と確証したるなり又法律は社會の活動に従ひて毎年制定改正を要し豫算の毎年帝國議會の協賛を要するを以て議會は毎年召集せざるべからざるの必要あり然るに若し此必要あり本條の規定あるにも拘はらば君主に於て之を召集せざるべきの固より違憲の所爲にて大臣は其の責を免るゝを得る普魯亞憲法第七十六條には兩院は通例毎年十一月の始めより翌年正月央バまでに君主之を召集すとあり英國は二月に召集すると以て通例の事となし佛國は一月第二火曜日米國は十二月第二月曜日に議會自ら集會するの定めなり澳地利に於ては憲法第十條に國會の毎年一度皇帝之を召集す但し成るべく冬期に於て召集すとあり我邦に於ては召集の期日と定めざれ共憲法義解より毎年の豫算を議する便を取る故に冬の期に開會するを例とすとあり各國皆冬季に國會を開く所以のものは一の冬期は會計年度に先つて以て豫算を議するに好都合なるとの外國に於ては夏は多く人々地方に散亂して冬の都會に集まる者多しとの生活の狀態に由つて定めたるものなり

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場

合し於ての勅令を以て之を延長することあるへし

本條に於て議會の開期と三ヶ月と定む但し必要ある場合にの勅令を以て之を延

長するを得然れども勅令と雖とも此會期を短縮するを得又議會自身に會期と延長するまると短縮することを得延會と爲すの必要ある場合を認定するまると延期の期限と定むるまると天皇の權に屬するものにして是又議會の關係する所にあらず議會は之に對して上奏若くは建議するの道あるのみ議會の成立の開會を以て初まり閉會を以て終るものある故に開會の日より閉會の日に至る迄の期限を三ヶ月とす故に此間に在る所の休日或は停會の日は此三ヶ月中に算入すべきものとす又此開期の召集の日より起算すべきものならず英國の國會は通例二月に召集して八月迄開會す佛國の憲法第一條第二節曰く兩議院は少なくとも五ヶ月間開會をなさざるべからず同第二條第四節に大統領の兩院を延會せしむることを得へし又同一の會期に於て二回以上之を爲すを得普國は其の憲法に召集の期日と定むるのみにして會期と定め米國は於ては事務終れば議會自ら解散すと定むるを以て豫め開期を定め又大統領は閉會と命ぜるの權あり我邦に於ては延會の期限及延期の度數の如きは憲法に制限なく全く君主の定むる處に一任す

議會か閉會したるときは會期の事務は終を告ぐるものとし特別の規定あるものを除くの外議事の已に議決したるものと未だ議決せざるものとを問ひて次回の會期に繼續することなし特別の規定は議院法第二十五條に政府より要求を受け或は政府の同意を得たるときは閉會の間と雖とも委員をして議案の審査と繼續せしむるまると得と云ふ場合の如し元來委員は議會の閉會と共に其の任を解くと以て原則とするものなるを以て茲に例外を設けたるあり

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合よ於て常會の外臨時會を召集すべし

臨時會を定むるは勅令に依る

前條に於て通常會のことを定め本條に於て臨時會のことを規定す一年一度開會するを通常會と云ひ其外に臨時に開會するを臨時會と云ふ或は豫算案を議する會を通常會と云ふ者あれども之を以て區別するを得ず而して通常會と臨時會とは只其時を異にせる迄にして其他のことは一切皆同一なり故に臨時會に於ても通常會の如く兩院は法律案を提出し又建議と爲すを得決して召集の目的外のこと

を議する能はずと云ふを得ず

臨時會の會期の臨時召集する所の勅命を以て之を定む蓋し其必要の如何に依て伸縮する自由を與ふる爲に憲法に於ては豫め之と一定せざるなり君主國に於ての君主が通常會を召集し共和國に於ては議會自ら集會するの別あれとも臨時會に於ては君主大統領に於て凡て之を召集す但獨逸帝國に於ては聯邦議院其議員の三分一の請求ある時には皇帝は臨時會を召集せざるを得ず又米國に於ては兩院集會に於て前以て臨時會を定むるを得るの例外あり

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院

同時之を行ふへし

衆議院解散を命せられたるときは貴族院は同時に停會せらるへし

本條の二局議院制度の主義より出るものなり開會閉會延長及停會は議會全体に關係することなるを以て兩院同時に執行す可きことなり而して此等の事件は君主の勅命に依るべきものにして議會の自ら爲し得べきものとあらず貴族議員の

多くは世襲議員終身議員より成立するを以て解散を命ずるの必要なし然れとも衆議院議員は悉く撰舉に出て國民の意志と直接に代表する者なれ共時としては一黨一派の利害のみにて代表するを止まるべしとあり又の政府と政治上の意見相合せざる場合に國務大臣と交渉せしむるよりも衆議院を解散せしむるを以て利益ありとする時は之に解散を命ずるなり衆議院解散を命せられたるときは貴族院の其日より衆議院召集の日迄は停會せざる可からず○衆議院解散は其開會中に於ての之を爲すべき者か或は閉會中よも之を命し得べきやの問題は我憲法に於ての明らされとも普魯士國千八百六十三年の實例并にロンチ氏等の學說に依れば閉會中と雖とも解散を命ずることと得但し議員撰舉せられたる後未だ一度も召集開會せざるに先ちては解散を命ずるの權なし何となれば議會を解散するは議會の行爲其眞目的に反するとの証據明亮なる時に始めてなすべき者にして未だ運動を始めざる議會に對して解散を命ずる理由なければなり○英國に於ては上下兩院同時に解散せしむ之れ英國上院議員の一部分は愛爾蘭蘇格蘭の貴族中より撰出したるものなればなり佛蘭西普魯士に於ては下院のみを解散す

るも上院は解散せしむるを得ず米國に於ては大統領解散權を有せざるが故に解散と云へるとなし

第四十五條 衆議院解散を命せられたるときは勅命を以て

新に議員を撰擧せしめ解散の日より五箇月以内之を召集せしむ

本條は議會の永久存立と計る爲めに設けたる者なり即ち衆議院解散を命せられたるときは其日より五箇月以内に新に議會を召集せざるべからず英佛普獨の元首も亦我國の如く解散權を有するも直ちに次の議會を召集せざる可らざるの制限あり英國に於ては解散のとき其勅命の文中に再び召集することを書き加ふ此文中に尙書官に撰擧の令狀を發するの權を與ふ此令狀を發したる後三十五日間に必ず撰擧となす佛國にては解散後二ヶ月内に撰擧を命じ其後十日以内に議員を召集せざる可らざる普魯士獨逸の憲法は解散後六十日以内に撰擧會を開かしめ九十日以内に議員を召集すべきことを定む
以上第四十一條より第四十五條迄の議院法に於て尙ほ詳細規定す

第四十六條 兩議院は各々其の總議員三分の一以上出席す

るに非されは議事を開き議決を爲すを得ず

本條と第四十七條は議事規則の一部分なり本條は開會及議決に必要なる議員の數即ち (Quorum) と定む議會にして仮令成立するも議事規則に定むる所の要件を具ふるにあらざれば其議事は無効なり即ち本條に規定する總議員三分の一以上出席の要件を具備せざれば有効なる議事を開らざる議決を爲すことを得ず總議員と云ふは法律上に於て議院と組織する議員の總數と云ふ出席とは只議院は出席するのみを云ふにあらずして議事を開き或は決議を取るときに現に議場に出席し居る者を云ふ英國の上院は開會議決に必要なる議員の數を定めず故に如何なる少數の議員にても有効なる會議及決議を爲すよとを得故に十二名若しくは十三名の少數議員の集て議決したることを有効としたるの實例あり下院は於て四十名の議員の出席を必要とすれども四十名以下にても議員若しくは議長が之に故障を述べられ其議決に有効なりとす但し此時一人の議員若しくは議長が出席員四十名以下なることを申出たるときは直ちに休會せざるべからず佛米に於て

は上下兩院共過半数の出席を要し普國の下院は過半数にして上院は六十名の出席を要す

第四十七條 兩議院の議事は過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決する所に依る

本條に所謂過半数とは出席議員の過半数を言ふ可否同數なるときは議長之を決す此議長の投票と決裁票(Casting Vote)と云ふ出席議員の數を算するに當り議長を算入するや否は本條に明ならず若し議長は通常の表決に決裁票との二票と有することゝなる例せり甲説賛成の議員五十人乙説賛成の議員四十九人の場合に議長乙の説を賛成せば甲乙兩説共五十五人宛となる此場合に議長決裁票を以て乙説と成立せしむると得るが如し議長の表決權に種々あり

第一通常表決に決裁票とを併せ有する者 第二通常表決あるも決裁票なき者 第三通常表決なきも決裁票ある者 第四通常表決と決裁票共になき者

我國に於て此第三説と採り議長の通常表決權なくして決裁票のみを有す○英國國會出席議員は必ず可否の一方に投票せざるべからず而して出席者即ち投票の

過半数を以て可決す若し同數なるときは下院に於ては議長之を決す上院にては議長にして貴族なるときのみ此決裁權と有す若し貴族なきるときは此の權と有せざる故に可否同數あるときは廢案とある故に英國の下院は第三説を採用し上院は其議長貴族ならざるべき第四説を採用す佛蘭西普魯西獨逸の出席議員は必ず投票せざるべからざる義務なし而して過半数を以て議決し可否同數なるときは廢案となる即ち之れ第四説に依れるなり米國は英國の如く出席議員は必ず表決せざるべからず而して過半数を以て決す又可否同數なるときは議長之と決す而して米國に一の特別あるまあり即ち議長が決裁票の外も通常表決權と有することあり故に議長は甲を賛成する者四十九人にして乙を賛成する者五十人の場合に甲説を成立せしむると得るなり故に米國は第一説を採用したる者なり和蘭に於ては可否同數あるときは議決を後會に譲り後會に於ても尙ほ同數なるときは否決となる

(附加)我市町村會の議決は可否の多數に依り之を定め可否同數あるときは再議して議決す若し尙ほ同數なるときは議長の可否する所に依る

第四十八條 兩議院の會議は公開す但し政府の要求又其
院の決議に依り秘密會と爲すおとを得

本條に於て議會の公開なることを認め公開と云ふは衆庶をして規定に従ひ傍聽を許すと云ふ公開の實に代議制度に必要なものあり何となれば撰舉人は代議士に委任訓示を爲すと得ずして只其人の主義を信用して撰出せる者なるか故に常に議場に於る舉動に注目して果して其信用に背かざるや否と見る必要あればなり且つ公開せされは公議輿論か議員の行爲を監督する能はず從て政府と議員と一致して惡をなすの弊あればあり但し政府の要求又其院の議決に依り秘密會議と爲すと得通常の外交事件、委員の撰舉又は治安に係かる行政法の如きを議するときあり

現今各國の憲法の明文を以て議會の公開を認め但し英國の習慣にのみ存して法律の規定あり故に國民の議會の恩惠を以て傍聽をなすを得るのみ

第四十九條 兩議院の各々天皇に上奏するおとを得

本條に依り兩議院は他の院の同意を俟たずして別々に天皇に上奏するおとを得上

奏と云ふは建議と同一く其院の意見希望を表白するまでにして別に法律上の關係と生せず而して建議と上奏と其名を異にする所以に其對手の異なるに依るのみ上奏を爲すは議會の開會閉會の勅語に對する答辭又は外交、軍務の如き天皇の大權に屬する事件に就て之を爲すを通例とすれとも又行政權を監督する爲めに用ゆるものあり、議會に於て政府の命令、處分よして法律に違背し又は立法の精神に矛盾すと思惟するときは政府に建議するも政府之を聽納せざるも又は議會と政府と政治の方針を異にしたる場合に上奏して天皇の親裁を仰くあり他國に於ては議會に大臣と彈劾する權ありて行政權と直接に監督し得れども我國の議會に此權なきか故に本條の上奏權を用ひて之れを監督するより他に途なきなり

上奏の手續は議院法第十一章に規定す其第五十二條に曰く各議院にして上奏せんとする時の文書を捧呈し又は議長を以て總代とし謁見を請ひて捧呈するとを得又第五十二條に各議院に於ける上奏又は建議の動議は三十人以上の賛成あるにあらざれば議題と爲すことを得すとあり

第五十條 兩議院は臣民より呈出せる請願書を受くること
を得

本條は第三十條と相俟つ者にして日本臣民の天皇行政府若くは議院の何れにも請願書を呈出し得るなり而て議院に呈出する手續は議院法第十三章に規定す請願の上奏建議と同しく請願者并に之を受くる者との間に法律上の關係を生ぜず故に議院の請願書を受るの義務あるも必き之を議事に附するの義務なく又必しも請願を許可するの義務なし但し請願の理由を至當と認めて立法上の手續を要するときの議院通常動議の方法に依りて法律案となさんことを發議し又政府に質問若くは報告と要求すべきものと思惟するときは意見を附して請願書と政府に送りて政府に質問若くは報告と請求することを得故に請願は單に議院の注意を喚起するに止るのみ

第五十一條 兩議院の此の憲法及議院法に揭ぐるもの外
に内部の整理に必要な諸規則を定むることを得

内部の整理に必要な諸規則とは議長及委員の撰擧各部の設立議事規則請願取扱規則等の類を言ふ此等は憲法及議院法の範圍内よ於て議院の議決を以て之を定むるを得而して其議決は院内に於て其効力を有し各議員一箇人を箝束する効力あるも一般人民に對しては効力なし蓋し法律命令と異なればあり
議院に於て一旦制定したる以上は必ず之を永久に行ふべきやと云ふに議員の改撰毎に之を改正するも若くは改撰前に之を改正するも議院の自由なりとす英國議事規則の一部分は其開期中のみ効力と有し開期終れば其効力消滅す而して他の一部分は改正なき以上は永久に効力と有するの區別あり

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及
表決に付院外に於て責を負ふことなむ但し議員自ら其言
論演說刊行筆記又は其の他の方法を以て公布したる時
きは一般の法律に依り處分せらるべし

本條の議院の爲る言論の自由を認む此自由は各院の會議のみならず其部會並に委員會にも之を適用す而して言論の自由の議會の獨立議員の自主を完ふせしむるが爲に尤も必要なるものなり以斯議會に於て發言せる意見にして刑法に觸れ

又は他の法律の制裁を受くべきものあるも院外即ち司法裁判所、行政府若くは政黨の干渉を受けざるなり然れども議員にして此自由を濫用して他人を誹毀する等のことあるときは議院の規律に依り議院自ら之を制止し及之を懲戒す又議員にして自ら其言論を院外に公にしたるときは一般普通の法律に依て處分す茲に議員自らとあるを以て其言論を公にしたる者が議會若くは他人なるときは議員其人は其責に任する者にあらず

英國に於ては本條並に後條に規定する所のものを指して議員一箇人の特權なりとす大陸諸國に於ては之を以て議員一個人の特權と見做さざりて本來治罪法中の一部分に屬する者なれとも其事項重大あるものあるが故に之を憲法中に移したるものなりと云へり而して我國に於ては歐洲大陸の説即ち後者と採用せる者なり而して此兩説何れを是とするやと云ふに元來特權なるものは其人の爲に存する者なるに由り其人にして之を棄却するも若くは之をして有効ならしむるも全く其人の自由に屬す然るに本條及次條に定むる所は本人の意志如何に係りらす必ず議員たる者の資格に隨伴する者にして其人の意志を以て之を動かすを得

さること猶ほ治罪法の規定に因り各箇人の有する權利と異ならず故に議員の言論に對して刑事訴訟の起りたるときは議員の意志如何に係はらず裁判所は本條を以て其判決の標準となさざる可らず

英國に於ては言論の自由は慣習の中に生長したる者にして國會の權力充分ならざる中は君主は其權力を以て此權利を妨害したるまゝと屢々之れありしと雖とも裁判所の判決又は法律の制定を以て終に動す可らざる權利となれり就中其重なる法律は權利條款なりとす同第九節に曰く國會に於ける言論及議事の自由は各法廷或は國會外の場所に於て彈劾し或は疑問す可らず此箇條の確定したる後は議員の國會に於て爲したる言論を以て訴件とあししたるまゝとなかりしと雖とも爾後尙ほ行政府は間接に關涉せるまゝとあり即ち一千七百六十四年一人の士官國會に於て政府に反對せる理由を以て免職せられしことあり之を以て政府が間接に關涉したるの終りとす此後少しも此權利を傷られしことなし

米、獨、普、佛の各國も亦憲法及法律(獨逸刑法と云ふ)に於て議員の投票及言論の自由を認む、普魯士憲法第八十四條に曰く兩院の議員の議會に於て爲したる投票に就

ては議院外に於て責問に附すべからず又議員も於て發言したる意見に就ては只議院内に於てのみ事務規則に従ひて責任を有す如斯議員の言論及投票の自由に就て我國憲法の如く規定すと雖も普魯士の裁判所及行政政府は意見なる文字に付狹隘なる解釋を下し以て此權利を制限せんことを企てたり今其一例を擧れば一千八百六十六年十一月刑事聯合部會に於てなしたる決議に意見と云へるを以てを狭く解釋して議員が議場に於て其職務上より爲す言論と雖も人身上の誹毀に涉れる者は之を意見と云ふを得せ故に被害者の告訴を俟て之を處罰すべき者なりと決議せり爾來此決議を改め一八八七年二月同六月との兩度に於ても亦之に従ふて判決せり然るに一千八百七十年に於て北獨逸聯合の刑法を以て議院内に於てあしたる議員の言論及投票の自由なる文字に改め其翌年獨逸帝國成立後に其刑法中に此箇條を少しも變更せずして採用したるか故に普國行政府及裁判所がなしたる制限は現今存在せし普國其他の獨逸各邦の法律に獨逸帝國の法律に矛盾するを得せ矛盾したるときは無効とするを以て原則とす故に獨逸刑法に議院内に於てなしたる議員の言論と汎く之を包含したるを以て普國法

律は狹意の法律を設けて議員言論の自由を制限するを得ざるなり

第五十三條 兩議院の議員の現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるること

となし

本條は前條と同しく各議員に特別の保護を與ふるを目的とせるものなれば行政權に對し立法權の獨立を全ふし議員をして其職務を充分に盡さしむるにあり若し何時までも議員を逮捕すると得るとせば行政官の警察官として己れに反對する議員を恣に捕縛せしめ其不在なるに乗して重要なる問題を議決するの弊害あればなり然れども現行犯罪を捕縛するの政府が斯る策畧の爲に出ざる者なること明白なるを以て之を例外とす又内亂外患に關する犯罪は若し之を猶豫するときは立法權の危ふきを致すのみならず國家の危害をも招ねくとあるが故なり此二種の例外の場合に先づ逮捕して而して後に議院に通知し其他の場合に於ては議院の承諾を経て後逮捕すべし而して其承諾は議長一人にて之を與ふるか若くは議院の議決を以て之と與ふるかの議院の擇ぶ所を任せて而して行政

府が故意に逮捕する者にあらざること明白なるときは其逮捕者の罪の有無の之と問ひて承諾と興へざるべからず何となれば本條は立法權の獨立を維持するが爲に設たるのみにして其罪の有無を決するが爲にあつざればなり

本條の保護を興ふるは議院會期中に限るものとす會期中とは憲法義解に依れば召集の後閉會の前とあれども議會にして開會せざる以上は議會成立せざるに従て其承諾を興ふるの議會なきを以て開會より閉會に至る迄の間と以て會期中と爲す

若し會期前既に捕縛せられたるときは如何處分すべきやと云ふに英國に於ては議會の其會期中之を解免せしむることを得佛獨普の三國に於ては議院の請求に依りては會期中捕縛を免す或は審判と中止することを得又我國に於ては會期中と明に定めあると以て會期前の捕縛に關する者は議會に於て之と如何ともするまと思はすと思考す

此制度は英國に於て始めて起れるものなりと雖とも英國に於ては只民事上の爲に捕縛拘留せざるゝまとなしと定るの之にして刑事上に於ては假令會期中と雖とも捕縛拘留し得るものとす然るゝ大陸諸國に於ては民事上のみならず之を刑

事上迄及はし其區域を大にせり又英國に於ては下院は開會中及其前後各四十日間上院の開會中及其前後各二十日間議員の逮捕拘留せざるゝことなし且つ議員の家族及従者も亦此權利を有するものとす又米國は會期中及往復間と定め大陸諸國の會期中に限る

次に議員たる者は裁判の証人又は陪審官たることを拒むの權利ありや否やと云ふに英國に於ては上下兩院共昔時之と拒むの權利を有せしが今日にては單に陪審官たるを拒み得るのみ又米國は証人及陪審官たることを兩なら拒むを得故

に議會の認可を経ずして裁判所は証人又は陪審官たる事と命するを得也

第五十四條 國務大臣及政府委員の何時たりとも各議院に

出席し及發言をすることを得

本條の目的は國務大臣を法律に對して責任を有する者あれば之と議定するに先ち充分其意見を議會に於て述べしむる爲めに設けたる者なり而して議會は國務大臣及政府委員に對して懲罰權を有するや否と云ふに國務大臣及政府委員は議員の資格を以て議場に臨む者ならざれば議長の意見又は議院の決議を以て懲罰

規則を之に適用することを得ず故に不當の處爲われは宜しく天皇に之を奏すべしと云ふ者あり又議員は言論の自由を有するが故に懲罰を爲すの必要あれども大臣の此自由を有せざるか故に之を懲罰するに必要とせざると云ふ者あり而して多數の學者の大臣に對して懲罰權なしと主張す然れども議長の院内の秩序を維持する爲めに議員外の者の言論と雖とも之を中止せしむることを得本條に依れば政府委員は何時なりとも發言することを得ざれども議院法第四十八條に議員の發言中に之を發言するを得ざるとの制限あり然れども討論終結後に於て發言することを得ざると制限なく且又討論終結後と雖とも議院は議事中有ると以て政府委員に發言を許さざるべからず但し議事の最終に於る發言は其決議の上に尤も大なる關係を有する者なるを以て政府委員にのみ發言を許し而して議員に向て發言を許さざるは不公平なるを以て諸外國の例の如く討論終結後に於て政府委員が發言したるときは討論終結の決議廢滅し議事再び開けたりとすると以て其當を得たるものと信ぜ

第五十五條 國務大臣を輔弼し其の責に任を凡て法

律勅令其の他國務に關する詔勅の國務大臣の副署を要す

本條の解釋に付ては學說一ならず各國の制度も亦た一樣ならざるが故に之を解釋するに當て只或る國の例を引証するか若くは或る學說を根據とするが如きは共に誤れるものと云ふべし

本條に就て論究すべき點は第一に副署の性質、第二責任者、第三責任の事項、第四責任の判定者を定むること之れなり

第一副署とは法令に形式上の効力を與ふるの一要件なり故に副署なき法令は法令たるの効力と有せざ次に副署する人は國務大臣として内閣官制第四條に依れば法律及一般の行政に關する勅令は總理大臣及主任大臣之に副署す而して勅令の各省主任の事務に屬するものは各省大臣之に副署す

第二責任者は副署をなしたる國務大臣其の責に任す故に副署は一方に於ては法令形式上の効力と與へ又一方には其責任者と定むるものなり副署したる大臣は其事項に付責任を有するが故に副署を拒むの自由あり大臣の責任に付連帶と單獨責任の議論あれ共我國の官制に於ては其副署者のみ責任に當り他の大臣は

責任を有せざる然れとも法律勅令は閣議を以て決するが故に此議に参したる所の大臣は副署せざるの故を以て其責を免るゝこと能はざり。英國に於て彈劾の被告人となる者は凡て國家に重要な位地を有する者にして獨り大臣にのみ限らざり又平民と貴族の差別あり又佛國に於ては大統領及大臣被告人とある又米國に於ては凡て文官は其地位の高下を論せざりして被告となる又普魯西に於ては大臣のみに限る。

第三責任の事項と云へるは民法上及刑法上の責任に付ては凡ての官吏と同トク之と有す而して本條に於て規定する所の責任といふ公法上の責任にして其職權上より來るものなり故に大臣は其發する所の法令の形式上及性質上現今の法規に抵觸するや否を檢査し此二點に就て其責任を負ふ而るに英國に於て彈劾の目的とする犯罪の之より區域甚だ大にして憲法及其習慣並に職務上に就て法律に違背せる犯罪のみに止まらざり其職務上の處爲の誠實に有益なることに對して責任を負ふ者とす又米國に於ては謀反賄賂其他重輕罪に就て彈劾す又普魯西に於ては謀反賄賂憲法違背の三を以て彈劾の目的とす。

第四責任の判定者 即ち大臣は天皇陛下に對して責任を有するや又議會に對して責任を有するや又は兩者に對して責任を有するや將國民に對して責任を有するやと云ふに其責任の勿論天皇陛下に對してのみ有する者にして議會及國民に對して之を有せざる何となれば此責任たる職務上の責任なれば其制裁も亦た官吏の職務を免し又譴責するの二途に依らざるべからざる然るに官吏の任免は共に天皇陛下の權内に屬するものなれば議會或は人民は之に喙を容るゝこと能はざるものなり外國の例に依るに彈劾の原告人の英佛米に於ては下院又普魯西に於ては兩院各之を爲す而して其裁判官は英、米、佛に於ては上院又普魯西に於ては高等裁判所なり英國に於て始めて彈劾を用ひしは第十四世紀なるが當時は行政法未だ充分なる規定なく又裁判所の獨立確固ならざるが故に一箇人の權利を保護する爲め并に國民全体の利益を保護する爲に議會大臣を監督するの必要ありて彈劾權を用ひしと屢なりしと雖とも今日に於ては法律悉く制定せられ且つ裁判所は行政政府より獨立して法律を適用するが故に彈劾權を用ゆる必要なく又政黨内閣の制度十八世紀の始め以來實行せられたるが故に殊更に大臣を彈劾するの

必要なし今日も於ては只行政命令が法律に背くや否及外交のまことに關してのみ
 彈劾するの必要ありて其他の行政に就ては大臣を彈劾するの必要なし故に英國
 も於ての昔時は彈劾履行はれしと雖とも輒近は此權を行ふこと稀あり
 憲法上の解釋として我國に於て大臣は天皇に對してのみ責任を有すれとも政
 事上より論せば大臣は議會を對して責任を有するものとす第一に立憲政体の本
 旨は君主の神聖を保つにあれども若し君主をして大臣の責任を判定するの地位
 に立たしめば其判定の善惡に依り君主も批難を試むる者生じ君主の神聖を保つ
 こと難きに至ればなり又我國に於ての君主の大權の區域甚だ廣く又外交のこと
 獨立命令を發すること其他凡て國務大臣の輔弼を以て決すること甚だ夥多るれ
 ば其責任をして薄からしめば之が爲に弊害を生むること大あるべきが故に之が
 監督者を別に設くるを必要とす然れども若し衆議院又は貴族院のみを以て此權
 を行はしむるときは議院が專斷の權力を振ふるに至らん故に兩院共同にて大臣
 の責任に就て告訴するの原告人たらしめ樞密院若くは他の高等裁判所をして之
 が判決となさしめば行政と立法との間に權衡を保ち獨り其權力を恣にする事な

きに至らん

憲法義解には大臣の責任を以て憲法及法律の支柱ありと云ひ又グナイスト氏の
 大臣責任を以て國家の構造の基石なりと云へり蓋し大臣の職權は尤も廣大なる
 ものあるが故に之を監督する所の權利にして完全ならざれば其弊害たる憲法及
 法律をして死文ならしむる至るが故なるべし大臣責任を明あるは極めて必要
 なりと云ふべきあり

第五十六條 樞密顧問の樞密院官制の定る所に由り天皇の

諮詢に應へ重要な國務を審議を

樞密院の陛下親臨して重要な國務を諮詢せらるゝ所に於て内閣及び各省大臣の
 み公務上の關係を有するも議會若くは官署若くは人民とは少しも關係を有せざりし
 て樞密院に諮詢せらるゝ事柄は外國條約、緊急勅令、罰則の規定ある勅令、戒嚴令の
 宣告、憲法に附屬する法律勅令に關する草案、及び疑義等あり又明治廿三年六月
 法律第四十八号行政裁判法を以て權限裁判所の設立に至るまで樞密院として此
 を判決せしむる事となり居れり、樞密院の明治廿一年四月勅令第廿一号を以て新

たに設置せられ同廿三年十月勅令二百十六号を以て改正せられたり此官制に依れば正副議長各一人顧問官廿五人(此議長顧問官の皆親任官にして何人とも雖も年齢四十歳に達せざれば此職に任せらるゝことと得ず)書記官長一人及び書記官五人を以て組織す各大臣は職權上より顧問官たるの地位を有し議決を列し表決の權を有す

英國にては之をプリビーカウンシル (Privy-council) と云ひ古に在ての國王唯一の顧問府にして萬般の政治を掌りたり然れ共樞密顧問官の數は漸次に増加して事を執るに當り甚だ不便なりしが故に更に委員を撰んで實際の事務を執らしめたり後此委員分離して内閣を組織するに及び樞密院は僅に空名を存し實際の權力内閣に歸し内閣は行政の中心と占るに至れり今日に於て顧問官數二百人以上あるも多分は兼官にして只ぶ名義を留る而已然れ共若し之を法律上より論ぜれば内閣の法律上其地位を有せき今日と雖ども樞密院は國家最高の行政府と云はざる可らず

普國にては所謂之をゲハイム、スターラート (Geheim staatsrat) と云ひ千八百十七

年に始めて建設せられ今日尙ほ存在するも憲法發布後は大に其活動を減つたり顧問官は吾國の如く専務の官吏にして其他の組織も粗ぼ吾國の樞密院と相似たる處あり

茲に或論者ありて樞密院の不必要あるを説く者ありと雖とも是れ至當の論に非ざる者と云ふ可し君主は一國統治の大權を總攬し給ひて行政立法司法の諸權を一身に集めらるゝが故に君主は行政官の上奏のみに従はせしめて國家中正の意見に依りて一國全体の幸福を計らざる可らき此を爲すに内閣又は議會に關係なき者を集めて之に諮詢するの必要あるや勿論なり今之を例すれば政府に於て緊要なる法律案か若は豫算案を發し議會之を否決し若くは甚しく修正を加へたる場合に行政府の之を以て憲法に背き國是を反對する者なり故に議會を解散するに非れば責任を以て行政の責に當るまゝと能はざることと上奏に及ばん乎又は議會は行政府の處置を以て違憲なりとし内閣の交迭を上奏する場合の如きに於ては陛下の行政府若くは議會の意見と其儘に採用せしめて先樞密院に諮詢し而して后之と決するの必要あり以上は行政府と立法部との關係より樞密院を必要とする

ものなれども單に行政部の範圍内に於ても又た樞密院を置くの必要あるを云はんよ第一外國條約を結ぶ事第二宣戰媾和を宣告すること第三戒嚴を宣告すること第四官制を定むること第五緊急勅令を發すること第六財政上緊急處分をなす事第七獨立命令を發する事等の如きは外國に在ては或は議會の議決を要する事あるも我國の憲法に於ては以上の事は一として議會の干涉する處に非ざ故に樞密院をして議會に代て行政權を監督し大權の運用を誤らしめざるを以て必要とす又た立法の範圍内に於ても樞密院の必要あり議會の提出したる法律案にして政府此に不同意を唱ふるの場合に當り政府の不同意を直に採用して裁可を與へざる時は其結果は獨り政府に重きを置き議會の權力を薄くする者なるか故に斯る場合には樞密院を諮詢して政府の不同意あるにも拘らず此に裁可を與るの必要あるなり

第五章 司法

憲法義解に行政司法の區別を説明して曰く行政は法律の範圍内に於て人民の幸福を増進する爲めに便宜の處分をなす者なり司法は之に反して法律に従て法律の儘に執行するを目的とし便益と酌量せざると然れ共司法官なりとて法律の許す範圍内に在ては狀情を酌量して便宜の處分をなすを得又た行政官と雖ども法律を守り法律の範圍を越ゆること能はざるは尙ほ司法官の如し故に此區別は以て司法と行政との區別となすに足らざり又た或人の司法は一個人の權利を保護するを目的とし又た行政は公益を計るを以て其目的とすと云ふも司法の中にても公益と目的とする處の法律多ければ此れ又た確然たる區別と云ふを得之を要するも其者の性質上より行政司法の區別を設けんと欲する者あるも世の進歩するも從て官制錯雜し來りて性質上司法に屬すべきものも官制上にて行政に屬し性質上行政に屬すべきものも官制上行政に屬し到底一般の原則と以て此が區別を立つるを得故に今日に於ては形式上より區別するを以て常とす則ち司法官の掌る事務をば司法事務と云ひ行政官の掌る事務をば之を稱して行政事務

るは又裁判の公平を得るか爲めに其の機關の一定不動ならんことを必要とすればなり(我が裁判所構成法は明治二十二年二月發布せられ同十一月實行の期に就けり)

本條に法律により司法權を行ふとあり之を行ふに當り裁判官は違憲の法律及び命令を適用するの義務ありや否やの問題あり憲法を以て國家根本の法律となし特に憲法改正の手續をなすに非れば之を變更すべからざるを以て法律を變更すべからざるは立憲國の原則にして我憲法第九條及び第七十三條に於て明に之と定めたり然るに若し議會に於て違憲の法律案を議定し天皇之を裁可して公布を命し或は國務大臣に於て故意若くは過失に依り法律に反する命令を發したりと假定せよ此時に當り臣民一個人は違憲違法なること假令明白なるにもせよ之を對して服従を拒むこと能はず若し之を拒むことを許したる時は臣民は違憲違法なることを口實として常に法律命令に服従せよ司法及び行政權として行はれざらしむるに至るが故に立憲國に於ては正當の公布式を以て發布したる法律命令は必き臣民をして服従の義務を有せしむ然れ共又同時に他の一方に於

て違憲違法の法律命令を豫防するの手續を設く此手續は大臣の責任と裁判上の保証との二あり大臣の責任を以て違憲の勅令を發し故意若くは過失を以て違憲の命令を出すまどなからしむと雖とも未だ以て違憲の法律を防くこと能はず是に於て裁判上の保証を設け元來効力と有すべからざる違憲の法律に基て行政官の爲しふる處分に依り損害を受たるものは行政裁判所に訴へしめて其法律の適用を取消さしめ又た違憲の法律に基たる一個人の處爲よ由て損害を受たる者は司法裁判所に訴へて其法律を適用することなからしむ是に於て裁判所の法律命令が果して憲法に背反したるや否やを審査するの權力を有せざる可らば此權力を稱して審査權と云ふ審査權の廣狹有無に付ては各國の制度一ならざるを以て學說上に於ても異なれり或人の裁判官の審査權は裁判官は法律命令が公布式に合へりや否やを審査するのみに止ると云ひ或人は法律命令の精神材料が憲法に矛盾するや否やを審査するの權力ありと云へり然れ共若し此權力ありとすれば司法官は立法官と其權力を争ひ立法の事業をして混雜せしむるに至る何となれば立法者が合憲の法律とするも司法官も於ては之を違憲となすの争と生ざればな

り且又た裁判官は法律の下に在るべき者にして法律の上に立ち以て其有効若くは無効を論ぜべき者に非ざると主張せり普國に於ては裁判官は形式上に於てのみ法律命令が違憲ありや否やと審査するの權力なれども其實質が違憲なりや否やを審査するの權を有せし但し勅令が憲法若くは法律に矛盾するや否やを審査するの權を獨り議會に在りて裁判官に屬せし而して議會は違憲なりや否やを議決するの權力を有すれども其議決を實行するの權力を有せし何となれば違憲の勅令を發したる大臣に對して制裁を加ふるの途ありし何となれば普國には憲法上には大臣責任を認められども未だ此が制裁を加ふるの手續方法を規定するの大臣責任は法律行われざるあり我が國に於ては違憲違法の法律命令を審査するの權は今日の裁判所構成法訴訟法等に於ては未だ裁判所に屬せし從つて我が國に未だ此の權を有するものなし然れども我が國に於ては行政命令の區域特に廣く從つて命令が法律若くは憲法に矛盾すべき場合特に多かるべきを以て將來我國にて此問題の起るまゝと多かるべく之を決するの必要も又大ある可し

第五十八條 裁判官を法律に定めたる資格を具ふる者を以

て之に任す

裁判官の刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免

せらるゝとあし

懲戒の條規の法律を以て之を定む

本條の裁判官の任免は共に法律に依る事を規定したる者なり他の官吏は勅令を以て其任免の條件を規定す然れども他の官吏と同トく天皇之を任免するは固より論を俟たず唯だ之を任免するの表準は裁判官と他の官吏とに於て差あるのみ而して茲は裁判官といひ凡て判事と云ひ判事試補檢事書記を包含せし檢事は行政官にして上官の命令に従ふ可き者にして自ら本條の規定外に在り裁判の公正を保つには裁判官をして權威の關涉を離れ獨立の地位に立たしむるを必要とす故に刑法又は懲戒裁判の判決に依り罷免せらるゝを除くの外は終身其職に在る者とし刑法の宣告とは重罪輕罪の宣告を受け其結果として公務に就く能はざる場合を云ふ故に有罪の宣告を受けたりとも公務に就く能はざる結果を生ぜざる場合即ち罰金科料は此限にあらざる懲戒處分とは職務上の過失ありた

る時に其職務を免せらるゝを云ふ裁判所構成法の第三百三十五條に於て監督の順序を定め次條に於て監督者其管轄内の裁判官に諭告となすの權と與へ此諭告をなし能ざる時に、第三百三十八條に於て懲戒法に依て之を追訴せしむ懲戒の條規は法律と以て定るとあるの明文に從て明治二十三年法律第六十八号の判事懲戒法なる法律を發布して裁判の判決を俟て其處分を爲す事となれり故に裁判官は他の官吏の如く本屬長官の方寸に由て其職を左右せらるゝことなし裁判所構成法第七十三條に委しく規定して曰く判事は刑法の宣告又は懲戒の處分に依るに非れば其意に反して轉官轉處停職免職又は減俸せらるゝことありと故に裁判官は終身官あるも其意に依て自ら辭職するを得るゝ素より論を俟たせ

此の如く判事の終身官なるも檢事は終身官に非ざれば裁判所構成法第八十條に於て檢事は其意に反して免職せられせと云ひあるも轉職するを得せとなきを以て先づ他の官に轉じ然して之れを免職することを得るなり或は言はん憲法には裁判官の其職を免せらるゝことあるのみにして然して構成法に於て其意義を擴充して轉官轉處等とも含蓄せしめたり然らば檢事か其意に反して免職せられせと云

へる處にも同トく轉官轉職をも含蓄せしめ得べしと云ふ人ある可しと雖ども構成法に於て所謂免職なる字義は轉官轉處をは含蓄せざることを明あり

第五十九條 裁判の對審判決の之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又ハ裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

裁判を公開するは裁判の公平と得る所以にして本條に於ては公開するを原則とし只た二個の場合に於ての豫審を公開せざるの例外を設たり即第一安寧秩序を害する時例へば内亂外患に關する罪及び嘯集教唆の類にして人心を刺激する者と云ふ第二は風教を害する時即ち内行の事例之は刑事に於る姦通民事に於る離婚の裁判の如き之を公衆の耳目に暴す時の爲めに風教を傷る者を云ふ然して其果して安寧秩序を破り風俗を害するや否を判定するは専ら裁判所の權内に在り之を決するは裁判所構成法民刑訴訟法の明文に依り若くは法律は明文なしと雖とも裁判所の議決に依るべき者なり本條即ち憲法の明文に於て裁判所の對審は公開を停止するの例外ありと雖とも判決を宣告するには此例外なきが故

に如何なる事情ありと雖とも必き之を公開せざる可らき若し此明文に反して公開せざる法廷に於て爲したる對審及び判決は凡て無効とす且又た公開と云ふ以上は必き口頭の對審をなし判決の之を朗讀するを以て必要とす行政上の訴願の如く書類を以て訴願となし書面を以て答辨をなし書面を以て判決を與るが如きは決して公開を非るなり而して公開と云ふは公衆の傍聽を許すと云ひ對審とは刑事の豫審を除き其他の民刑事の審理を云ふ吾國に於て對審判決の公開を許したるは實に明治八年以來の事として其以前は白洲裁判と云ひ秘密の裁判なり

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべき者は別に法律を以て之を定む

通常裁判所とは民事刑事を裁判する所にして陸海軍事の裁判所と商業工業に關する裁判所を以て特別裁判所と云ふを常とすれとも我國には未だ陸海軍裁判所の外は特別裁判所の設なきが故に如何なる者を以て特別裁判所となすやは明ならざ本條の精神は特別裁判所を設くるは必ず法律を以て之を定め行政命令を以て之と定めすと云に過ぎず

第六十一條 行政官廳の違法處分により權利を傷害せられたりとするの訴訟として別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべき者は司法裁判所に於て受理するの限に非ず

本條を解釋せんには先づ左の如く之を區別して然る後細論するを要す即ち第一行政裁判所を設るの必要第二行政裁判所の權限第三行政訴訟の手續第四行政裁判所の組織之なり

我國に於て行政官廳に對して訴訟を起すを許しざるは實に明治五年に在り同年の司法省第四十六號の達を以て地方官を裁判所に訴ふる事を許せり同七年第二十七號の達を以て行政裁判の名稱を設け以て地方官を訴ふる者は太政官の意見を聞きたる後判決するとなれり昨年十月行政裁判所を設け更に司法裁判所と並立せしむるに至りたり而して司法裁判の外行政裁判所を設るの理由凡二あり第一は司法權に對して行政權の獨立を得んか爲めあり若し行政官の處分をして司法官の監督を受け裁判所をして行政の當否を判決するときは行政官の司法官に

隸屬するを免れざる時は行政官は其本職なる社會の便益と人民の幸福とに従て便宜に處分するの餘地を失ふに至るべし第二に行政の事柄は通常司法官の慣れざる所にして此う判決に任するは甚た危険なり故に行政の訴訟は行政の事務に熟達するの人と以て裁判せしむると必要とす是れ本條に於て行政裁判所か司法裁判所と對して有する處の權限を定め司法裁判所は行政裁判の管轄事務を受理することを得すと定むる所以なり而して行政裁判所の管轄に屬するまとは行政官廳の違法處分に於る權利傷害の訴訟をば悉く含蓄せきして行政裁判法に於て特に行政裁判所の管轄内に屬せしめたる一部のみに止まりて其他の部分に至ては仮令行政上違法の處分に由て自己の權利を傷害せられたりと云ふと雖も行政裁判所に提出するを得き或は曰く權利あれば必き訴訟を提出するの權利あり故に行政裁判所に訴るまと能はせとせば必き司法裁判所に訴るの權ありと然りと雖とも司法裁判所は裁判所構成法に因て其裁判すべき區域を定め行政權に關することは特に法律に規定するに非れば之を裁判するを得き之と要するに行政裁判所は行政裁判法に因て其權限に屬せしめざる事件のみを判決する處にし

て行政官廳の違法處分に由て權利を傷害したる總て件の事を審判せき行政裁判法第十五條に行政裁判所は法律勅令に因り行政裁判所に出訴するを許したる事件を審判すとあり即ち我國は列記法の主義と採用したる者なり右列記の方法に二種あり第一の概括的列記法之なり明治廿三年法律第六號に曰く左に掲けたる事件に就て行政官廳の違法處分により權利を毀損せられたりとなす者は行政裁判所に出訴するを得るとあり其一に曰く海關稅と除くの外租稅手数料の賦課に關する事件二に曰く租稅滯納處分に關する事件三に曰く營業免許の拒否又は取消に關する事件四に曰く水利及び土木に關する事件五に曰く土地官民有の區分査定に關する事件とす以上の第一より第五に至る事項は付ては自己の權利と傷害せられたる事と違法處分なる事と違法の處分者は行政官廳なる事との三要件と具備する時の行政訴訟を提起するを得るなり茲は行政訴訟を以て訴願より區別せんに元來行政官の職權に二種あり一は必き法律に従て其職務を執り法律を其儘に執行するを目的とする者第二は法律の範圍内に於て自己の意志と以て處分し得るの事件なり故に若し行政官が違法の處分を爲したる時の行政訴訟を

提起し其意見に因りて處分したる事柄に對しての訴願を提出するあり去れば行政訴訟には違法なりとするの條件と必要とすれとも訴願をなすには必要となさざりて單に行政官の所爲が不公平なりとか將た自己に取り不利益なりと云ふと主張するを以て足れりとす第二の單ある列記法とす即ち法律勅令に特々行政訴訟を提起するを許したるたる事件に付ては其規定に従て行政訴訟と提起するを得べし而して茲に一の注意すべきまとは以上の第一及第二の何れに屬する事柄にても其れが損害を蒙りたる者より提出する損害賠償の訴は之を司法裁判所に於て判決するに於て行政裁判所は之と受理せず其理由如何と云に行政裁判所は行政廳の處分か違法之や否やを判決するも既に違法之と判決したる以上は國家は違法の處分と爲す可き理由なきに依り其處分は官吏一私人の行爲と見做すを以て行政裁判所に於て之と受理するの理なければ之故に行政處分に由りて損害を受たりとするものは先づ證據として民事裁判所に向ひ以て損害賠償の訴訟と提起すべし

次に行政訴訟を提起するには法律勅令に特別の規定ある場合の外先づ訴願を

なして其判決を得るを必要とす即ち行政裁判所は豫審の裁判として訴願は始審あり但し茲又例外あり各大臣の處分又ハ内閣の直轄官廳地方上級の行政廳の處分と對しての訴願となさざりて直に行政訴訟を提起するを得然れとも各省又は内閣に訴願を爲したるときは行政訴訟を提起するを得ざるなり此例外を設たる理由ハ各省大臣の裁判と行政裁判所の判決とをして互に衝突するの弊を避くるに在り故に各省大臣又は内閣に向て訴願をなする又ハ行政訴訟と起すかの一と擇んで必き他の一を捨てざるべからず

次に行政訴訟の手續を述んに行政裁判法には詳に規定せざりて民事訴訟法中の原則に遵據することとなり居れり則ち法廷の公開原破對審証入鑑定人等の規定ありて民事訴訟に類似するも訴訟の一方は行政廳なるを以て異なるの點なきに非ざりば行政裁判法第三十五條に主務大臣は必要と認めたる場合に公益を保護するために委員と命トて審廷に差出すと得又同第四十二條行政訴訟の文書には訴訟用印紙と貼用すると必用とせり又た民事裁判に於ては訴訟を起したるときは裁判所が判決する間は報告ハ其事件に付き爲すべき事務と中止す仮令ハ金

員支拂の義務の如き其判決の下る迄支拂を見合さしむるを得るも行政裁判に於ては然らば行政處分は仮令違法處分なるにせよ之を以て正當なる者と認るが故に權利を害せられたる人に於て仮令訴訟を起すとも一旦其處分に服從して其義務を尽さざるを得ず仮令ば租税を納むることを促されたる場合に之を納むる義務なしと認めて訴訟を起すとも兎に角一旦之を納めて果して訴訟に勝ちたる時は政府より賠償と取るの手續となり居るあり(行政裁判法第二十三條参照)

行政裁判所の組織 行政裁判所は東京に一個所あるのみにして最高裁判所なり長官及び評定員なる者は三十歳以上にして五年以上高等行政官の職を奉じたるもの若くは裁判官の職を奉じたる者より任命す然して司法裁判官の如く終身官として公然政治に關係し商業と營み若くは利益ある他の公務に就くを得ず又た裁判は五人以上の列席會議を必要とす

第六章 會計

第六十二條 新たに租税を課し及び税率を變更するは法律

を以て之を定む可し

但し報償に屬する行政上の手数料及び其他の収納金は前項の限に非ず

國債を起し及び豫算に定めたる者を除く外國庫の負擔

とあるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を經へ

本條は國民の負担を増加す可き者は必す帝國議會の協賛を經べしとの大原則を定めたる者にして憲法に因て臣民が得たる權利中最も重大緊要なるものなり租は土地に課する處税は營業所得及び賣買交換の如き權利行爲等に課する者等を云ふ租税は國家が統治權の作用に依り統治權の下に服從する人民より徴収する收入を云ふ即ち人民は其拂ふところの租税に對して之に代る直接の利益を得る爲めに之を拂ふに非ずして臣民あるが故に拂ふところの者なるを以て納税の義務の實に臣民に取ては一の大負担なり

本條に於て新たに租税を課するに當ては議會の協賛を必要として之を政府の專斷に任せざるは實に立憲制の一大結果なりと云ひざるを得き英國の議會は此租税の拒諾權を得るか爲めに王室と幾度も軋轢を起し英國の憲法史は概ね此軋轢の歴史ありと云ふほどの困難を経て漸く得たる處の權利なり

租税は統治權の作用に依り脅迫して徴収する者なり故に寄附金の如き各自の意志を以て國庫に納るが如き又は私法上の關係よりして國庫に納るか如きは租税に非るなり又た租税の國民一般に對して賦課する處の負擔なり故に土地收用法若くは警察上の處分によりて或土地又は或財産に對して加る處の義務の如きは是れ又た租税に非るなり

次に手数料及び収納金は一個人か特に政府の利益を受る場合に其報酬として政府に納めしむる處の者にして一般普通の義務として課する處の租税と其性質を異にす而して之に二種ありとす行政權の使用に對して拂ふ者と及び官の營造物の費用に對鄭て拂ふ處の者なり特許証、商標登錄、旅行免狀等に對する手数料は前者に屬し學校の授業料、鐵道の切符料、郵便電信料の収納の如きは后者に屬す而し

て兩者とも皆行政命令を以て定る事を得べき者にして必きしも法律に依るの必要なし但し行政上の手数料と云ふは司法上の手数料即ち訴訟印紙料の如きは行政命令を以て定るを得き

税率との租税の割合なり故に税率を變更するは租税を課すると云ふ事と全く同一の事あるを以て新たに租税と課せせと云は、最早税率を變更せせと云ふの必要なければ疑と避けんか爲めに明言したる者なり

次に國債を起すには帝國議會の協賛を経ざる可らき抑も國債は國家の會計に不足を生じたる時に之を補はんが爲めに募集する者にして其体裁は種々あるも此か爲めに利子の支拂元金の償還を要し國民の負擔を増加する者なれば必き帝國議會の協賛を必要とす又紙幣は通常國債と呼はざるも其性質より論ぜれば純然たる無利息の國債なるを以て本條の國債云々の範圍内に含蓋す大藏省証券は出納上一時の便宜の爲めに大藏省より發行する者にして其發行したる年度の歳入を以て支拂をなす者なり通常は之を流動公債と云ふも其性質より論ぜれば國債に屬せせと雖ども此か爲めに利子の支拂を必要として國庫の負擔となるが故に

毎年豫算と共に大藏省は帝國議會の賛協を経て其發行の最高額を定むるを必要とす

次に豫算に定めたる者を除く外國庫の負擔となるべき契約をなすは帝國議會協賛を経べしとあり其意味は凡て國庫の負擔ハ一度必き議會の協賛を経べしと云に在り即ち豫算と以て定めたる者は豫算にて承諾を求め其他の負擔も又た議會の協賛を必要とせり此契約なる語の中に外國條約より生ずる國庫の負擔假令は外國に軍費を補助するの條約を爲したる場合ハ帝國議會の協賛を経べきものたるや否やと云は實に一問題なり然れども吾國にて外國と條約を結ぶは其條約の種類は何たるを問はせ凡て天皇の大權に屬するを以て假令國庫の負擔となる可き條約と雖とも之を締結するにハ議會の協賛を要せざるや明あり然りと雖とも其條約を實行するか爲めに租税を課し若くは其税率を變更し若くは國民の負擔を増加するに當ては必き帝國議會の協賛を経べき者なりと思ふ

第六十三條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依り徴収す

前條に於て新たに租税を課するハ必き法律と以すべきことを定め本條に於ては現行の租税は更に法律を以て之を改正せざる限ハ凡て従前の租税と及び税率に依て之を徴収すべきことを定む故に凡て租税の存廢修正は悉く法律を以て之を定るを原則とす茲に現行租税と云ハ此憲法ハ効力を生したる時に行われ居る租税を云ふ故に憲法第七十六條に法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘らざ此憲法に矛盾せざる現行の法令は凡て遵由の効力と有すとあるの規定と重複の嫌あきに非るも租税に關するまとは重大あるを以て重複を厭ハせしめて特に本條に明示したるものならん

前に述べたる如く租税は法律を以て定め年々の豫算を以て議定せし即ち租税を以て永久の歲入となすは我憲法の執る處の主義なり然るに歐州各國に於て一般に信せらるゝ處の夫の議會ハ租税を毎年議定するの權と有し毎年租税の全部を議會よ於て議決し其議決の効力は單に一年に限るの主義とは大に異なれり歐州各國に於て斯る説の起りたる原因ハ凡そ二あり第一は歴史上の理由にして昔時に於ては歐州各國の帝王は一家の資財を以て王室の費用と國家の費用とを支辨

し來りたりしが後國家の事務増加するに従ひ其費用の不足を支辨する爲に國中の豪族を集めて義捐金をなさしめ以て國家の費用を補ひたり故に豪族の王家不法の要求を豫防するためには王家をして其必要を証明し以て國民の承諾と經るを必要とせしめ承諾なくして租税なしと云へる原則を生ずるに至れり且つ之に加ふるに理論上より租税を承諾するの權は議會に在りとの説と主張したる者の論に曰く一國の主權は國民に在り故に國民は全部の租税に對して専ら自由承諾の權利を有し國民にして租税を承諾するも承諾せざるも若くは承諾せざるの結果として政府を廢止する決議を生ずるも主權者たる國民の自由意志に存すとの説に基けり然れども以上の理論の各國の實際は於て行れざるのみならず國家の目的に反する者なり抑も國家成立の目的の永久なることを希望するものなり故に國家が永久の存立を保つ爲めに毎年動かざる處の永久の収入なるものを必要とす故に何人も及び何等の機關と雖ども國家の毎年要する處の費用の源と閉鎖して以て國家の存立と危くするの權利を有せざる盡し國家の機關にして國家其れ自身の存立を破壊するは理に於て決して許すべきことに非ざるを以て議會は毎年租

税の全部を議決するの權利ありとの説が採用せらるゝにも拘らざる其實際には於ては各國に在ても我國の如く租税を以て永久の歳入となせり普魯西憲法第九條に曰く「現行の租税は舊に依り之を徵收す」と英國に於ては地租、海關稅、物產稅、印紙稅は永久に之を徵收し固定資金に拂込ましむ其額は凡全歳入の七分の六に當る此部分は議會の議定を俟たせして年々國庫中に入り來る者なり即ち之を數字に示す時は左の如し

千八百八十四年の調査

全歳入八千七百二十万五千八百八十四圓

此内固定資金七千三百万圓

而して我國に於ては國家の費用は昔時より凡て租税と以て支辨し租税の外は國家の費用を支辨する方法なきの故に歐洲各國の如く王室の歳入を以て國家の費用を支辨し只だ其不足のみを租税を以て補ふ者とは大に異なれり故に吾國に於ては決して租税の全部を之毎年動く處の議會の議決に一任するを得ざるは本條の必要なる所以なり

佛蘭西は毎年議會にて租税を定るの主義を憲法上にて定むれども其實際を見るに毎年決して之を議決せしめて舊に依て之を徴収す且つ毎年税率を定る處の直税は甚だ不便なるを以て或論者は之を改正すべしとの論を主張せり

第三、法律の結果に依る歳出とは法律の正條に歳出の額を掲げると雖とも法律を適用するに付て必要なる費用假令ハ帝國議會の費用議員の歳費諸般の恩給年金裁判所及び會計検査院の如き法律に依れる官制の費用及び俸給の種類を云ふ會計補則第三條に帝國議會の開會する前より發布せられたる法律に基きたる費目す一種を掲げたり就で見ざるべし

第四、法律上政府の義務に屬する歳出とは民法上に於て政府の義務に屬する支出を云ふ而して憲法第七十六條第二項に於て歳出上政府の義務に係る現在の契約又ハ命令は凡て第六十七條の例に依るとあるを以て政府の命令に基ける者と雖とも又本條の規定に従はざるを得る會計法補則第三條に神社費國債の利子及び償還會社營業の補助又は保証公共工事の補助金を始め十種に費目を掲げて本條支出に屬する者と爲せり

第六十四條 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國

議會の協賛を経へし

豫算の款項は超過し又ハ豫算の外に生じたるるとき

は后日帝國議會の承諾を経るを要す

本條に豫算は毎年帝國議會の協賛を経べしと云ふことありて別に裁可を経べしと明言せざるを以て或人の之を以て豫算は議會の議決を経れば裁可を俟たずして充分の効力を有し政府の其議決を遵奉すべしと解釋する者あるも是れ誤れる解釋あり第一協賛ある文字より考るも既に協賛と云ふ以上は國會か一人にて議決せるのみにて効力の生ぜざるや明なり第二に國會は命令の主体ならざるか故に議會の議決のみを以て行政官に命令するの力なし行政官に遵奉せしむるには必き裁可なるものを必要とす

次に本條に於て豫算は議會の協賛を経べしと云ふを以て豫算は法律なりと論ずる者あり成程獨逸普西亞佛蘭西白耳義の憲法に於ては豫算は法律を以て規定すべしとあるを以て豫算其者の性質は法律に非るにせよ此等諸國の成文上より論

せるときは形式上に於ては純然たる一個の法律と云はざるを得せ然れとも吾國
 及びバイエルン國の憲法には豫算は議會の協賛を経べしとあるを以て豫算は固
 より法律にあらざり元來豫算其者の本性は法律たるにもせよ吾國及びバイエルン
 國憲法に於ては形式上よ於て法律に非せと云ひざるを得せ故に豫算は法律なる
 や否やと云ふとは各國の成文よ依て定まるべき者にして決して一定の理論よ以
 て之を決すべき者に非せ吾國憲法に於ては法律は必ず議會の議決を経ざるべ
 からざるも議會の議決を経たる者は悉く法律なりと云ふを得せ何となれば豫算
 の如き國債募集の如き譬へ議會の協賛を経べき者あるよせよ法律に非ることの
 甚だ明なることなればなり尙ほ一步よ進めて獨普佛白諸國よては吾國と異にし
 て豫算は法律を以て定むべしと明言し形式上は純然たる一個の法律なり然るに
 ラバンド、シルツエーの諸學者は豫算其者の本性より論じて豫算は法律よ非せと
 言へり即ち豫算は形式上の法律なるも實質上に於ては法律に非せと言へり何と
 なれば法律の臣民の權利義務に關する規定なるも豫算は權利義務に關すること
 なければなり豫算の行政上の事項にして行政よ爲すに付て必要なる費用の收支

を計算し行政官をして之を守らしむるのみなるを以て名は則ち法律なりと云ふ
 も其實法律に非せと云へり既よ豫算よ以て法律に非せとそれ何の爲に議會を
 して之を議せしむるの必要あるやと云ふに之に付ては學說一ならずと雖も豫算
 は議會をして行政監督をなさしむるが爲に之を議せしむる者なり即ち豫算と決
 算とを以て會計上の監督よ爲し以て行政の全班を監督する者なり
 以上の法律上より豫算を論じたる者ありと雖も豫算は其名目の如く眞の豫算
 にして毎年の歳出入を豫め見込みたる出納表に外ならざるを以て其時の事情よ
 因り豫算外の支出を要するのみならず豫算の金額に過不足を生ずるは自然の勢
 にして豫算通りに之を行ふとは到底爲し能はざることなり故に行政官の豫算を
 以て行政の一標準となすのみにして時勢の必要に應じて之を斟酌増減すること
 をなすも違法の處分に非るなり例へば豫算に百万圓の支出を許し九十万圓の實
 費を要したる場合には是非共百万圓を支出せざるべらざるの義務なきが如く百
 万圓の豫算に百十万圓の實費を要したるときは此れ又よ豫算よ墨守せせして百
 十万圓を支出するも敢て違法の處分に非せ既よ不用となりざる費用を支出する

の責任を有せざるか如く己むを得ざる必要に因り生じざる豫算の超過及び豫算外の支出をなすも決して憲法の禁する所に非ず然れども豫算の款項に超過し又は豫算外に生じたる支出あるときは帝國議會の事後承諾を求むるを必要とす是れ即ち行政の必要と立法の監督とをして平行調和せしむるが爲めに必要なる方法なり豫算内に於る計算に對して行政官の負ふ處の責任の只た金錢上の支拂の正當なるや否やに在りて之を使用するの目的に付ての責任を有せざるものとす然れども豫算外に於る支出に對しての行政官は其支出の目的と及び金錢上の支拂の當否にも共に責任を有する者とす

以上の如く豫算の超過と及び豫算外の支出に帝國議會の承諾と必要とし議會承諾したるときは其効力は前に遡て豫算と變更したると同一の効力を生ず然れども議會之を承諾せざるときは其結果たるや將來に向て行政官と牽束し行政官の責任を生じ政治上の問題と惹起することあるべきも既に支出したる金額及び政府の爲に生じたる義務に付ての其結果を變更すること能はず即ち既往に對しては行政官に其責任を負ひしむるを得るも其行爲を取消すること能はず

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すべし

茲に豫算と云ふは豫算案の義にして豫算案は他の法律案と異にして前に衆議院に提出すべきことを定めたり即ち衆議院に豫算先議權を附與したるなり吾憲法に於ては兩院を以て同等となし其權限に一の差異あるに従て政府より提出する法律案も何れの院に前に提出するとも政府の隨意なるか豫算に限り衆議院に先議權を與へたる意は蓋し財政の國民の生活に伴ふべき者にして國民の公撰に成れる衆議院に密接の關係を有するを以てなり又衆議院をして成るべく他の牽制と受てして議決せしむるには貴族院の議決に先立て議するを必要とすればなり斯く衆議院は先議權を有するも之を修正するの權利は兩院共に同等にして少しも其間に差別あるし英普兩國に於ては財政法案即ち豫算は必き下院に提出せざるべからざるのみならず上院は之れを修正するの權を有せず只た全体を可否するのみ佛米に於ては上院も又た下院の如く國民直接の代表者なるを以て豫算に關しては兩院共に同等の權を有し上院の修正の權を有す但し前に下院に提出するまとは吾憲法と異ならず佛に於ては豫算のみならず國債の募集租稅變更の如き會計

上の法律は凡て下院に前に提出すへき定規なれとも吾國にては單に豫算のみ衆議院に先議權あり其の法案の租稅改正案を始め凡て提出の前後は政府の便宜に従ふ

第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

皇室經費は國家の元首たる天皇の費用に充つる爲に國庫より支協する者なり國庫と云ふは公法上に於て國家の會計出入の主体を云ふ現在の定額とは憲法有効のときの定額即ち三百圓と云ふ此定額に對しては議院は變更を議するを得ず但し將來に於て増額を要する時にのみ議會の協賛を必要とす皇室經費の使用は一に宮内の事に係り議會の關すへきことに非ず從て議會の承諾及び檢査を要せず然れとも之と豫算及び決算に記載するは一國歳出歳入の全体と知る爲めに示す者にして議會の議決を要するが爲めに非るなり宮内省の定額は皇室經費より支辨す故に豫算には皇室經費の科目ありて宮内省の科目なし

第六十七條 憲法上の大權は基礎する既定の歳出及法律の結

果より由り又ハ法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同

意なくして帝國議會之を廢除し又は削減するを得ず

本條は憲法の各條中に於て殆んど爭論の骨子とも云ふべき個條なりと雖とも其爭論は重に實際上より來れるものにして理論上に於ては左ほと困難なる者に非らざ

第一憲法上の大權 此大權は憲法第一章に掲げたる天皇の大權と云ふ者にして

第十條第十二條第十三條第十五條の大權に基ける歳出を云ふ

第二既定の歳出 既定の歳出ハ帝國議會の協賛を経て經常費となれるものを云

ふ即ち一度協賛を経たるときにハ次年度以後は既定の歳出となるなり本條は憲

法上の大權を基る既定の歳出を指すのみにして大權に基る凡ての歳出を含蓄せ

ざる故に大權に基くの歳出と雖とも新設又は増設に掛る部分ハ本條に含蓄せざ從

て議會は政府の同意なくして之を廢除削減するを得るなり

以上述べたる處を以て大權に基ける定既歳出の性質を明にしたるが如しと雖も

(八)

憲法を實施するに當り議論の種子となりしは第一明治廿四年度以前の豫算には議會の協賛を與へたるとなきか故に明治廿四年度の豫算には何を以て既定の歳出となすへきや第二に大權の區域を定むるに付き實際上に於て何と以て大權に基ける支出なりとするかと云ふとに付き爭論生したるを以て此争と避んが爲めに政府は廿三年八月法律第五十七号會計法補則を發し明治廿三年歳出豫算中左の費用は明治廿四年度の豫算に於て憲法第六十七條に規定したる大權に基ける既定の歳出と爲せり

第一文武官の俸給及び文官退官の賜金 第二第三第四畧す 第五各廳の廳費及び通常の修繕費

以上の五項に於て大權に基る歳出と悉く既定の歳出となしたるのみならず各廳の廳費及び經常修繕費の如きは大權の運用に關する費用のみならず法律命令の結果に依れる費用をも含蓄するに拘らざる悉く之を大權に基ける歳出となしたるも是れ其當と得たる者に非ざるとの非難ありたりしが會計法補則により大權に關する事項の區域及び廿四年度に對し既定の歳出を確定し其間疑と容れざるに

會

至れり從て廿五年度の豫算に對して既定の歳出となるものは右の五項に記載したる事項にして廿四年度の豫算中に掲ぐる金額なりとす故に毎年右の五項に關する費目は前年度の支出額を以て其年度の既定歳出となすべきなり

會計法補則は一個の法律なり故に後來法律改正の尋常手續を以て之を改正廢止し得べし去れば後來に於て之を廢止したるとありと仮定し而して前の議會に於て大權に基ける事項なりとして其費用を協賛したるも右の議會に於て大權に基ける事項に非ざると議決し得るや否や是れ一問題なり既に議決し得るとすれば既定の歳出と雖とも其事項が大權に基るに非るを以て從て既定の歳出たる性質を失ふに至るべし

計

第三法律の結果に由る既定の歳出とは法律の正條に歳出の額を掲げざると雖も法律を適用するに付て必要な費用仮令は帝國議會の費用議員の歳費諸般の恩給年金裁判所及會計検査院の如き法律に由れる官制の費用及び俸給の種類を云ふなり會計法補則第三條は帝國議會開會前に發布せられたる法律に基きざる費目十一種を掲げざり就て見るべし

(九)

第四法律上政府の義務に屬する歳出とは民法上に於て政府の義務に屬する支出を云ふ而して憲法第七十六條第二項に於て歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令の凡て第六十七條の例に依るとあるを以て政府の命令に基ける者と雖とも又た本條の規定に従はざるを得ず會計法補則第三條に神社費、國債の利子、及び償還、會社營業の補助又は保証、公共工事の補助金を初め十一種の費目を掲げて本條支出に屬する者と爲せり

第五「政府の同意なくして帝國議會の廢除又は削減することを得ず帝國議會の執行の機關に非ざ議會は其意志を發表するの議決をなすを以て其本分とす故に廢除削減するを得ざと云ふは廢除削減の議決をなすを得ざと云ふに等しく即ち議會が本條の三科目に付き廢除削減の議決となさんとするには之と爲すの以前に於て政府の同意を得るを必要とす政府の同意は此議決をなすに必要な豫備條件なるを以て此條件を缺くとき其議決と無効とす第六十四條に於ては國家の歳入歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べしとありて議會の豫算の全部に對して自由に協賛を爲し得るの規定なるに本條よて政府の同意と要するとの制限と設けたるの何ぞや曰く是れ我憲法にては豫算を以て行政事項となし憲法及び法律の下に立つものなりとの原則と採用したるの結果なり憲法及び法律は行政及財政の上に一段高き地位を占め豫算は憲法及法律に従屬する者としたるが故に豫算を以て憲法及び法律を動すこと能はざるなり元來立憲國に於ては憲法及び法律を以て國家と臣民並に臣民間の關係を規定し此の規定あるが故に各人の自由權をも確然強固ならしむると得るなり然るに毎年豫算を以て憲法及び

法律を廢止するを得とすれば一國の法序は常に動き易く各人の自由權利は強固ならざるに至る是を以て豫算と議する者は憲法及び法律上國家に必要な費用を支出するを以て當然の義務と云はざるを得る故に若し議會にして豫算を議する時に憲法及び法律上必要な費用を廢除削減するの憲法の原則に基きて國家の成立を破壊せんとする者あり然れども政府の同意を得たるときは此等の費用を廢除削減することを許すは法律及び時宜の許す範圍内に於て節略修正せしめんが爲めにして決して法律及び憲法を廢止若くは停止せしめんが爲めに非ざるを要するに本條規定の歳出と廢除削減する前に其豫備條件として政府の同意を必要とす同意なくして議決すれば即ち無効なり然れども之を反して同意を得て議決したる時は本條の歳出と雖も廢除削減するを得るは勿論なり

第六 政府の同意を求むる時期政府の同意を求むるは一院の議決する前に求むべき乎或は兩院議決後と求むべきやと云ふに同意の帝國議會の廢除削減の議決と要する豫備條件なり然して帝國議會の議決の衆議院の議決と貴族院の議決とを併せ稱しざる者にして此外に別に帝國議會の議決なるもの存せざる故に帝國議

會の一部分なる衆議院か廢除削減の確定議決をなす前と政府の同意を必要とす若し之に反して衆議院貴族兩院の議決後に政府の同意を求むるも其議決は同意なくして議決したる者なるが故に憲法違犯の議決にして無効ならざるを得る次に同意を求むる者は一院なるや將た兩院なるやの問題に付て一院論者は日本帝國議會は法人ならざるが故に之を代表する者なし故に一院に於て同意を求めざるべからざると又た二院論者曰く廢除削減の議決をなすは帝國議會なり故に帝國議會より同意を求めざるべからざると然れども予は之を一院にするも二院にするも何れにても可なりと信ぜ何となれば憲法又は議決の豫備條件として政府の同意を求むるを定むれども其同意を求むる者は何者なるやを規定せざるが故に時宜に依て之を決するより外なければなり次に政府が同意を表する方法は憲法又は法律に一定の法式を定めざるを以て時の便宜に従ひ總理大臣又は政府を代表する處の委員が口頭又は文書と以て之を表するも差支なし

我憲法第六十七條に規定せる者と類似し居る者は獨逸聯邦中の數邦なりとす其一二を舉ればハノトナル憲法第九十一條に曰く聯邦の法律又は國法又は私法に

基き政府の義務に屬する歳出入國會は於て否決すべからざるアルデンプルと憲法第二百三條に曰く歳入を確定するには政府と議會との一致と必要とす此一致を経たる金額は之に對する事項及び目的の消滅せざる間の議會の承諾なくして之を増加することを得ざる又た政府の承諾なくして之を減少する事を得ざるアルデンプルと憲法第八十七條は曰く議會は聯邦の義務及び國の憲法に必要ある事務を執行し殊に聯邦の法律又は國の法律又は私法上の義務より生ずる費用の爲めに必要なる現行諸税の徴收を拒むことを得ざる尙ほ他に此の如き規定を有する聯邦二三あるものと畧す。

第六十八條 特別の須要に因り政府の豫め年限を定め繼續

費として帝國議會の協賛を求むることを得

本條は國家の歳出入は毎年豫算を以て定ると云へる第六十四條の例外なり元來豫算は一年間に向て効力と有する者にして數年に渉るものに非ず然れども或種類の事業は數年の支出を要することあり假令は陸海軍費の一部分又ハ工事建築製造の類之あり此場合に於て若し始め一年の支出のみ協賛を経て其事業を起し

翌年に至て議會若し之を協賛せざる時ハ中途にして其事業を廢するの不幸を見るに至る是を以て政府として特別の必要ある場合ハは數年に渉るの事業を一度に協賛を求めしめ翌年よりハ協賛なくして之を支出することを許したるなり繼續費は繼續年限中毎年同額の支出となすべきやと云ふに之を均分するも或は其額と異にするも憲法の禁せざる所なり之を以て明治廿二年法律第四號會計法第二十二條に曰く數年を期して工事製造及び其他の事業にして繼續費として其總額を定めたるものは毎年の支拂殘額を竣工年度迄逐次繰越支用するを得」と定め同法第廿條各年度に於て歳計に剩餘あるときは其翌年度の歳入に繰入るべしとの原則に例外と置きたり

本條に依るときは繼續費ハ必き一度帝國議會の協賛を必要とす而して明治廿三年に於ては未だ議會存在せざるが故に明治廿四年度に對して繼續費あるを得ざるに實際に於ては既に議會開設前に數年を期したるの繼續事業を起したるもの多し因て議會開設後に如何すべきやの問題生ず若し二十四年度前に始めたる繼續事業を一々帝國議會の協賛に附するときハ或は其事業ハ中止せざるべから

ざるの不幸と見るに至らん且つ本條は議會開設後の爲めに設けたるものにして議會開設前後の關係を定めたるものに非れば本條と適用せんとするは其當と得ざる者なり是に於て會計法補則第四條に曰く「明治廿三年以前の歳出豫算は於て數年を期したる事業にして明治廿四年度に至る迄未だ竣工に到らざるものは繼續費の例に依るとあるを以て二十三年以前の繼續事業の會計法補則なる法律の結果に基ける歳出となり憲法第六十七條に依り政府の同意を得てして廢除削減する能はざるの費目とあり

第六十九條 避くべからざるの豫算の不足を補ふ爲めに又
 の豫算の外に生じたる必要の費用は充つる爲めは豫備費
 を設くべし

第一、避くべからざるの豫算の不足とは豫算編制の時に豫期したる費額よりも尙ほ多額の費用を要したる場合なり第二、豫算外に生じたる必要の費目は豫算調制の時豫期せざりし費目即ち豫算中に少しも其費額を掲げざりしものと云ふ最初豫期して一度豫算に掲げたる費目にして議會の廢除したるもの豫算調制の時

に豫期したる必要よりも尙ほ大ある必要を生じたることを証明するに非ざれば本條を適用するを得ず既に必要の費用と云ふ以上は單に利益を起すの費用を以て必要と云ふを得ず又大に利益を害せしめて翌年度に延し得るの費用も本條を適用するを得ず

本條は於て豫備費を設くべしとは憲法が豫算に對して命令する處なるを以て豫算は是非とも豫備費の一科目を豫算中に設けざる可らざる若し之を設けざるときは憲法の命令に反する違憲の豫算なり但し豫備費の額ハ憲法の定めざる處なるを以て全く其時の便宜に依て決すべきものなり

憲法義解に曰く第六十四條は豫算の超過及び豫算外の支出に付き議會の事後承諾を求むべきまことを掲げたり而して其超過と及び豫算外の支出ハ何等の財源に由て之を供給するかを指示せざるは本條に豫備費の設を定むるを必要とする所以なりと之を以て見れば第六十四條の豫算超過及び豫算外の支出は其財源を本條の豫備金に取るを以て其支出額は豫備金の額を以て制限せられたる者なりと云はざるを得ず

會計法第六條豫算中に設くべき豫備費は左の二種に分つ第一豫備金第二豫備金之なり第一豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ひ第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用を充るものとす同第八條に豫備金を以て支辨したるときは年度經過後帝國議會に提出して其承諾を求るを要す明治二十一年の勅令第六十一号會計規則第五款に於て豫備金支出の法を定む豫備金は大藏大臣之と管理す各省大臣の第一豫備金の支出を要する時は大藏大臣の承認を要す大藏大臣は會計検査院に通知すべし各省大臣が第二の豫備金の支出を要するとき大藏大臣に其理由書を送り大藏大臣の其意見を附して勅裁に依て之を決し而して之を支出したる時の會計検査院に通知し及び官報に掲載すべき者とす

前數條に於て述べたる豫算全体に就て尙ほ一言せんに豫算は第一に歳出歳入の全部と含蓄するを必要とす若し歳出歳入の一方を掲げて他の一方を掲げず又は其一部分を掲げて全部を掲げざる時又は一會計年度の全部に涉らざる或は一の會計年度以上に涉る者は皆憲法違反の豫算なり第二に豫算の豫備費を設るを要す豫備費の額は前述の如く憲法に定めざれば之と定むるは政治上の問題に屬すれ共

豫備費を設けざるか又は豫備費の款項のみを設けて其金額を定めざる者は共に憲法違反の豫算なり第三に現在の皇室費を掲るを必要とす

以上條件の一と欠くときは憲法の所謂豫算に非ざる從て天皇も亦た憲法の條規に反する豫算を裁可せらるゝの謂れあり以上の條件を備へたる上よ於て尙ほ之を議定するに當り左の條件を必要とす第一衆議院に先に提出すること第二に帝國議會の協賛を経べきこと第三には第六十七條の歳出に對しては政府の同意を経て廢除削減の議定をなすこと之なり而して第一第二の條件を缺くときは豫算全体の効力を生ぜず第三の條件を缺くときは其一部分に對する議決の無効に屬すれとも豫算は依然として豫算たる効力と有するものとす元來第六十七條の歳出は必しも常に豫算中に存せざるべからざるものに非ざる即ち法律上の結果に基く歳出か又は民法上政府の義務に屬する歳出の國家の成立に欠くべからざるものに非ざる從て豫算中に此等の費用を掲げざる場合もあらん之を掲げざるは掲るの必要なきに依るものなるを以て之を掲げざればとて敢て豫算は豫算たるの性質を失ふものに非ざる第六十七條の旨意は第六十七條の歳出ある場合も政府の同

意と經て廢除削減の議決をなすへきことを規定したる迄のものにして皇室經費豫備費の如く必しも之と豫算中と掲げざるべからざることと命じたるもの非ず故に若し帝國議會にて政府の同意なしに廢除削減の議決をなしたる時は其議決の議會が正當なる權利を以てしたる議決と云ふを得て從て其議決は無効に屬すと雖も此一部分の無効あるを爲めに豫算の全体を無効なり云ふを得ず然れ共其議決の無効に屬したる部分の歳出は原案を以て成立したる者と見做すべきや或は全く其支出をなし能はざると云ふべきや是れ一問題なりと雖も予の原案を以て成立したる者とす

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需要ある場合に於て内外の情形に依り政府は帝國議會を召集する能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分をなすことを得
前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要す

本條は第八條と同様に國家の緊急なる場合に於て處分するを定めたるなり第八

條に於て緊急命令を以て法律に代るべき命令と發し得ることを定めたるが故に豫算と以て一個の法律と見做す以上は殊更に本條を設るの必要なし然れとも吾憲法にては豫算を以て法律とあさる行政事項となすか故に本條を以て財政上の非常處分と定めたり此非常處分と設けざる理由は第八條の緊急命令の場合に於て説明したるが如く非常の場合に於て平常の如く憲法及び法律を確守するときの却て國家を危急に陥らしむるの恐あるを以て之を豫防せんか爲めに行政權に強大なる權力を與へたるなり非常處分となすより二條件を必要とす第一に帝國議會を召集するの違なきこと第二其處分をなすに非れば國家と危急に陥るの恐あること之なり第八條の緊急命令を發するよりは議會の閉會を必要となすのみなれとも非常處分をなすに臨時召集の違なきことを証明せざるべからず是れ緊急命令よりも非常處分を鄭重にせる所以なり各國の憲法に於て此非常處分となすの權力を有するものに付て三個の區別あり第一は議會の臨時召集を必要とするもの第二常置委員を置て其同意を必要とするもの第三政府の獨斷を以て非

意と經て廢除削減の議決をなすべきことを規定したる迄のものにして皇室經費豫備費の如く必しも之と豫算中と掲げざるべからざることと命じたるものも非ず故に若し帝國議會にて政府の同意なしに廢除削減の議決をなしたる時は其議決の議會が正當なる權利を以てしたる議決と云ふを得て從て其議決は無効に屬すと雖も此一部分の無効あるを爲めに豫算の全体を無効なり云ふを得ず然れ共其議決の無効に屬したる部分の歳出は原案と以て成立したる者と見做すべきや或は全く其支出をなし能はざると云ふべきや是れ一問題なりと雖とも予の原案を以て成立したる者となす

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需要ある場合に於て内外の情形に依り政府は帝國議會を召集する能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分をかすことを得
前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要す

本條は第八條と同く國家の緊急なる場合に向て處分するを定めたるなり第八條に於て緊急命令を以て法律に代るべき命令と發し得ることを定めたるが故に豫算と以て一個の法律と見做す以上は殊更に本條を設るの必要なし然れとも吾憲法にては豫算を以て法律とみざるを行政事項となすか故に本條と以て財政上の非常處分と定めたり此非常處分と設けざる理由は第八條の緊急命令の場合に於て説明したるが如く非常の場合に於て平常の如く憲法及び法律を遵守するときは

却て國家を危急に陥らしむるの恐あるを以て之を豫防せんか爲めに行政權に強大なる權力を與へたるなり非常處分となすは二條件を必要とす第一に帝國議會を召集するの違なきま第二其處分をなすに非れば國家を危急に陥るゝの恐あること之なり第八條の緊急命令を發するは議會の閉會を必要となすのみなれとも非常處分をなすに臨時召集の違なきことを証明せざるべからず是れ緊急命令よりも非常處分を鄭重にせる所以なり各國の憲法に於て此非常處分となすの權力を有するものに付て三個の區別あり第一は議會の臨時召集を必要とするもの第二常置委員を置て其同意を必要とするもの第三政府の獨斷を以て非